

松浦市地域防災計画

震災対策編

令和5年10月改定

松浦市防災会議

目 次

第2編 震災対策

第1章 総則

第1節 目的	1
第2節 用語	2
第3節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	3
第4節 地震の想定	6

第2章 地震災害予防計画

第1節 計画の方針	42
第2節 防災知識普及計画	42
第3節 自主防災活動	44
第4節 要配慮者に対する安全対策の推進	45
第5節 建築物等の耐震性の確保と推進	46

第3章 地震災害応急対策に関する計画

第1節 組織動員計画	47
第2節 情報活動	59
第3節 通信連絡計画	69
第4節 避難計画	73
第5節 食糧供給計画	87
第6節 給水計画	88
第7節 医療等の計画	91
第8節 救出計画	93
第9節 消防計画	94
第10節 衣料生活必需品等物資供給計画	96
第11節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理計画	98
第12節 防疫、清掃計画	99
第13節 文教対策計画	100
第14節 死体の検索処理及び埋葬計画	103
第15節 水防活動	105
第16節 自衛隊災害派遣計画	106
第17節 相互応援協力計画	109

第4章 地震災害復旧計画

第1節	目的	114
第2節	住宅災害の復旧等に関する計画	115
第3節	災害応急融資計画	117
第4節	生活確保対策計画	117

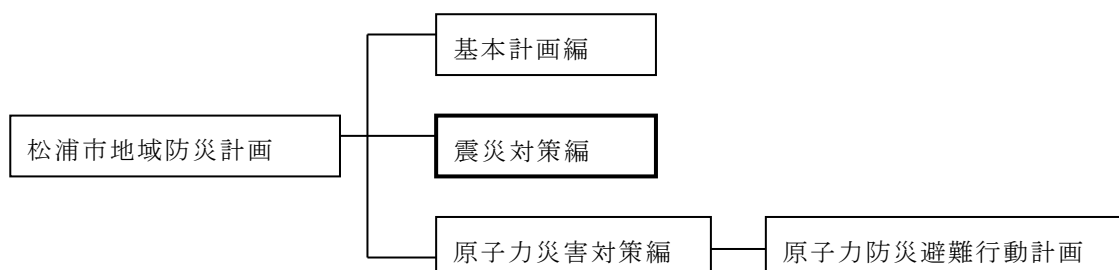
第1章 総則

第1節 目的

この計画は、地震・津波災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、松浦市の地域にかかる地震・津波災害対策として、災害予防、応急災害対策、災害復旧対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

- 1 松浦市地域における地震の想定と、その防災に関し、松浦市及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱。
- 2 地震・津波災害危険地域の防災組織づくり、防災知識の普及及び津波や耐震化対策、要配慮者に対する安全対策等の災害予防計画。
- 3 防災に関する組織体制、動員、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防等の災害発生の防御計画及び食糧、衣料等の供給、医療、救出等の応急救助計画、並びにその他災害の拡大を防止するための計画等災害応急対策の計画。
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な計画

○松浦市地域防災計画の体系



第2節 用語

用語の解釈については、災害対策基本法第2条に定めるところによるが、本計画における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

防 災 計 画	松浦市地域防災計画をいう
県 防 災 計 画	長崎県地域防災計画をいう
対 策 本 部	松浦市災害対策本部をいう
県 本 部	長崎県災害対策本部をいう
県北地方本部	長崎県災害対策県北地方本部をいう
県 本 部 長	長崎県災害対策本部長をいう
県北地方本部長	長崎県災害対策県北地方本部長をいう
基 本 法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう
救 助 法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう

第3節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

松浦市及び松浦市の地域を管轄する公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。

1 松浦市

機関名	所掌事務
松浦市	<ul style="list-style-type: none"> ・松浦市防災会議及び松浦市災害対策本部に関する事務 ・地震防災に関する教育訓練の実施 ・地震防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 ・地震防災に関する施設及び設備の整備 ・地震災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置 ・地震災害情報の収集、伝達及び被害調査 ・水防、消防、救助、その他の応急措置 ・地震災害時の衛生及び文教対策 ・地震災害時における交通輸送の確保 ・被災施設の災害復旧 ・被災者に対する融資等対策 ・地域の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策の調整 ・その他災害発生の防衛、または拡大防止のための措置

2 県の地方機関

機関名	所掌事務
県北振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関との連絡調整に関すること ・被害状況の収集に関すること ・商工業、農林水産業の災害対策に関すること ・地すべり、急傾斜地、河川及び道路災害等の対策に関すること ・地震災害時における管内区域の県管理の道路等の応急対策 ・海岸保全施設の被害調査及び災害復旧
県北保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害時における管内区域の保健衛生指導
松浦警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難、避難誘導及び救助 ・立ち入り禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制 ・緊急輸送のための交通保持 ・犯罪の予防等社会秩序の維持 ・その他災害警備に必要な措置

第1章 総則

3 消防

機関名	所掌事務
松浦市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 地震防災に関する知識の普及と啓発 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限

4 自衛隊

機関名	所掌事務
長崎地方協力本部	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における人命、財産の救援及び応急復旧活動の支援
陸上自衛隊第16普通科連隊	
海上自衛隊佐世保地方総監部	
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	

5 指定地方行政機関

機関名	所掌事務
福岡管区気象台 (長崎地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部) (佐世保海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における人命、財産の救済、その他救済を必要とする場合の援助、並びに海上の治安警備
九州運輸局 (長崎運輸支局) (佐世保海事事務所)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における陸、海上輸送の調査並びに指導 災害時における自動車輸送、船舶運航事業者に対する運送及び航海命令 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
九州農政局	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における主要食糧の需給対策 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置の指導
九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> 非常時の場合の防災無線、有線電気通信及び無線通信の監理
国土地理院 九州地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> 地殻変動の監視に関すること 災害時における地理空間情報の整理・提供に関すること 災害・復旧のための公共測量における指導・助言に関すること
九州地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物等の処理に関すること 環境監視体制の支援に関すること ペットの救護等に係る支援に関すること
江迎労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> 工場、事業所における被災労働者に対する援助等協力 工場、事業所の被災状況の把握

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	所掌事務
九州電力送配電(株) 平戸配電事業所 唐津配電事業所	<ul style="list-style-type: none"> 電力施設の整備と防災管理 災害時における電力供給確保 被災施設の応急対策と災害復旧
N T T西日本佐世保営業所	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信設備の保全と災害時における非常通信回路の確保
松浦郵便局	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の提供及び郵便局ネットワークを活用した広報活動 災害における郵便業務の確保 災害における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い、並びに災害つなぎ資金の融通
九州電力(株)松浦発電所 J-POWERジェネレーションサー ビス株式会社 松浦火力運営事業所	<ul style="list-style-type: none"> 電力施設の防災管理及び災害時における電力供給確保、被災施設の応急対策と災害復旧
九州電力(株)玄海原子力発電所	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の災害対策及び被災従業員に対する救護等協力
九州液化瓦斯福島基地(株)	<ul style="list-style-type: none"> 基地内施設の災害対策及び被災従業員に対する救護等協力 災害発生時における基地内栈橋を利用した住民避難等協力
日本赤十字社長崎県支部	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における医療、助産及び死体の処理の実施 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 義援金品等の募集配分業務
北松浦医師会	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における被災者の救護活動
ガス、石油等供給機関	<ul style="list-style-type: none"> 供給施設の耐火整備及び被災地に対する燃料供給の確保
運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> 施設の防災及び災害救援物資の緊急輸送
報道機関等	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報、警報等の放送等による周知徹底及び防災知識の普及、災害状況災害対策に関する報道
各種金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における金融機関の緊急融資措置の指導等

7 公共的団体

機関名	所掌事務
松浦商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報等の伝達及び共同利用施設の災害対策 被害組合員に対する融資又はその斡旋 県・市が行う被害調査及び応急対策への協力
松浦市福鷹商工会	
新松浦漁業協同組合	
ながさき西海農業協同組合	
松浦市建設業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の提供 公共土木施設等の災害応急対策及び復旧対策
社会福祉法人 松浦市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 災害時応急対策活動として行う、災害ボランティアの受入れ、活動支援等

第4節 地震の想定

1 長崎県の地震想定見直しの経緯

平成7年1月17日に発生し、震度7を記録した兵庫県南部地震（M7.3）による阪神・淡路大震災は、死者・行方不明者6,436名に達する大災害となったが、地震による被害に対する関心の高まりとともに全国的な地震対策の不備が指摘され、「地震防災対策特別措置法」の制定を始め、耐震基準の見直し等、関係法規の見直しが進められた。長崎県においても、平成7年6月に「長崎県地震等災害対策専門家会議」が設置され、被害地震発生率の高い地域とその最大規模、震度、被災範囲、津波の影響等について検討され、平成10年3月に具体的な震度予測及び被害予測結果が「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」として取りまとめられた。

その後、県内に被害を及ぼす地震の発生はなかったが、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震（M6.8）、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震（M7.0）など、それまで想定されていなかった地域で相次いで地震が発生し、福岡県西方沖地震では県内において人的、物的被害が生じたことから、全国どこにおいても地震は発生するという認識により地震等防災対策を見直すことが急務となった。

このことから、平成7～9年度に策定した県内における地震動想定の見直しを行うため、平成17年4月に「長崎県地震発生想定検討委員会」を設置し、県内に被害を及ぼす地震の震源となるおそれのある活断層の選定、及びその震源特性の評価が行い、震度、被災範囲、津波発生の可能性等についての検討が行われ、平成18年2月に「地震動の取りまとめ」として報告がなされたところである。

2 県内の活断層

長崎県内で現在確認されている活断層は、陸域に雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯、海底においては橘湾西部断層帯、島原沖断層群の5つである。（図－1参照）

「新編日本の活断層」（1991 活断層研究会編）によれば、このほか県内に活断層であることが推定されるものとして、大村から諫早北西付近、西彼杵半島北端、佐世保市北部、壱岐南部に存在することが指摘されている。

これまでの調査の結果、これらの活断層が、長崎県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層として選定されている。

3 県内に影響を及ぼした地震津波

過去において県内に影響を及ぼした最大の地震津波は、1707年に紀伊半島沖で発生した宝永地震（M8.4）によるもので、これ以外に津波被害の記録は残されていない。

県内での津波の被害の例は少ないが、島しょ、半島が多く、長い海岸線を持つ長崎県では、津波に対する防災を検討しておく必要がある。

(※1792年の地震に関連して有明海で大津波が発生したが、これは地震により誘発された島原の眉山の崩壊によるもの。)

(※1960年のチリ地震津波では波高が長崎湾の大波止で230cm、女神で160cm、深堀で96cmを記録しているが、これは長崎湾の特徴的振動現象である周期40～50分の「あびき」現象を誘発し、増幅されたもの。)

4 松浦市内の地震・津波の記録

(1) 地震・津波

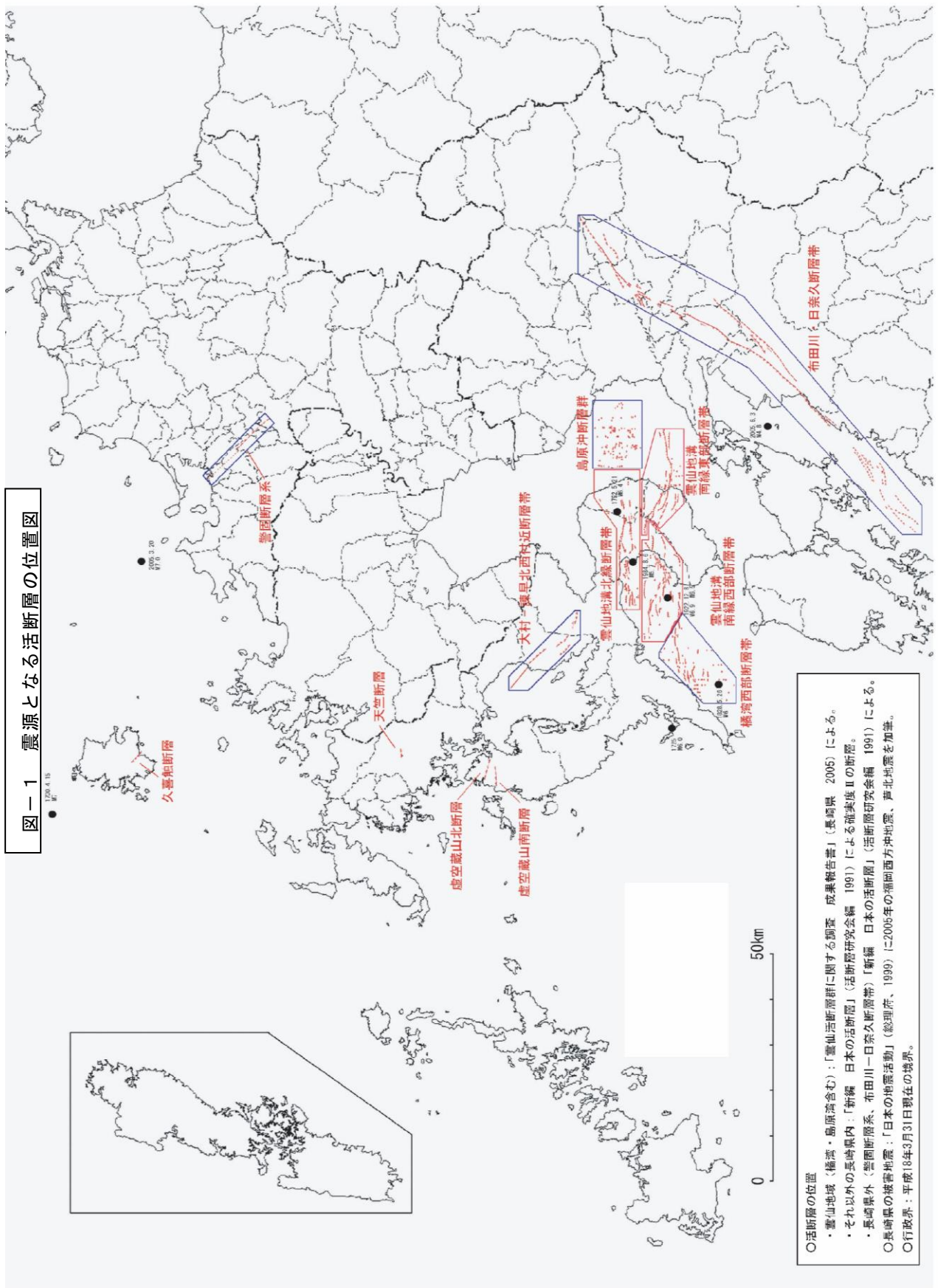
松浦市は、過去に大きな地震の被害を受けた記録はないが、享保10年(1725年)に平戸で推定震度5(M6.0)の地震があり、「諸所破損多し」との記録がある。また県北では、昭和35年5月(1960年)の南米のチリ沖大地震や昭和58年5月(1983年)の日本海中部地震により数10cmの異常潮位を観測している。

気象庁の地震観測記録によると、本県の主な震源地は、橘湾・雲仙岳付近、県中部となっている。また、阪神・淡路大震災の原因となった活断層は、本市では発見されていない。

しかし、平成16年10月23日の新潟中越地震(M6.8)、平成17年3月20日の福岡県西方沖地震(M7.0)、平成28年4月16日の熊本地震(M7.3)など、これまで想定されていなかった地域や一連の地震活動で、相次いで大規模な被害を伴う地震が発生した。

また、福岡県西方沖地震及び平成28年熊本地震による影響で、長崎県北部は震度4を観測するとともに、福岡県西方沖地震による影響で福岡県日本海沿岸、壱岐・対馬の沿岸に津波注意報が発令された。

このため、沿岸に位置する松浦市は常に津波に対して注意が必要である。もし、五島の南海域で大地震が発生すると、15分以内に津波の第1波が到達することになる。



5 地震等防災アセスメント調査（平成17年度）の実施

（1）長崎県地震等防災アセスメント調査委員会の設置

長崎県地震発生想定検討委員会の審査結果を受け、県内の地震災害の危険区域及び地域の災害特性に関して、専門的及び技術的な評価を行い、地域防災計画に反映させるため、「長崎県地震等防災アセスメント調査委員会」が設置された。

調査委員会では、県内で発生が予測される地震時の地震動、液状化、斜面崩壊、建物倒壊、津波等による物的、人的被害、及び生活に支障となる諸事象について審議された。

（2）調査の目的

本調査は、長崎県地震発生想定検討委員会、及び長崎県地震等防災アセスメント調査委員会の検討結果に基づき、県内における地震等による被害危険性を科学的、総合的に評価し、地震等防災対策上の基礎資料として、長崎県地域防災計画に反映することを目的に実施されたものである。本市としても、この調査結果を地震等防災対策上の基礎資料として、松浦市地域防災計画に反映させるために活用する。

（3）調査地域

本調査は、長崎県全域が対象範囲。

（4）調査項目

本調査の対象とする災害は、地震及び津波災害とし、下記の項目について調査。

① 調査項目

- ア 地震動予測
- イ 液状化危険度予測
- ウ 斜面崩壊、地すべり等による被害予測
- エ 建物被害予測
- オ ライフライン・交通施設被害予測
- カ 地震による火災被害予測
- キ 人的被害予測
- ク 津波危険度予測

（5）調査結果及び地震防災上の課題

① 震度予測

「長崎県地震発生想定検討委員会」が想定した活断層による地震について、松浦市に影響を及ぼす震度予測を表1にまとめた。

また、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などの例から、現在活断層の存在が確認されていない場所でも活断層が存在する可能性があり、全国どこにおいても地震は発生するという認識により、県内全域でM6.9の震源を想定した震度予測を表2に示した。

② 本市中心部直下の震源を想定した震度予測

活断層が確認されていないところで起こる地震として、震源を本市中心部においた場合の震度分布及び建物被害予測、人的被害予測については図2及び表3、表4

のとおりである。

また、長崎県地震発生想定検討委員会の想定活断層別の、地表における推計震度分布は図3～11、県内全域でM6.9の地震を想定した場合の震度分布は図12のとおりに。

③ 津波被害予測

県内の想定活断層による地震では津波浸水被害は少ないと予測されるが、最大規模の南縁連動による地震（M7.7）では最大2.7m（島原市九十九島付近）の津波高が予測され、島原半島及び周辺地域で数か所の浸水が予測される。

津波による浸水は、漁港や港湾の岸壁などで機能上、地形の特性によって発生しやすいところがある。また、海岸保全施設が整備されている場合は浸水の範囲は狭くなるが、地震により堤防等が損壊し全く機能しない状態では広範囲の浸水が予測されるほか、最初の波が最も高いとは限らず、時間がたった後の第2波の方が高い場合があるなど、場所によって発生の態様が異なることに注意を要する。

（6）地震防災対策

想定活断層による地震の震度予測、被害予測に基づき、被害を軽減していくうえでの課題は以下のとおりである。

① 建物の耐震化

地震による被害を大きく左右する要因の一つは、建物の被害であり、これを抑えることによって火災、人的な被害を大きく軽減することが可能となる。耐震化する建物としては、住宅のほか、学校、医療施設、社会福祉施設、防災拠点となる公共施設などが優先される。

全ての建物を耐震化することは難しいが、少しずつでも耐震化を進めることが被害の軽減につながるという意識を持ち、耐震診断・点検、耐震補強を促進していく必要がある。

② 出火、延焼対策

建物被害とともに地震被害の発生を大きく左右する要因として火災があり、出火と延焼を抑えることが、重要な対策となる。建物について防火造、耐火造を増やすことが被害軽減につながる。

防火造等についても全ての建物に施すことは難しいが、少しずつでも進めることが、被害の軽減につながるという意識を持つことが必要である。

③ 斜面对策の強化

山地が海岸に迫り、斜面に多くの住宅や施設が存在する場所では、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等だけではなく、一般斜面の地震防災対策を進めることが課題である。

ハード面の対策として、擁壁、水抜きなどの対策があるが、費用的、時間的、景観上の制約があるので、ソフト面の対策として避難場所、経路の周知や情報の伝達体制整備など、両面から実施していくことが必要である。

④ 交通、海岸施設等の整備

長崎県は島しょ、半島が多い地形的な特性から集落等が分散して形成されており、交通、物資輸送の要となる道路、港湾、漁港等の交通施設に地震による被害が生じた場合、住民生活に大きな影響を与える。また、海岸堤防、河川護岸等の施設が損壊した場合、浸水等の被害のほか、道路等の交通施設が不通となるなどの影響が予測される。被害の危険性のある箇所、住民生活に重要な箇所から耐震化していくことが必要である。

⑤ 地域防災力の向上

地震被害を軽減するうえで、建物、土木施設などの耐震化等を図ることが有効であるが、費用的、時間的あるいは構造上の限界があることから、地域の防災意識を高めて、防災力を向上させるソフト面での対策が不可欠である。

同時に地域の防災活動を組織的にまた、継続的に行うため、自主防災組織結成を促進することも重要である。

(7) 津波防災対策

① 断層の地震による津波

想定活断層の地震による津波では、南縁連動の地震により、島原半島で最大2.7mの津波高が予測される。

津波による浸水については、堤防が機能した場合には比較的軽微で範囲も狭いが、堤防が無い場合や地震動で壊れて機能しないなどの場合には浸水が広範囲に及ぶ可能性がある。

津波押し波から始まる場合と引き波から始まる場合があり、第2波以降が最大となる場合もあるなど考慮しなければならない。また、特殊な地形では周辺に比べて異常に高くなる場合もあるほか、震源が近いと短時間で到達する場合もあるので注意が必要である。

② 施設等の点検、整備

津波に対する対策としては、既存の海岸保全施設（堤防、護岸、消波堤、水門、樋門ほか）の高さ、耐震性に関する点検を行い、高さや耐震強度について補強、整備していく必要がある。

③ 漁港等における船舶の安全確保

港湾、漁港等における船舶の安全を図る方策も重要である。岸壁などの耐震化等のほか、船舶の安全を図る方策（津波情報の伝達、津波避難訓練など）、被災した後の輸送手段の整備なども必要である。

④ 避難対策

津波が到達するまでに時間的な余裕がある場合の避難対策として、まずは津波が来ることを情報として必要な場所に確実に伝えること、次に避難者が、津波の到達前に確実に安全な場所に避難できるようにすることである。このためには避難路、避難場所の整備、事前の周知、避難場所への誘導體制の整備が必要であり、

住民も交えて検討しておく必要がある。また、津波発生時には、津波発生時の周知、高齢者などの災害弱者の保護、実際の避難誘導などがある。

日常居住していない来訪者や観光客、外国人などへの情報伝達、誘導も必要である。

⑤ 地域防災力の向上

行政などの防災関係者だけでなく、地域住民が津波に対する正確な知識を持ち、防災に対する意識を持って対策に取り組み、地域防災力を向上させることが必要である。

⑥ 情報伝達体制の整備

津波は、地震が発生した時点では予測が可能であり、気象庁による大津波警報・津波警報・津波注意報を必要な場所に迅速に伝達することが肝要である。このため津波情報を、防災行政無線、漁業無線などを活用して情報伝達する体制を平時から整備しておくことが重要である。また、津波による被害が予測される場所では、津波被害の危険性のある場所であること、予測される津波の高さ、避難経路、避難場所などの情報を知らせるための周知手段が必要である。

6 長崎県地域防災計画見直し検討委員会による検討

長崎県は、平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」をうけて地域防災計画の見直しを行うにあたり「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」を設置し、大規模な海溝型地震動の発生や津波堆積物調査の結果などの新たな知見を加えて、国において、近い将来発生が懸念される東海・東南海・南海地震の連動や震源域の規模拡大等が議論されている現状を踏まえ、海溝型地震を中心に地震津波が長崎県にどのような影響を与えるかの検討がなされた。その検討結果、本市に影響を及ぼすと想定された部分は以下のとおりである。

(1) 地震についての検討結果

平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震」をうけて、中央防災会議では南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たな想定地震を設定していくための「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が設置された。これらの動向を踏まえつつ、表5に示す11の地震について想定する津波波源の検討がなされた。検討の結果、見直し委員会では海溝型地震（東海地震・東南海地震・南海地震・日向灘地震の4連動）による津波予測解析を行うこととなった。

※海溝型地震、中央防災会議＝25ページ用語解説参照

表1 松浦市に影響する県内の活断層別震度予測

想定地震	雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	島原沖断層群	橘湾西部断層帯	大村-諫早北西付近断層帯
地震規模	M7.3	M7.7	M6.8	M6.9	M7.1
松浦市	震度3-4	震度4	震度3-4	震度3-4	震度4-5弱

表2 長崎県地震発生想定検討委員会が想定した活断層(県外)による震度予測及び県内全域でM6.9の震源を想定した場合の震度予測

	布田川・日奈久断層帯 (熊本県)	警固断層系 (福岡県)	県内全域で M6.9の震源
	地震規模 M8.0	地震規模 M7.2	
松浦市	震度3~4	震度3~5	震度6弱~6強

図2 松浦市中心部直下を震源とする震度分布

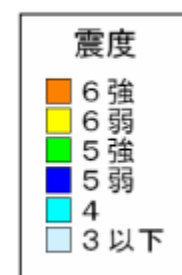
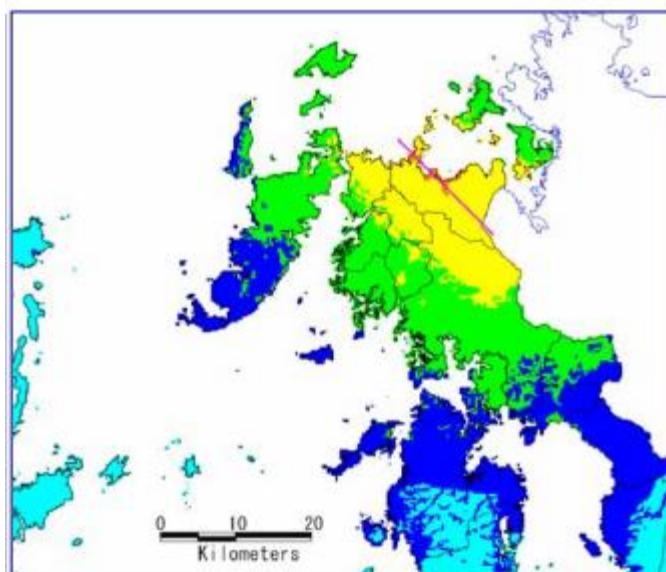


表3 松浦市中心部直下の震源を想定した地震による

(平成18年3月31日現在)

揺れによる建物被害予測(震源:松浦市 中心部直下)

木造					非木造				
大破棟数	大破率	中破以上棟数	中破以上率	木造全棟数	大破棟数	大破率	中破以上棟数	中破以上率	木造全棟数
2,017	11.93%	3,705	21.92%	16,900	97	3.81%	181	7.09%	2,555

表4 松浦市中心部直下の震源を想定した地震による

建物被害による人的被害予測(震源:松浦市 中心部直下)

(平成18年3月31日現在)

死者数	死者率	負傷者数	負傷者率	重傷者数	重傷者率	屋内人口
42	0.13%	375	1.20%	34	0.11%	31,162

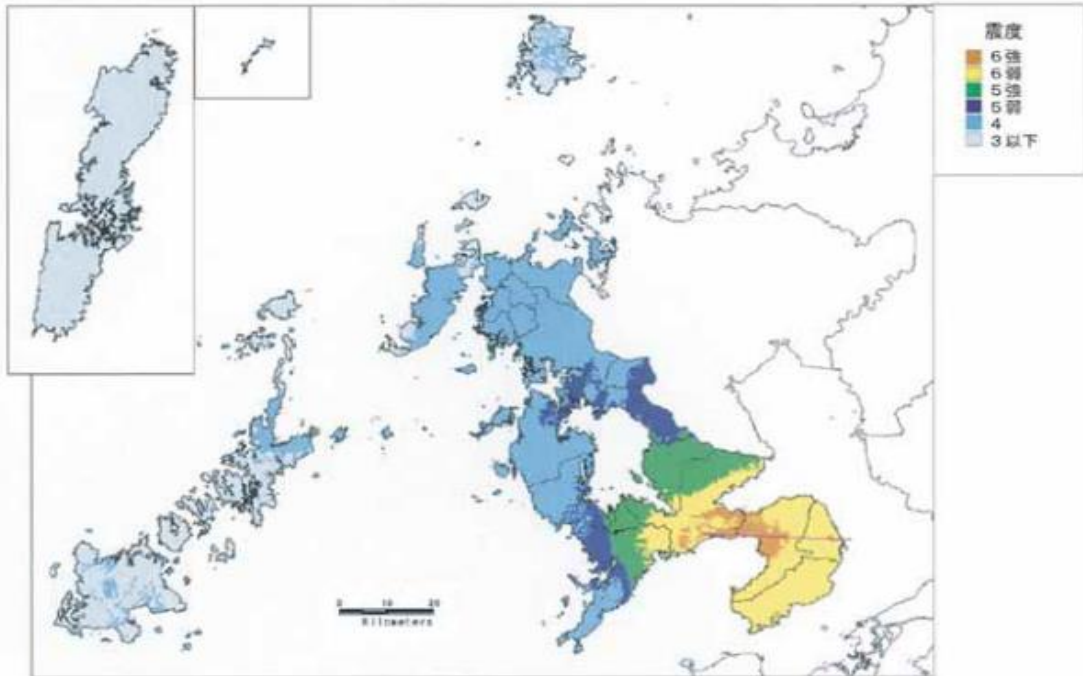
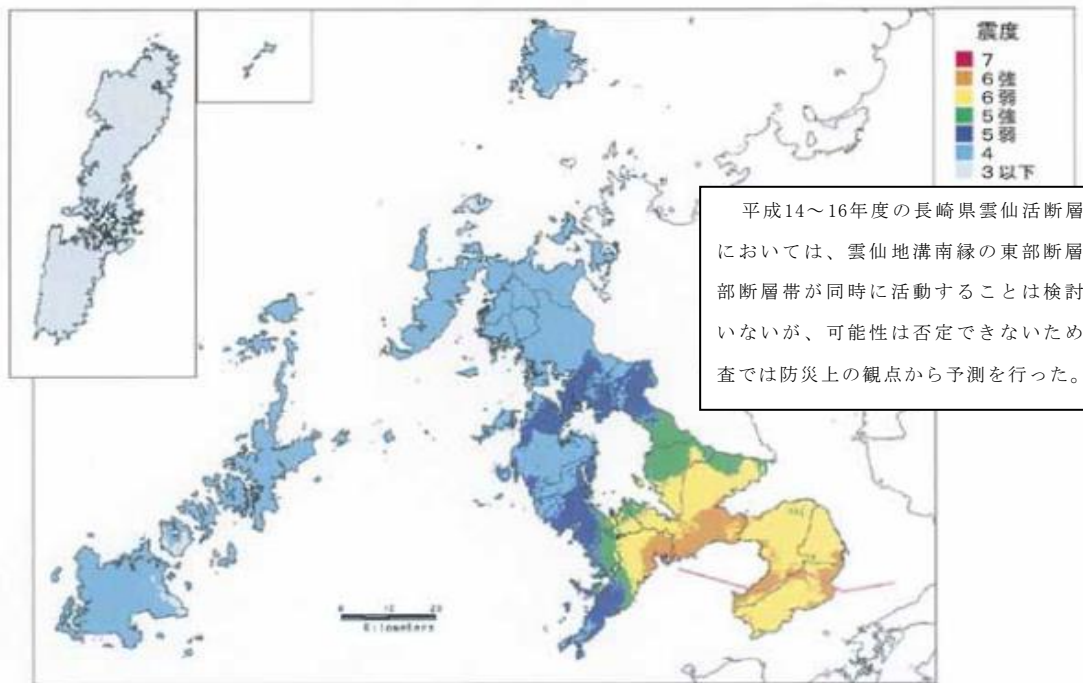


図3 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝北縁断層帯）



平成14～16年度の長崎県雲仙活断層群調査においては、雲仙地溝南縁の東部断層帯と西部断層帯が同時に活動することは検討されていないが、可能性は否定できないため、本調査では防災上の観点から予測を行った。

図4 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の運動）

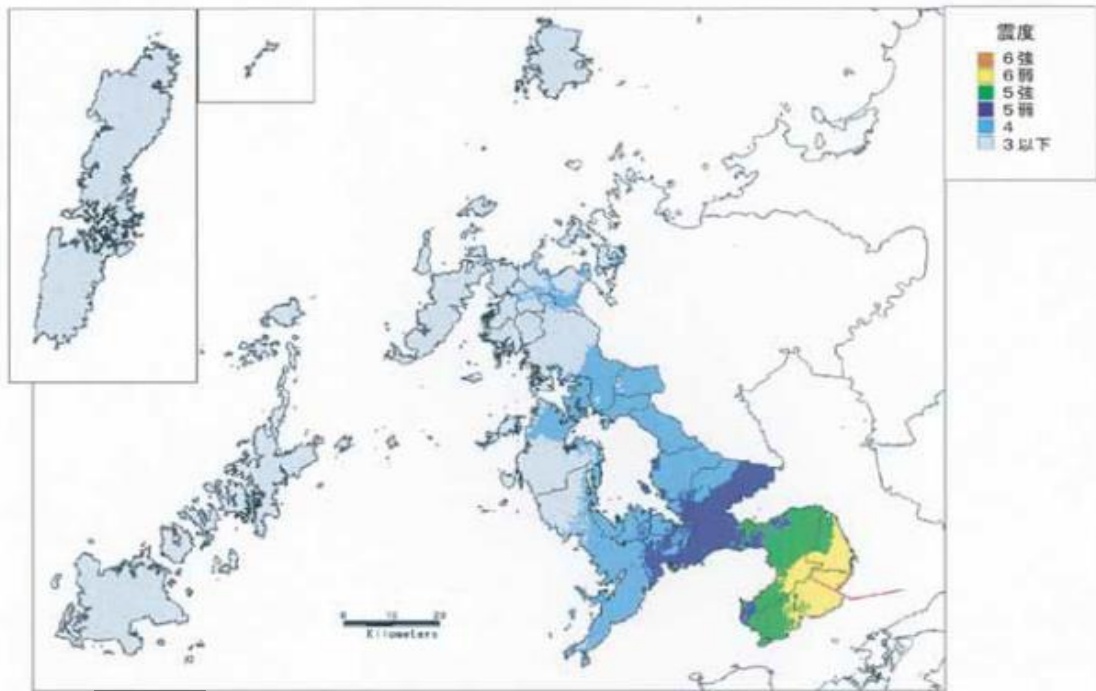


図5 地表における推計震度分布 (震源：雲仙地溝南縁東部断層帯)

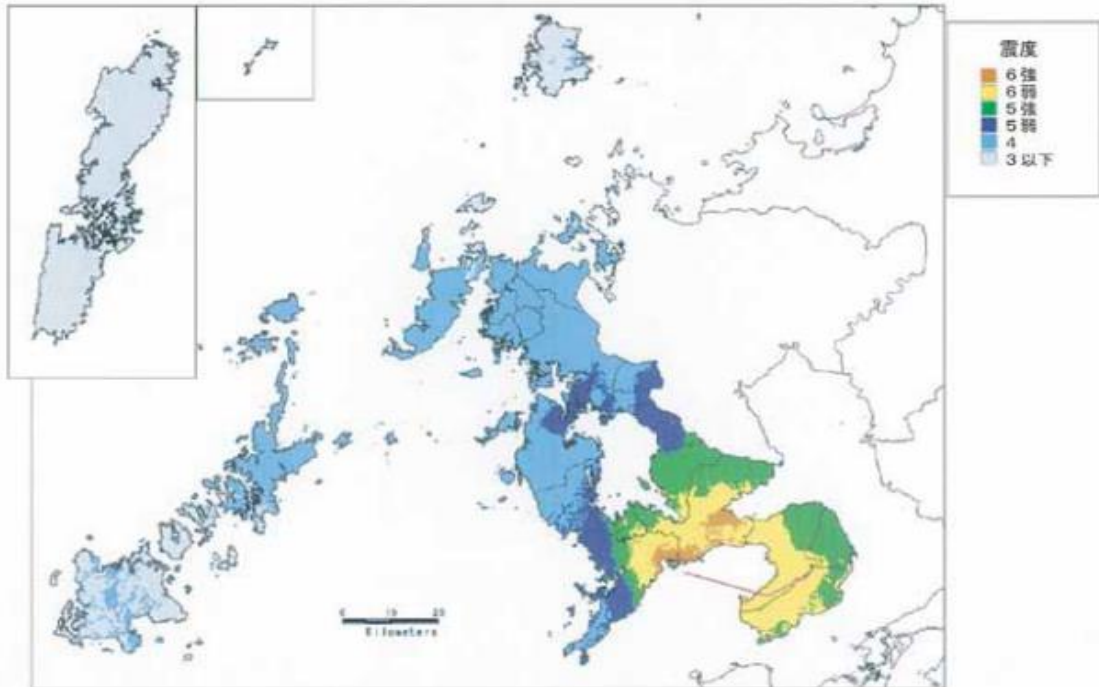


図6 地表における推計震度分布 (震源：雲仙地溝南縁西部断層帯)

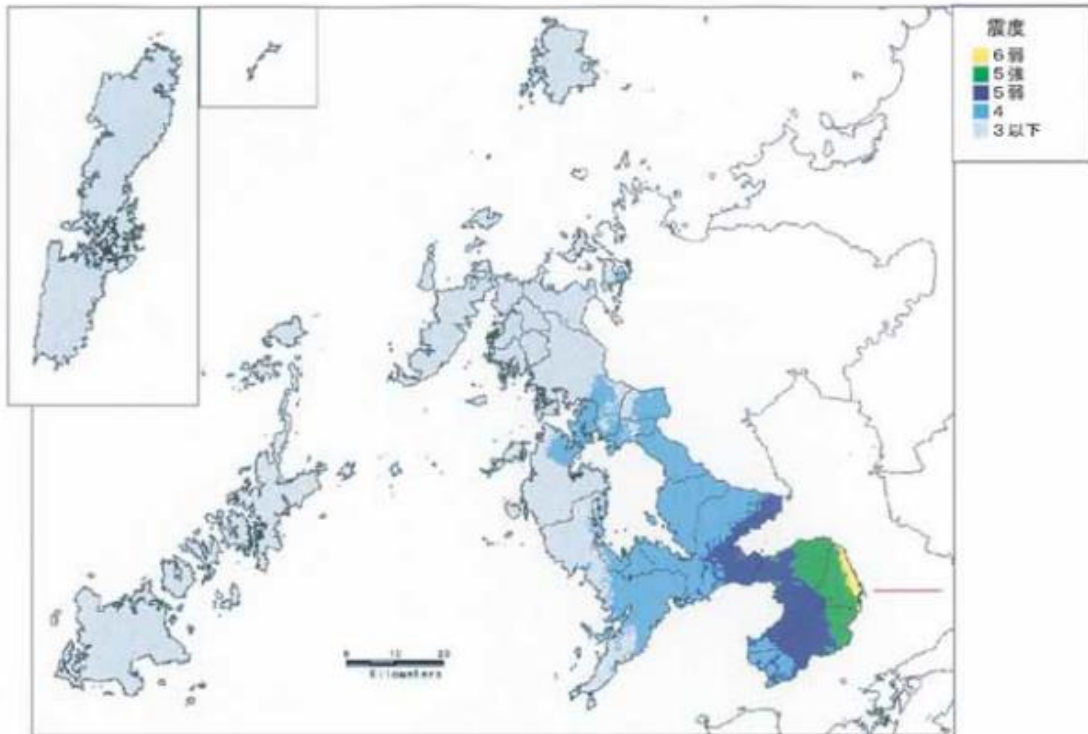


図7 地表における推計震度分布（震源：島原沖断層群）

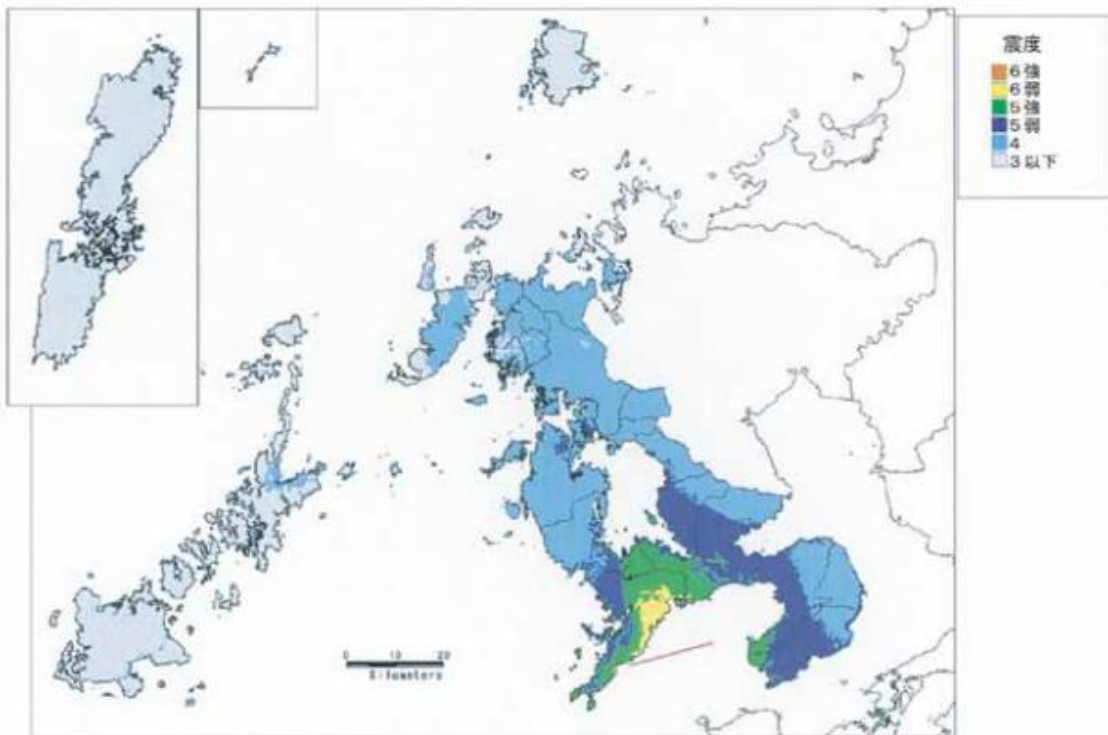


図8 地表における推計震度分布（震源：橘湾西部断層帯）

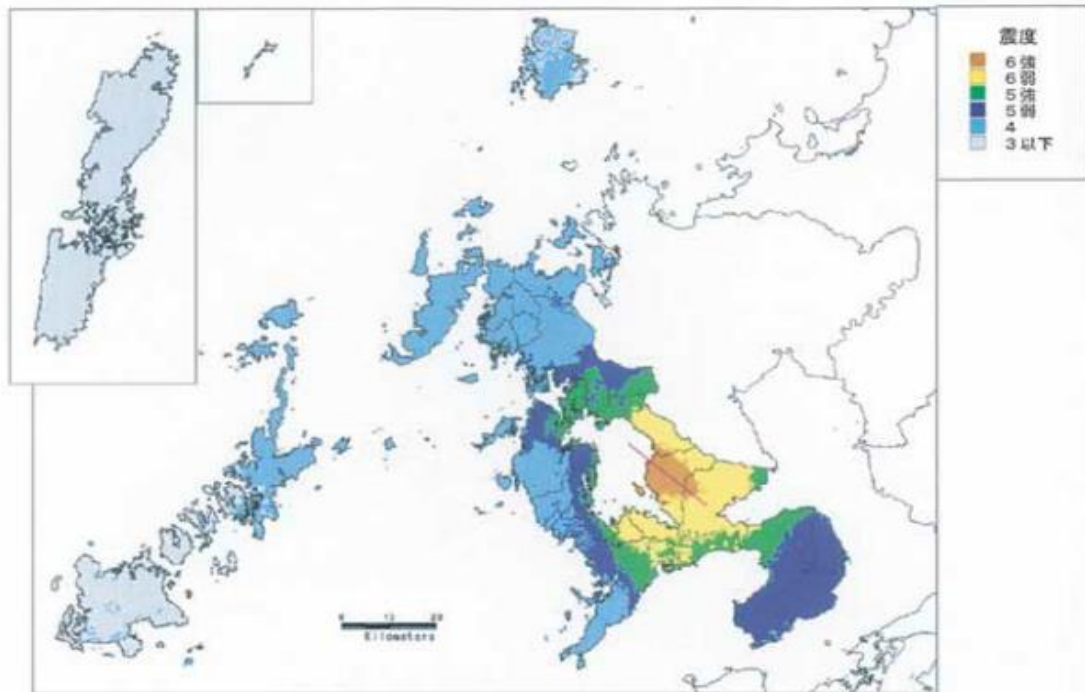


図9 地表における推計震度分布（震源：大村 - 諫早北西付近断層帯）

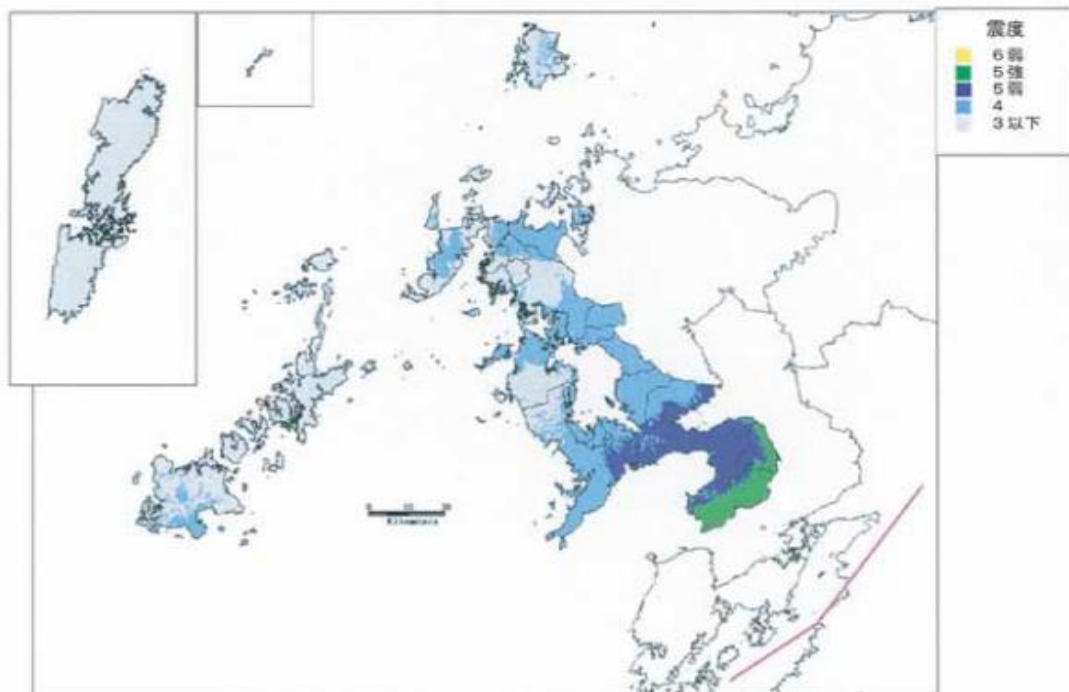


図10 地表における推計震度分布（震源：布田川・日奈久断層帯）

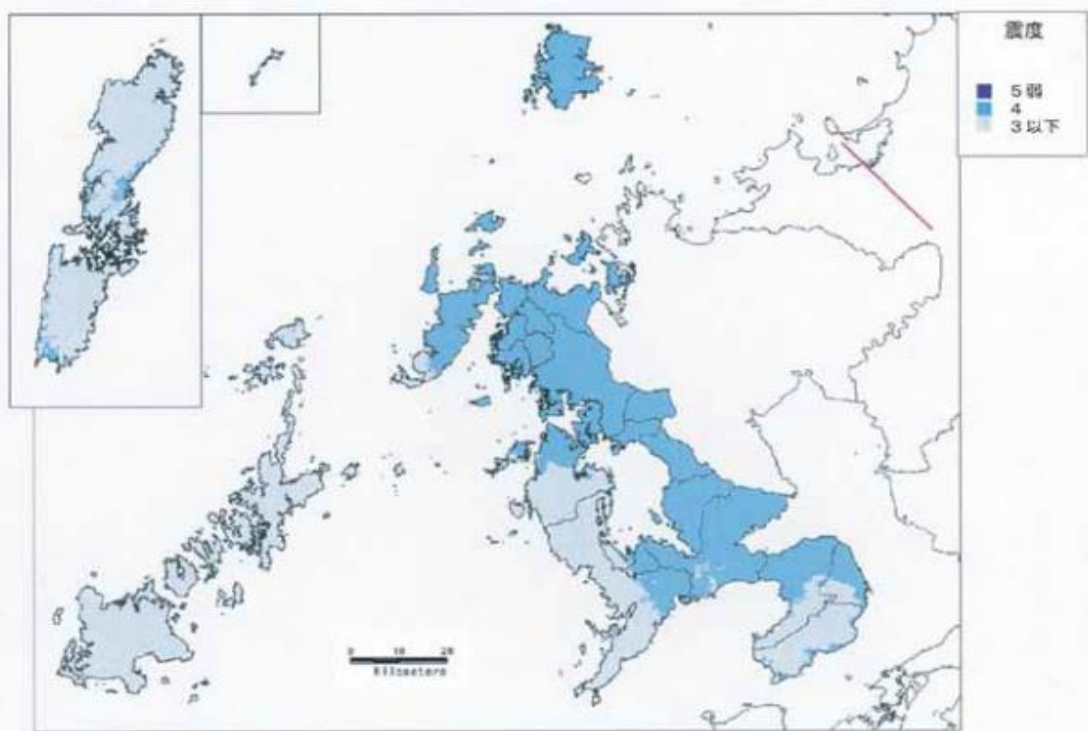


図11 地表における推計震度分布（震源：警固断層系）

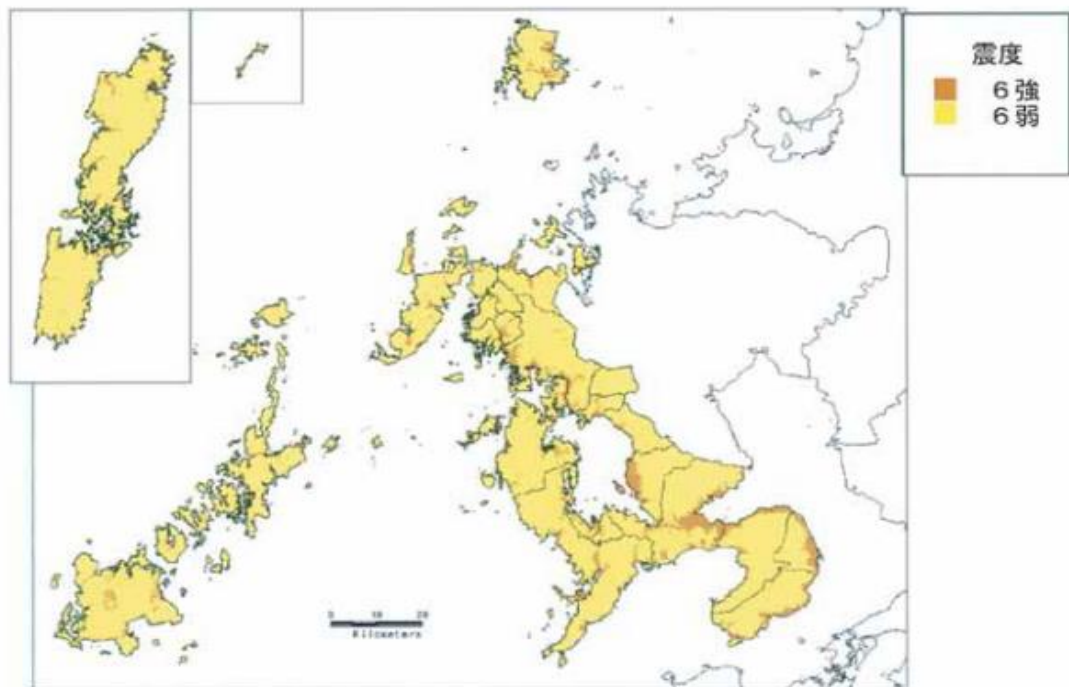


図12 県内全域でM6.9（震源断層上端の深さ3 km）の地震を想定した場合の震度分布
工学的基盤において計測震度5.4とした場合の表層における地震動の増幅率を
考慮して算出した地表の震度分布

表5 地震についての検討内容（その1）

検討した地震	津波波源としての検討の判断
①東海地震・東南海地震・南海地震・日向灘地震の4連動	<p>■検討対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東海・東南海・南海地震の三つを足したものが、我が国が東北の地震が起こるまで想定していた最大の地震である。もうちょっと日向灘の方まで震源域を延ばす必要があるということが指摘されている。 ○ 日向灘まで入れて、仮にマグニチュード9.0ができて、今までの中央防災会議の評価の仕方に従えば、倍ぐらいになる可能性がある。単純に波の高さが2倍になっても、その後湾とか港の中で共振現象が起こるとかということがあり、やってみないとわからない。港口、湾の入り口までの波の高さという単純なことを言えば、倍ぐらいと考える。 ○ 3連動を国が見直すという動きもあるが、国の場合は波高しか出ない。それから浸水予測図をつくるためには来年、再来年になってしまう。国に先駆けてやったほうがよい。 ○ 国がやった結果と県でやった結果は、モデルが違うから完全にイコールにはならないと思うが、長崎県のほうが大きかったら1回で済むし、もし長崎県のほうが小さかったら、国からデータをもらって、遡上高さをもう一回計算するということになる。 ○ 海のそばに県庁を建てようということになって心配されている県民に対して説明をするという意味で、ぜひやったほうがいいと考える。
②橘湾～長崎（野母崎）半島付近の断層	<p>□検討対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長崎港側については、調査がなされていないか、あるいは不十分なので、将来的に調査をやって、そこで、もしそういう断層があり、しかもそれがかなり縦ずれ成分を持っているということが判明したら、評価をすることが必要ではないか。 ○ 津波は、長崎港側の活断層の長さが例えば10キロであれば、ほとんど数十センチだと思う。それが例えば20キロ、30キロになってくると1メートルぐらいにはなるかもしれない。ただ、非常に浅いので、そういう意味での津波のパワー自体はあまり大きくなく、波高も大きくないと考える。
③対馬南方の断層（九州電力㈱の津波想定）	<p>□検討対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対馬地域で九電の想定した断層は横ずれ断層であり、どんなに大きくても横にずれている限り津波は原理的に出ない。若干の縦はあるので少しは出るかもしれないが、これで津波を想定することは非常に厳しい。 ○ 現時点では科学的な根拠が非常に薄弱と言わざるを得ないので、取り上げる必要はないと考える。
④南海トラフ～南西諸島海溝の海溝型巨大地震（M8～M9）	<p>□検討対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この地域では、過去に巨大地震に記録はなく、唯一八重山津波ぐらいしか資料がないが、長崎では被害は報告されていない。 ○ 現在の知見では、プレートは沈み込んでいるが、この領域では、プレートのカップリング（太平洋側の海底が沈み込むときの陸側の引きずり込み）がほとんど検知されていない。 ○ 実際にシミュレーションをすると、データがないのでパラメーターの設定が非常に難しい。もうちょっと資料が出てくるのを待つか、国の見直し状況等をみて必要に応じて評価することで良いのではないかと考える。

表5 地震についての検討内容（その2）

検討した地震	津波波源としての検討の判断
⑤ 沖縄トラフ（東シナ海）の地震（M7）	<input type="checkbox"/> 検討対象としない。 <input type="checkbox"/> 過去に起こった地震は、マグニチュード7程度。拡大中の海底で地殻が薄いので巨大地震の発生は考えにくい。震源として想定しなくてよいと考える。
⑥ 黄海・東シナ海	<input type="checkbox"/> 検討対象としない。 <input type="checkbox"/> 基本的に国外であるため活断層の情報がない。地震が起こったら震源はわかるが、この付近では地震が観測された例はなく、地震発生の可能性は小さいと考える。
⑦ 日本海東縁の地震（M7～M8）	<input type="checkbox"/> 過去の結果を参考に検討する（シミュレーションはしない） <input type="checkbox"/> 佐渡島北方沖の地震が影響を及ぼす可能性があるが、日本海中部地震のときにどのくらいの津波が来たかというのをそのまま当てはめれば、シミュレーションしなくても、そのデータを使う。 <input type="checkbox"/> 長崎県・壱岐には津波が来ても、過去の最大が30センチ程度であるから、過去の履歴から1メートル程度で防災対策をやっていくことでよいと考える。
⑧ 警固断層・西山断層等	<input type="checkbox"/> 過去の結果を参考に検討する（シミュレーションはしない） <input type="checkbox"/> 警固断層については、3カ年計画で詳しい調査が始まった。揺れの見直しをする必要が出てくるかもしれないが、海域では地震が発生した直後であり、今後活動する領域は陸域と想定される。また、横ずれ主体の断層なので津波の発生については、ほとんど関係がないと考える。 <input type="checkbox"/> 西山断層については、海域に四、五十キロ延びている可能性がある。この断層は若干縦ずれ成分を伴っており、若干の津波が発生する可能性はあるが、その場合でも波高は、工数十センチ程度と考えられる。この断層についても、揺れについては評価をすることになっても、津波についての検討は不要と考える。 <input type="checkbox"/> 揺れについては平成17年を参考にする。
⑨ チリ地震（M9.5）のような外国の巨大地震	<input type="checkbox"/> 過去の結果を参考に検討する（シミュレーションはしない） <input type="checkbox"/> チリ地震津波では長崎港で115センチであった。外国で起こっても長崎に影響があることを周知させることが必要である。
⑩ 山体崩壊や海底火山噴火等の地震以外の要因	<input type="checkbox"/> 過去の結果を参考に検討する（シミュレーションはしない） <input type="checkbox"/> 代表的な例が1792年の眉山崩壊による津波で、これはマグニチュード6.4の地震で山が崩壊して、1万5,000名が亡くなった。こういうことが起こり得るということを広く周知させていただき、啓発活動に生かしてほしい。
⑪ 平成17年度 防災アセスメントでの想定地震（雲仙断層群等）	<input type="checkbox"/> 前回防災アセス結果で検討する（シミュレーションはしない） <input type="checkbox"/> 前回のシミュレーションの結果で津波被害が起こるのは、諫早市の森山町の唐比のところだけであり、50メートルメッシュを12.5メートルメッシュにしたとしても、5倍、6倍という話にはならない。

(2) 想定した地震波源

見直し検討委員会で想定した海溝型地震による想定津波の波源域は、これまで中央防災会議による東海地震・東南海地震・南海地震の「3連動」の場合の津波波源域を基本としていたが、この中央防災会議の報告以後に実施された太平洋沿岸各地における津波堆積物調査により、南海トラフにおける最大級の津波の到達範囲や高さについて、「3連動」型地震では説明しきれないことが示されつつある。また、2011年に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来波源として想定されていなかった、プレートの沈みこみ部分の深さが10kmより浅い海溝軸に近い領域でもすべりが生じて、巨大な津波が発生したと推定されている。

このような研究の進展をふまえ、見直し検討委員会では、「3連動」の波源域に加え、南西側の「日向灘」の領域と南海トラフの海溝軸に近い領域を波源域として追加し、拡大した領域を津波波源域として想定がなされた。(4連動モデル：図13)

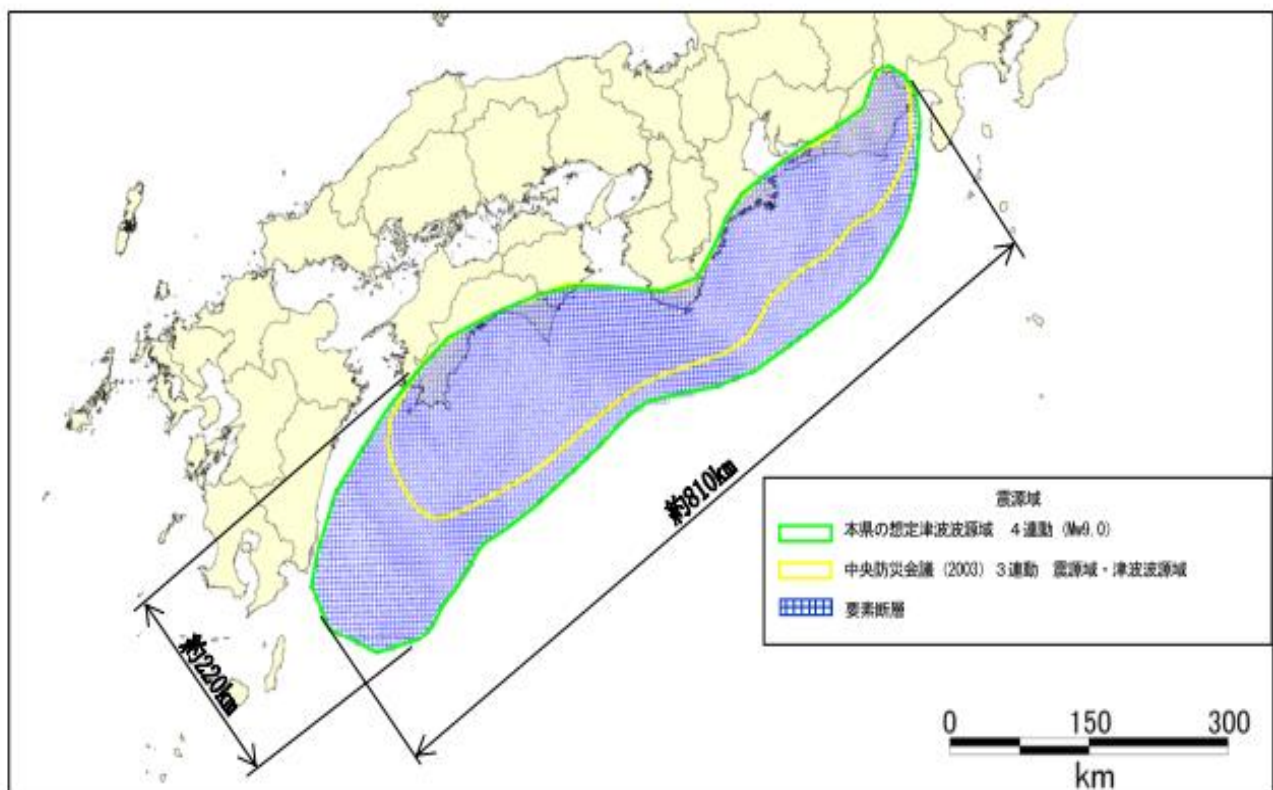


図13 4連動モデル（東海・東南海・南海・日向灘）(Mw9.0) 断層配置図

(3) 津波予測解析

想定した津波波源により、表6に示す条件に基づき津波予測解析を行い、以下の4項目について整理がなされた。

- ① 津波高・最大津波高
- ② 津波の到達時間
- ③ 時刻歴波形（長崎港・佐世保港）
- ④ 浸水予測

表6 津波予測解析条件

初期潮位	堤防等施設の機能条件
既往最大潮位 ^{きおろ}	機能する場合
既往最大潮位	機能しない場合
朔望平均満潮位 ^{さくぼう}	機能する場合
朔望平均満潮位	機能しない場合

※ 初期潮位、朔望平均満潮位、最大津波高、最大水位＝25ページ用語解説参照
津波の到達時間、最大波の到達時間、浸水深、堤防等施設＝25ページ用語解説参照

7 津波予測解析結果及び津波による被害予測

(1) 最大水位・最大津波高及び到達時間

港湾漁港区域について、佐世保港に設定された初期潮位、堤防等施設の機能条件別に最大津波高や到達時間の最速値を求めたものは以下のとおり。

表7 設定初期潮位

設定地点名	既往最大潮位	朔望平均満潮位
佐世保	2.14	1.49

- ① 既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合

〔松浦沿岸〕

最大津波高は0.2～0.9m程度、津波の到達時間は150～170分程度と予測される。

松浦港においては0.2mを超える津波は到達しないと予測される。

- ② 既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合

〔松浦沿岸〕

最大津波高は0.2～0.9m程度、津波の到達時間は160～170分程度と予測される。

松浦港においては0.2mを超える津波は到達しないと予測される。

- ③ 朔望平均満潮位において堤防等施設が機能する場合

〔松浦沿岸〕

最大津波高は0.2～0.7m程度、津波の到達時間は160～370分程度と予測される。

④ 朔望平均満潮位において堤防等施設が機能しない場合

〔松浦沿岸〕

最大津波高は0.2～0.7m程度、津波の到達時間は150～370分程度と予測される。

※なお、長崎県内における最も早い津波の到達時間と地区は、西彼杵沿岸で120～130分程度。五島沿岸で120～160分程度と予測されている。

表8 最大津波高及び津波の到達時間

条件	沿岸 海域名	地域名	港名	初期潮位	地盤の 隆起・沈降量	津波の 到達時間	最大津波の 到達時間	最大水位	最大津波高
				(m)	(m)	(分)	(分)	(m)	(m)
既往最大潮位 堤防等施設が 機能する場合	松浦沿岸	松浦市	松浦港	2.14	0.00	-	372	2.33	0.19
既往最大潮位 堤防等施設が 機能しない場合	松浦沿岸	松浦市	松浦港	2.14	0.00	-	371	2.33	0.19
朔望平均満潮位 堤防等施設が 機能する場合	松浦沿岸	松浦市	松浦港	1.49	0.00	374	374	1.69	0.20
朔望平均満潮位 堤防等施設が 機能しない場合	松浦沿岸	松浦市	松浦港	1.49	0.00	371	371	1.69	0.20

(2) 浸水予測

津波予測解析により、津波の陸域への遡上による最大浸水深を求め、初期潮位が既往最大潮位の場合及び朔望平均満潮位の場合において、堤防等施設が機能する場合と機能しない場合の浸水予測について、資料（第2編 震災対策編）(P119～)に津波浸水予測図として掲載した。

☆ 用語解説

※ **初期潮位**：海水面を計算開始時の東京湾平均海面（T. P）からの高さであらわした海水位

朔望平均満潮位：大潮時（朔・望）前後5日間での最高潮位を1年以上にわたって平均した潮位。低気圧等、気象の影響も含まれるため、太陽や月の運行のみ考慮した満潮位（天文潮位）より高い潮位となり、厳しい条件を設定する際によく用いられる。

最大津波高：津波の高さが最大となる海水面を初期潮位からの高さで表したものの、「最大水位（T. P. 基準）－初期潮位（T. P. 基準）－地盤の隆起・沈降量」で表される。地震による地盤の隆起あるいは沈

降を考慮しており、本計画では隆起を「+」、沈降を「-」で表示している。最大水位とは異なる。

最大水位：津波の高さが最大となる海水面を東京湾平均海面（T. P）からの高さで表した水位。最大津波高とは異なる。

東京湾平均海面（T. P）：東京湾の潮の満ち引きを平均した海面の位置。標高の基準として国内で広く用いられる。T. Pという記号で表す。

津波の到達時間：津波による水位変化が±20cm以上となる時の時間。

最大波の到達時間：得られた最大津波高が到達した時間。

浸水深：浸水した箇所における地盤面から測った水の深さ。

海溝型地震：陸側のプレートと海側のプレートとが接する海溝で、陸側プレートの下に潜り込もうとする海側プレートに引きずられてたわんだ陸側プレートが跳ね返って発生する地震。

堤防等施設：沿岸部にある護岸、防波堤、離岸堤等、及び河川堤防を示す。

中央防災会議：内閣総理大臣を会長とし、全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画の作成・実施推進、防災に関する重要事項の審査などを行う。また、特定地域の地震などの専門事項を調査するため、学識経験者からなる専門調査会も設置されている。

（3）津波による被害予測

長崎県内への津波の到達時間は、五島沿岸あるいは西彼杵沿岸部において最も早いですが、その到達時間は地震発生後、約2時間経過後である。このため、図14に示す過去の地震による被害に基づいた津波の到達時間と避難による死亡者の補正率の関係より補正率は0%となり、適切に安全な場所に避難すれば死亡者数0人と予測される。

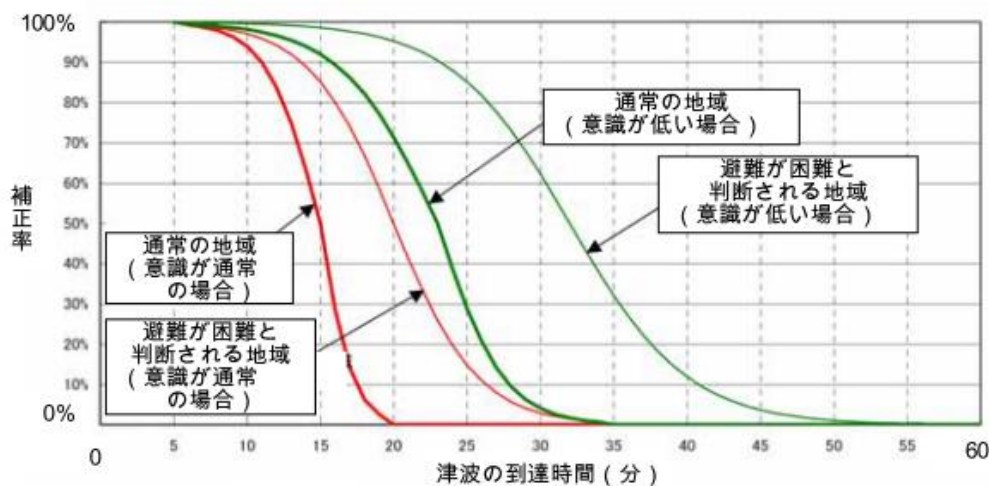


図14

図 - 53 津波の到達時間と補正率の関係

「東海地震に係る被害想定手法について-参考資料：東海地震に係る被害想定手法について：平成15年、中央防災会議 東海地震対策専門調査会」 p.26 抜粋加筆

津波浸水による人的被害は、表7に示した既往最大潮位及び塑望平均満潮潮位を初期潮位とした、本市における堤防施設の機能条件別の建物・人的被害の推計は表9のとおり。

表9 地震津波による被害予測

初期潮位	堤防施設	木造建物(棟)				非木造建物(棟)		浸水建物 合計 (棟)	死亡者数(人)				堤防等施設 による浸水 被害軽減 効果(%)※3
		床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m<H<1.0m	床上浸水 (半壊) 1.0m≤H≤2.0m	床上浸水 (全壊) 2.0m≤H	床下浸水 H<0.5m	床上浸水 (軽微) 0.5m<H<1.0m		津波到達時間による 補正後 ※1		津波到達時間による 補正後 ※2		
									避難意識 通常	避難意識 低い	避難意識 通常	避難意識 低い	
既往最大潮位	機能する	110	100	170	70	20	60	530	0	0	(30)	(90)	35%
既往最大潮位	機能しない	150	150	270	90	30	100	790	0	0	(50)	(140)	
塑望平均満潮位	機能する	80	70	110	0	20	40	320	0	0	(20)	(50)	40%
塑望平均満潮位	機能しない	130	130	150	10	30	60	510	0	0	(30)	(90)	

※1 津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能になることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値

津波の到達時間と補正率の関係より、長崎県の場合2時間以上経過した後に津波が到達するため補正率は0%

※2 避難行動に移る前(5分以内)に津波が到達した場合の死亡者数

津波の到達時間と補正率の関係より補正率100%

※3 堤防等施設による浸水被害軽減効果(%)=[1-(堤防等施設が有る場合の浸水建物棟数)/(堤防等施設が無い場合の浸水建物棟数)]×100

8 津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波浸水想定」について

長崎県は、平成24年6月13日に「津波防災地域づくりに関する法律」(以下「津波法」という。)が施行され、同法第8条第1項の規定により、都道府県知事が、市町村が「津波防災地域づくり」を推進するための基礎となる「津波浸水想定」を設定するために、平成26年3月31日に第1版を、平成28年10月31日には新たな知見を踏まえた第2版を長崎県として「津波防災地域づくり法に基づく津波想定」を公表した。

この「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものであり、平成24年8月29日に内閣府が公表した南海トラフ巨大地震津波に関する知見、平成26年8月に国土交通省・内閣府・文部科学省が公表した日本海における大規模地震に関する知見や、長崎県が公表している雲仙地溝南縁断層帯などに起因する地震による津波など地域の状況を踏まえたものとなっている。

(1) 「津波浸水想定」の作成

① 留意事項

- ア 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したもの。
- イ 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。

- ウ 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合がある。
- エ 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではない。また、一定の条件を設定し計算した結果であり、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではない。
- オ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。
- カ 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していないが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがある。
- キ 今後、数値の精査や標記の改善等により、修正の可能性がある。

② 用語の解説

ア 浸水域

- ・海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域。

イ 浸水深

- ・陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ。
- ・図15のような凡例で表示。

ウ 津波水位

- ・津波襲来時の海岸線における津波水位（図16）の最大値を標高で表示。

なお、気象庁が発表する津波の高さは、平常潮位（津波が無かった場合の同じ時刻の潮位）から高さ（図17）であり、津波水位とは異なる。

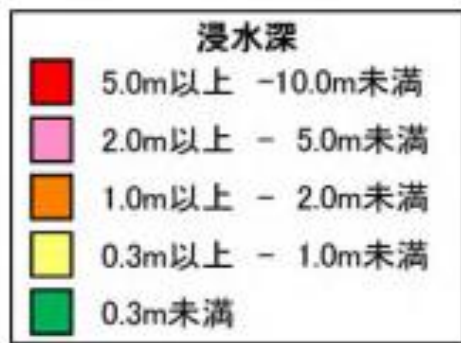


図15 浸水深 凡例

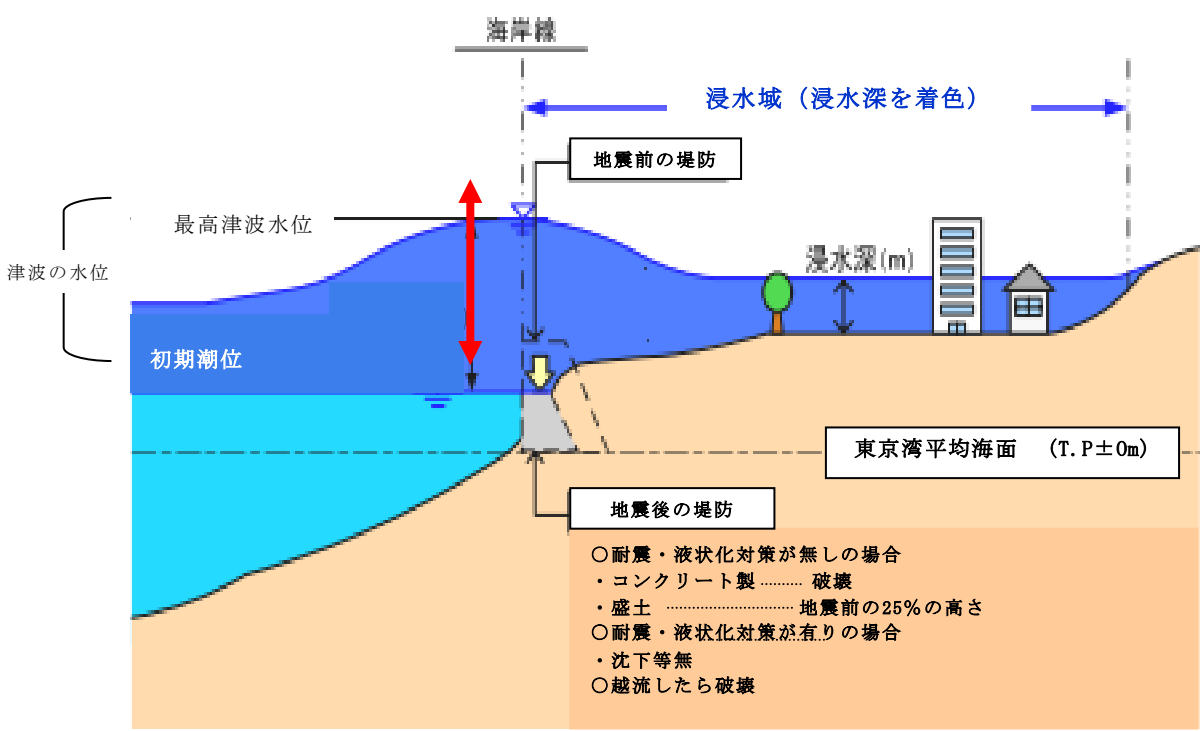


図16 津波水位の定義

「参考資料：津波防災地域づくり法に基づく津波想定（長崎県）」

浸水深 (m)

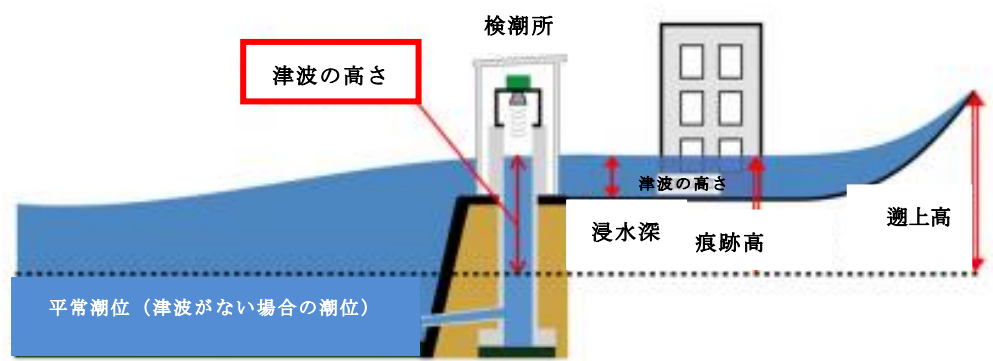


図17 図-4 気象庁の津波の高さの定義

③ 最大クラスの津波の選定

長崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、海溝型地震については内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表の11モデルのうち、ケース5、ケース11を選定した。

また、活断層型地震については、橘湾～有明海を震源とする「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」、日本海を震源とする「対馬海峡東の断層」、「西山断層および北方延長部の断層（F60）大すべり左側」、有明海を震源とする「大村-諫早北西付近断層帯」の4断層モデルによる津波断層モデルを想定した。

以上の結果、計6ケースの最大クラスの津波を選定した。（図18～図20）

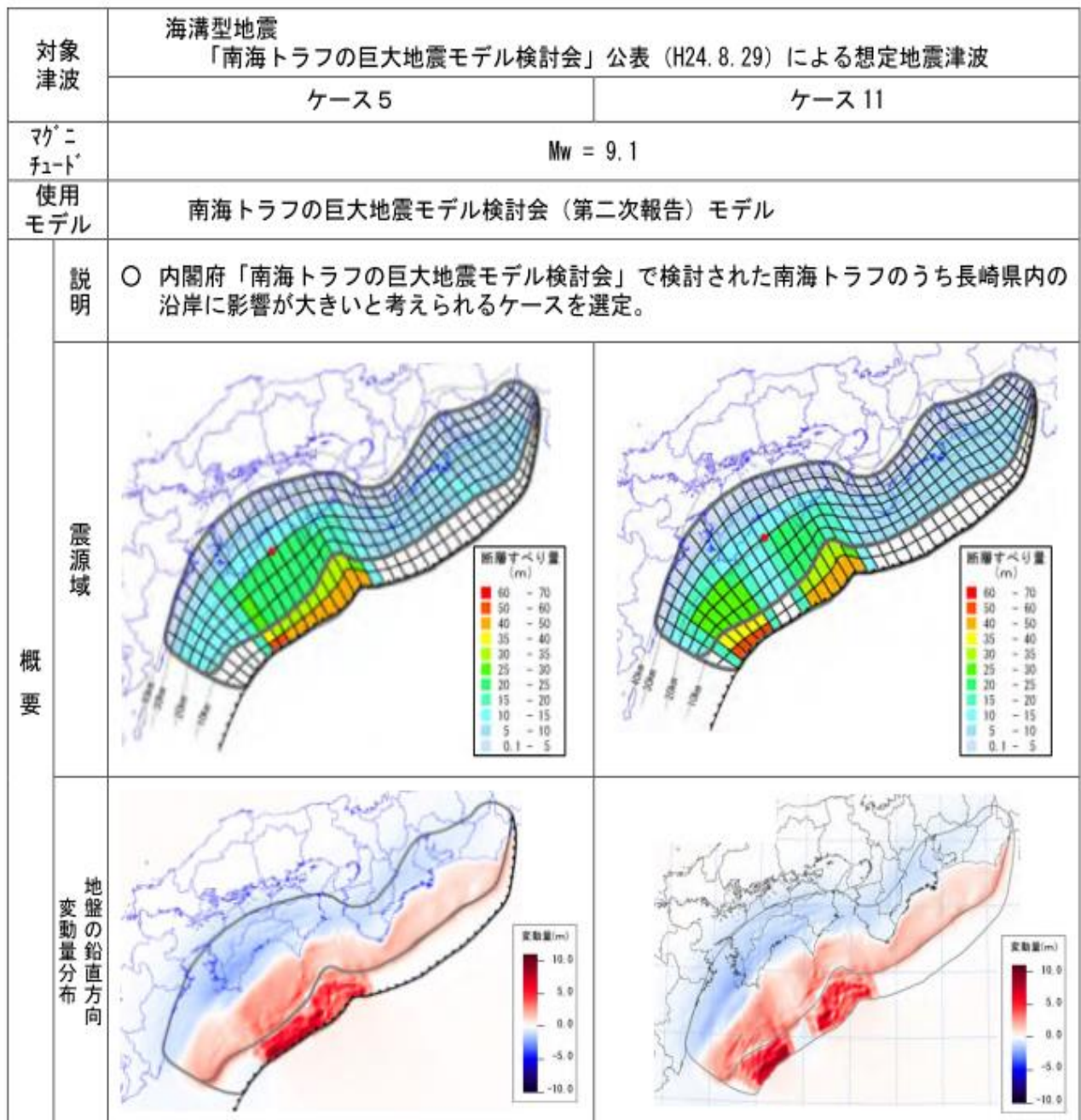


図18

選定した最大クラスの津波断層モデル



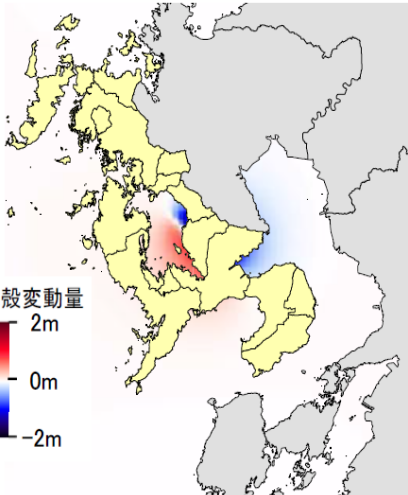
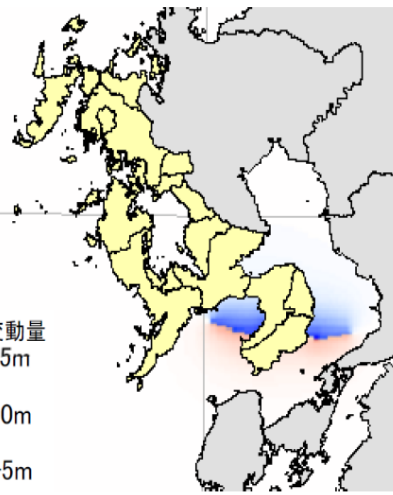
対象津波	活断層型地震 「長崎県独自モデル」による想定地震津波		
	大村-諫早北西付近断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	
マグニチュード	Mw=6.7	Mw=7.1	
使用モデル	長崎県モデル		
概要	説明	<p>○ 平成18年長崎地震発生想定委員会によって設定された、独自モデル。</p> <p>○ 地震調査研究推進本部の長期評価が実施された断層モデルのうち、長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケース。</p>	
	震源域	 <p>「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、長崎県（H18.3）」より抜粋、加筆</p>	 <p>「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、長崎県（H18.3）」より抜粋、加筆</p>
	地盤の変動量分布	 <p>地殻変動量 2m 0m -2m</p>	 <p>地殻変動量 5m 0m -5m</p>

図19

選定した最大クラスの津波断層モデル

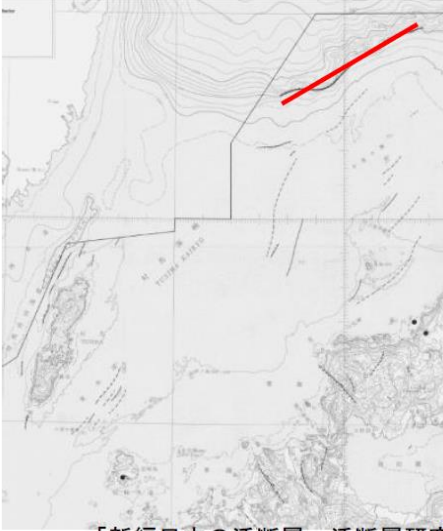
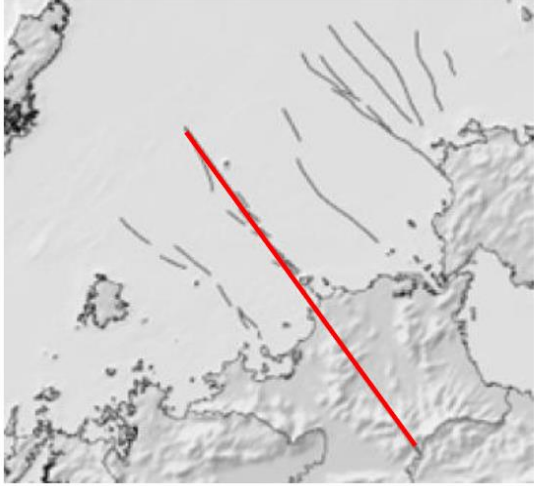
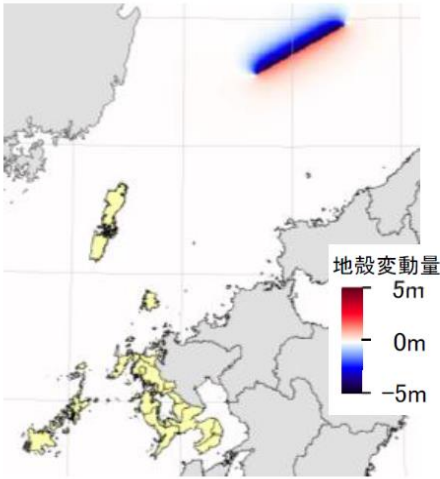
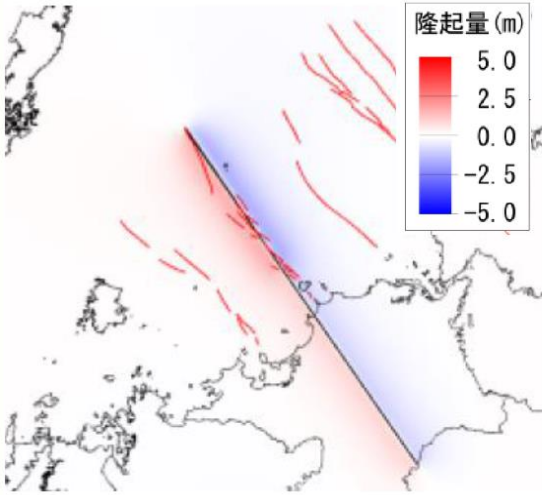
対象津波	活断層型地震 「長崎県独自モデル」による 想定地震津波	活断層型地震 「日本海における大規模地震に関する 調査検討会」公表 (H26. 8. 26) による 想定地震津波
	対馬海峡東の断層	西山断層及び北方延長部の断層 (F60) 大すべり左側
マグニチュード	Mw=7.4	Mw=7.6
使用モデル	佐賀県 (H22) モデル	日本海における大規模地震 に関する調査検討会モデル
概要	説明	○ 「佐賀県地震・津波等減災対策調査、佐賀県 (H22)」の調査検討結果を踏まえ、長崎県が設定したモデル。
	震源域	○ 国土交通省・内閣府・文部科学省が平成26年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で検討されたモデルのうち、長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケースを選定。
	地盤の変動量分布 鉛直方向	
	 <p>「新編日本の活断層、活断層研究会 (1991)」より抜粋、加筆</p>	 <p>「日本海における大規模地震に関する調査検討会、国土交通省 (2014)」より抜粋、加筆</p>
	 <p>地殻変動量 5m 0m -5m</p>	 <p>隆起量 (m) 5.0 2.5 0.0 -2.5 -5.0</p>

図 2 0

選定した最大クラスの津波断層モデル

④ 津波浸水想定を作成

- ・ 前述の6ケースについて、津波浸水シミュレーションを実施。
- ・ 6ケースの津波浸水シミュレーションの結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を図示。

⑤ 主な計算条件

ア 初期潮位

- ・ 海域は、長崎県の各地域海岸における海岸保全基本計画や海岸保全施設の設計用等に設定した、朔望平均満潮位（T. P. +0.76～2.50m）とした（図21）。
- ・ 河川内の水位は、平水位、または長崎県沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位とした（図22）。

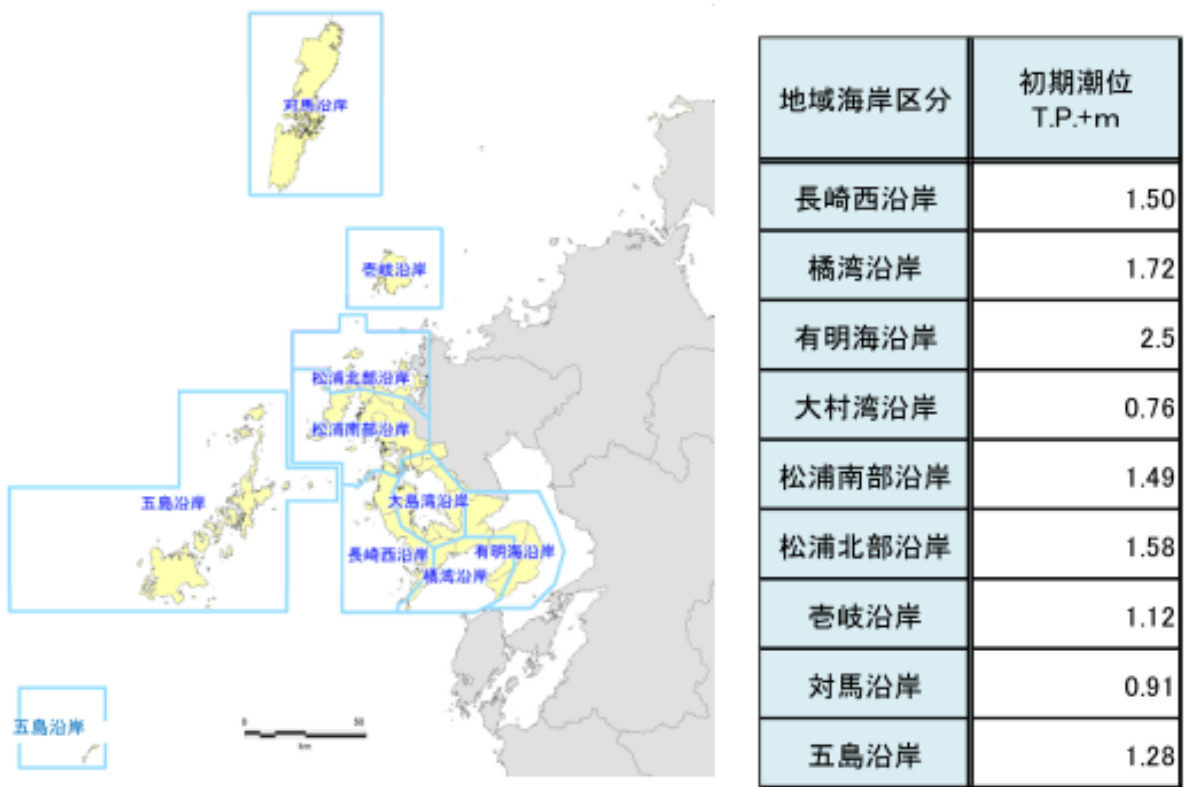


図21 地域海岸区分と設定初期潮位

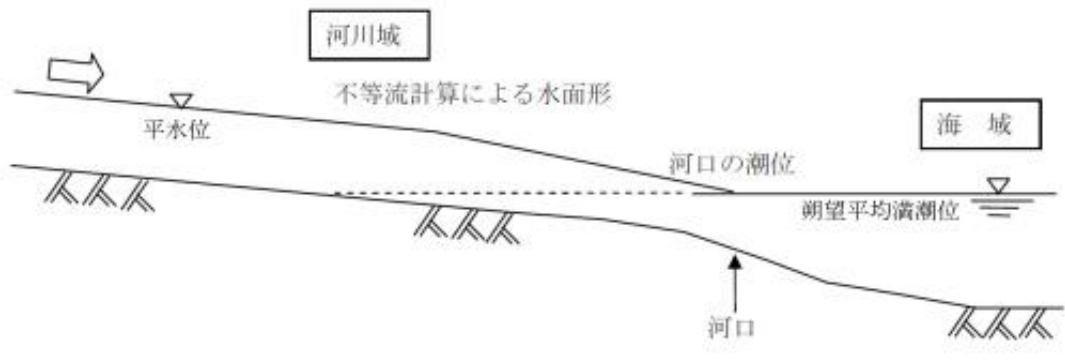


図22 初期水位の設定

イ 地盤の沈下

地盤高は、地震による地盤沈下を考慮。

ウ 各種構造物の取り扱い

- ・地震や津波による各種施設の被災を考慮。また、水門・陸閘（りくこう）等については、耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設等以外は、解放状態として取り扱うことを基本とする。
- ・各種構造物は、津波が越流し始めた時点で「破壊する」ものとし、破壊後の形状は「無し」とする（表10）。

※陸閘（りくこう）：河川等の堤防を通常時は生活のため通行出来るよう途切れさせてあり、増水時にはそれをゲート等により塞いで暫定的に堤防の役割を果たす目的で設置された施設。

表10 構造物条件

構造物種類	条件
護岸	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、構造物無しとしています。
堤防	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、堤防高を地震前の25%の高さとしています。
防波堤	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、構造物無しとしています。
道路・鉄道	地形として取り扱っています。
水門等	耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設等以外は開放状態として取り扱っています。
建築物	建物の代わりに津波が遡上する時の摩擦（粗度）を設定しています。

エ 計算格子間隔

計算格子間隔とは、陸域から沖に向かい、12.5m、25m、50m、150m、450m、1350m。沿岸部の計算格子間隔は、12.5m（表11）。

表11 計算領域と計算格子間隔

領域名	メッシュサイズ
沖合領域	450m～1350m
大領域	50m～150m
中領域	25m
詳細領域（沿岸部）	12.5m

(2) 浸水面積・最高津波水位等

① 松浦市の浸水面積

今回の津波浸水想定による本市の浸水面積は下記のとおり。

表12 浸水面積 単位：ヘクタール

市名	浸水面積（浸水深毎）						浸水面積 合計
	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上	
松浦市	40	40	60	20	—	—	170

※「—」：浸水なし、「*」：10未満、「10」：10以上15未満、「20」：15以上～25未満と表示（以下同様の四捨五入）。

※河川部分を除いた陸域部の面積

※四捨五入の関係で合計と面積が合わない。

② 最高津波水位等

ア 最高津波水位等

松浦市の沿岸部における最高津波水位等は下記のとおり。

津波による海面への影響開始想定時間や最高津波水位の到達時間は、津波断層モデルによって異なる。

（津波断層モデル毎の影響開始想定時間・最高津波水位は②を参照。）

表13 沿岸部における最高津波水位等

地域海岸区分	市名	最高津波水位 T. P. +m	最大クラスの津波をもたらす 津波断層モデル
松浦北部沿岸	松浦市	4	西山断層および北方延長部の断層（F60）大すべり左側

※この津波浸水想定は、現在の知見を基に津波の浸水予測を行ったものであり、想定より大きな津波が来襲し、津波高は高くなる可能性があります。

※「最高津波水位」は、海岸線における津波の水位を標高で表示しています。

なお、メートル以下第2位を四捨五入し第1位を切り上げた数値を表示しています。

※気象庁が発表する「津波の高さ」は平常潮位（津波が無かった場合の同じ時間の潮位）からの高さですので、最高津波水位とは異なります。

※標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T. P. +m）として表示しています。

イ 津波断層モデル毎の津波水位等

表14 最高津波水位等（南海トラフ ケース5 ケース11）

地域海岸 区分	市名	南海トラフ ケース5			南海トラフ ケース11		
		影響開始 想定時間 (分)	最大津波 到達想定 時間 (分)	最高津波 水位 (T. P. +m)	影響開始 想定時間 (分)	最大津波 到達想定 時間 (分)	最高津 波水位 (T. P. +m)
松浦北部沿岸	松浦市	215	357	3	215	358	3

表15 最高津波水位等（雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動、対馬海峡東の断層）

地域海岸 区分	市名	雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動			対馬海峡東の断層		
		影響開始 想定時間 (分)	最大津波 到達想定 時間 (分)	最高津波 水位 (T. P. +m)	影響開始 想定時間 (分)	最大津波 到達想定 時間 (分)	最高津波 水位 (T. P. +m)
松浦北部沿岸	松浦市	—	—	—	133	188	3

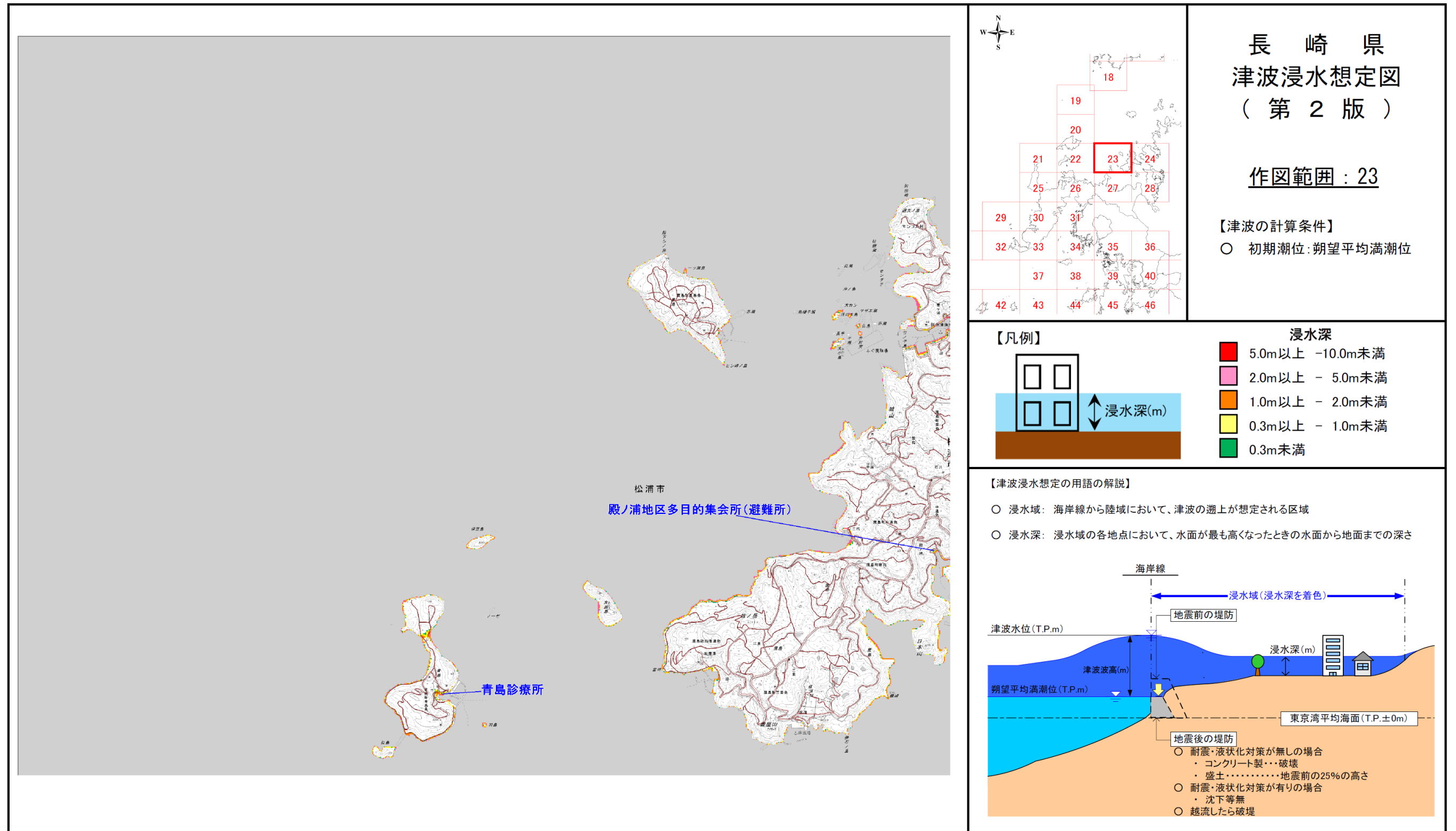
表16 最高津波水位等（大村一諫早北西付近断層帯、西山断層および北方延長部の断層（F60）大すべり左側）

地域海岸 区分	市名	大村一諫早北西付近断層帯			西山断層および北方延長部の断層（F60）大すべり左側		
		影響開始 想定時間 (分)	最大津波 到達想定 時間 (分)	最高津波 水位 (T. P. +m)	影響開始 想定時間 (分)	最大津波 到達想定 時間 (分)	最高津波 水位 (T. P. +m)
松浦北部沿岸	松浦市	—	—	—	20	76	4

③ 津波浸水想定図

松浦市沿岸部の津波浸水想定図は、図23～26に示すとおり。

津波浸水想定図「鷹島 黒島 青島」(図23)



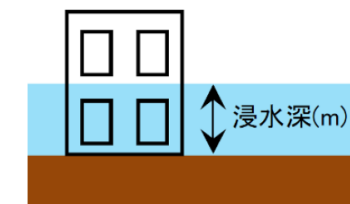
長崎県
津波浸水想定図
(第2版)

作図範囲：23

【津波の計算条件】

- 初期潮位：朔望平均満潮位

【凡例】

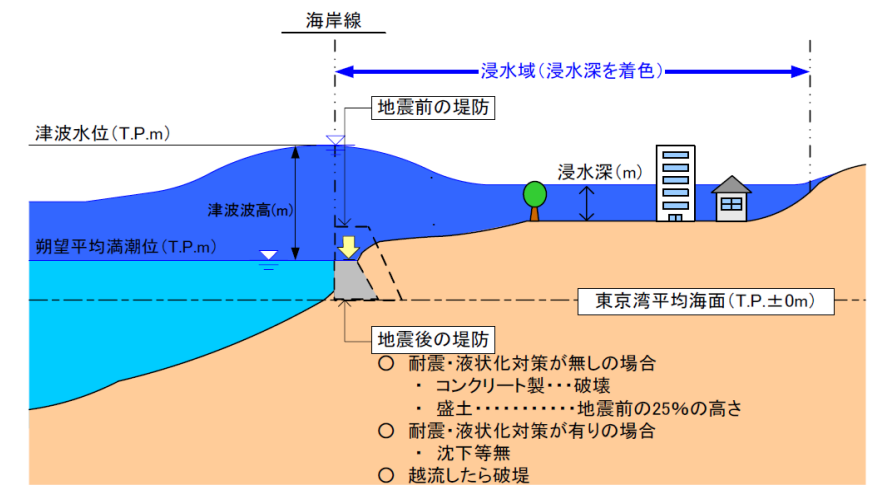


浸水深

- 5.0m以上 - 10.0m未満
- 2.0m以上 - 5.0m未満
- 1.0m以上 - 2.0m未満
- 0.3m以上 - 1.0m未満
- 0.3m未満

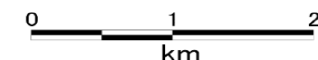
【津波浸水想定用語の解説】

- 浸水域：海岸線から陸域において、津波の遡上が想定される区域
- 浸水深：浸水域の各地点において、水面が最も高くなったときの水面から地面までの深さ



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 平 27 情複、第 1413 号）。

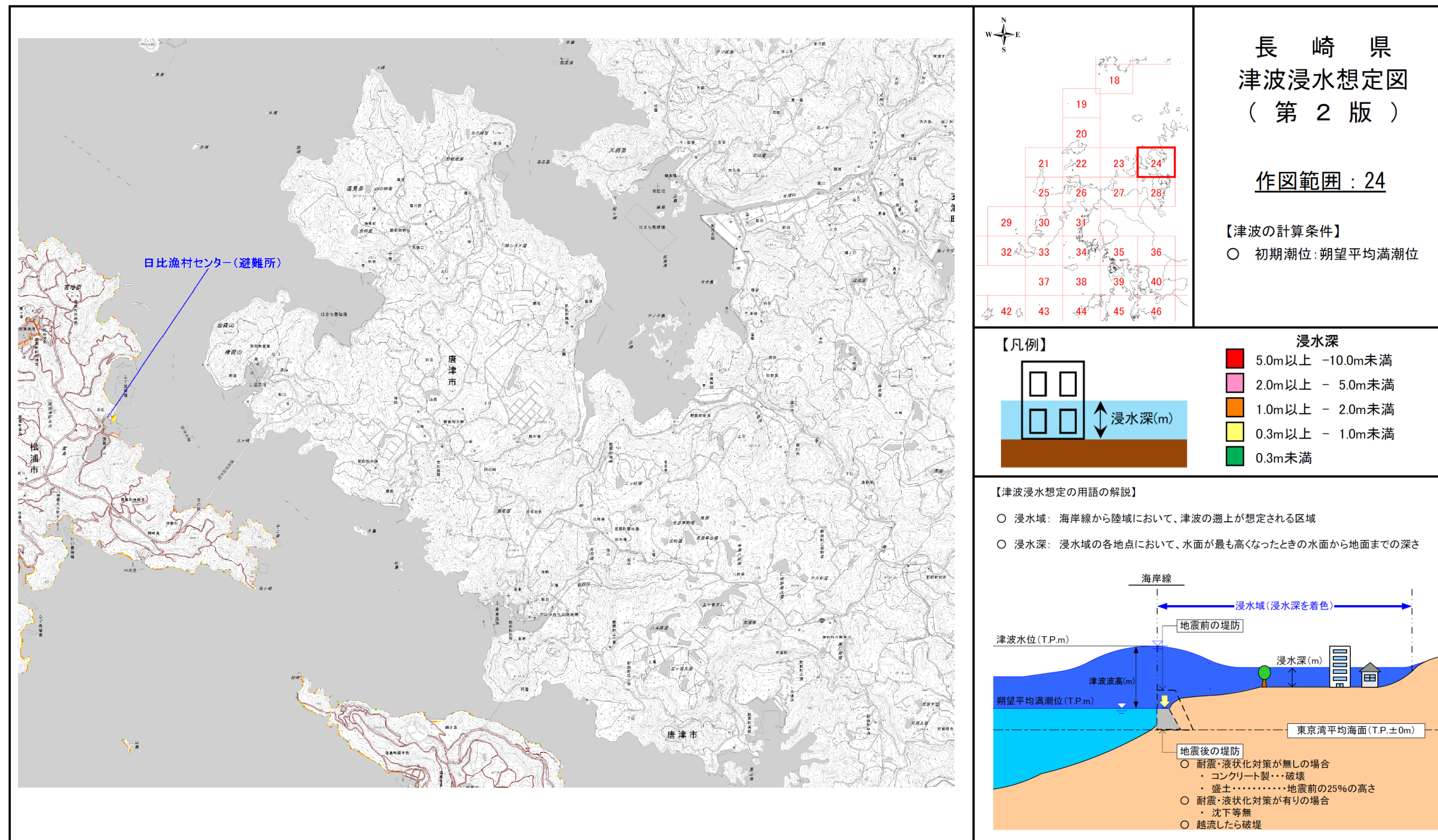
これらをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。



【留意事項】

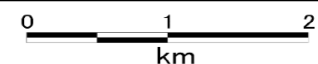
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)をあらわしたものです。
- 最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えと考えられる「ケース 5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」「対馬海峡東の断層」「大村-諫早北西付近断層」、国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した 60 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えと考えられる「西山断層及び北方延長部の断層 (F60) 大すべり左側」を設定しました。この 6 つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、この津波浸水想定浸水域や浸水深は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 今後、最新の知見や精査等により、浸水想定を修正する可能性があります。
- ※ その他の留意事項については、解説を参照して下さい。 ※ 「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製し作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。

津波浸水想定図「鷹島北部 福島北部」(図24)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1413号)。

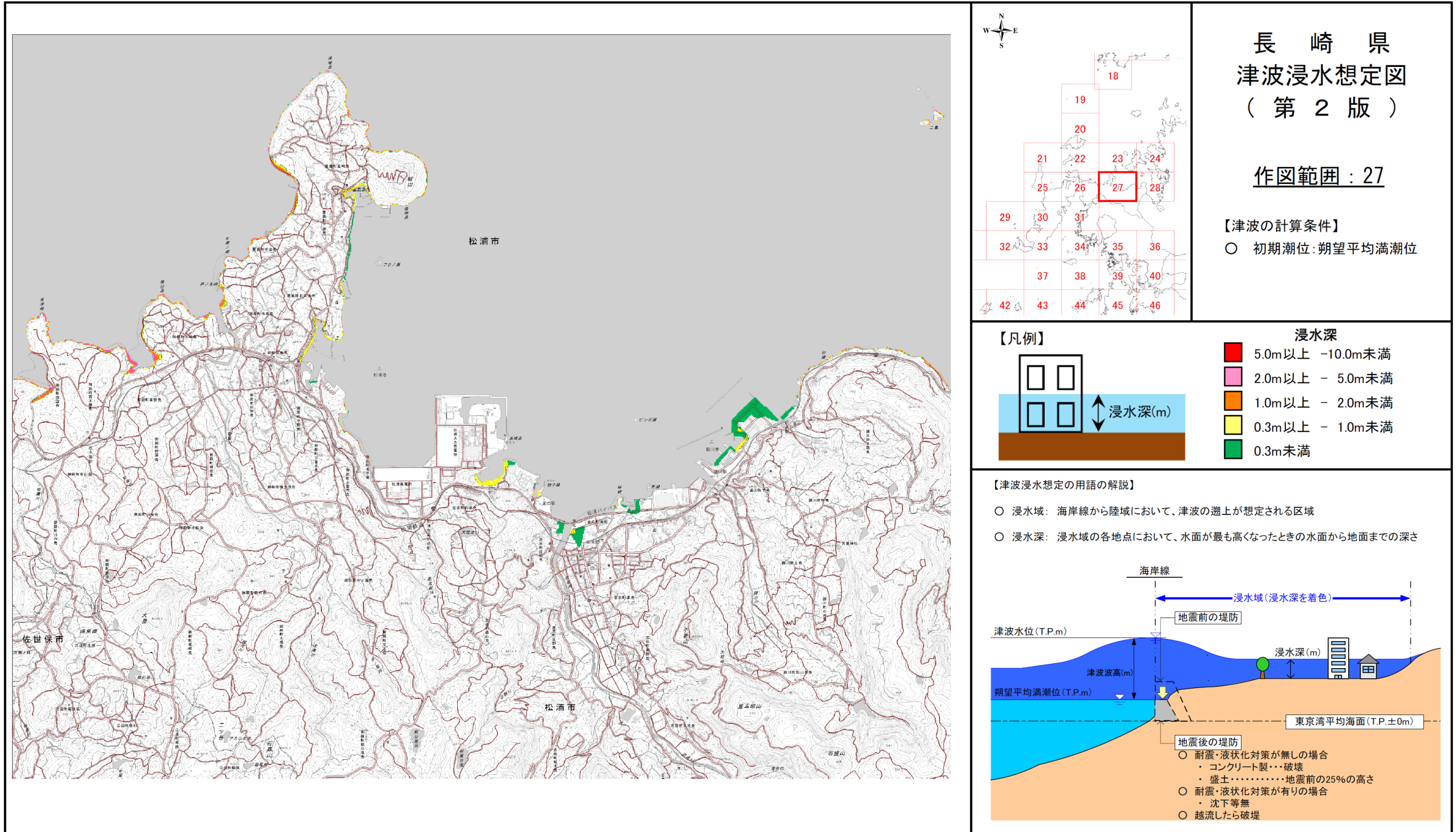
これらをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。



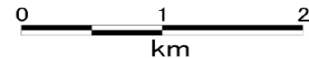
【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)をあらわしたものです。
- 最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「ケース5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」「対馬海峡東の断層」「大村-諫早北西付近断層」、国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した60のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「西山断層及び北方延長部の断層(F60)大すべり左側」を設定しました。この6つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域(浸水の区域)と浸水深(水深)を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、この津波浸水想定は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 今後、最新の知見や精査等により、浸水想定を修正する可能性があります。
- ※ その他の留意事項については、解説を参照して下さい。 ※ 「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製し作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。

津波浸水想定図「松浦地区」(図25)



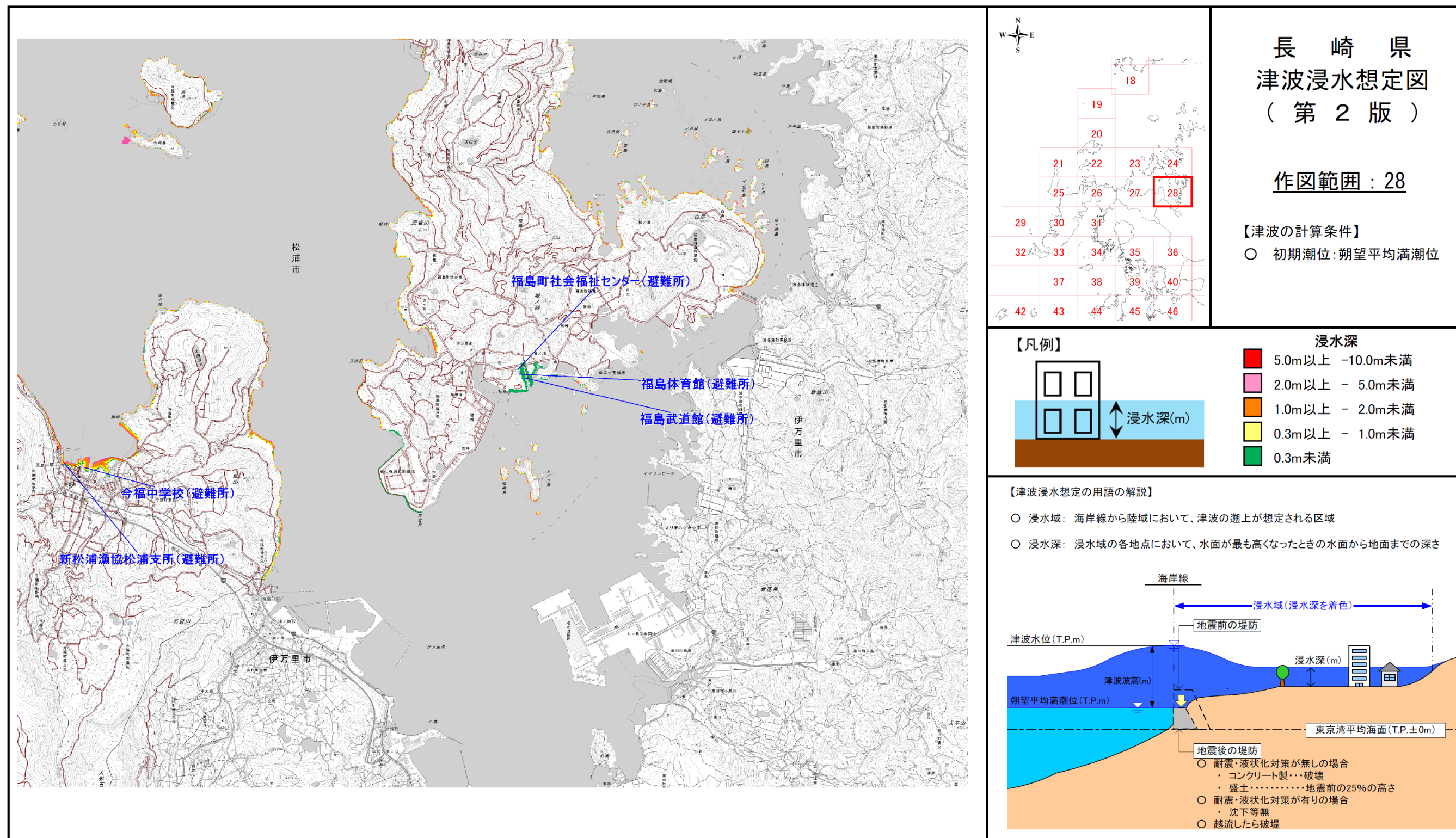
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1413号)。
これらをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。



【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)をあらわしたものです。
 - 最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「ケース5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」「対馬海峡東の断層」「大村-諫早北西付近断層」、国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した60のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「西山断層及び北方延長部の断層(F60)大すべり左側」を設定しました。この6つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域(浸水の区域)と浸水深(水深)を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
 - この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、この津波浸水想定は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
 - 今後、最新の知見や精査等により、浸水想定を修正する可能性があります。
- ※ その他の留意事項については、解説を参照して下さい。 ※ 「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製し作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。

津波浸水想定図「松浦・福島地区」(図26)



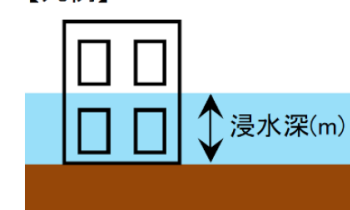
長崎県 津波浸水想定図 (第2版)

作図範囲：28

【津波の計算条件】

- 初期潮位：朔望平均満潮位

【凡例】

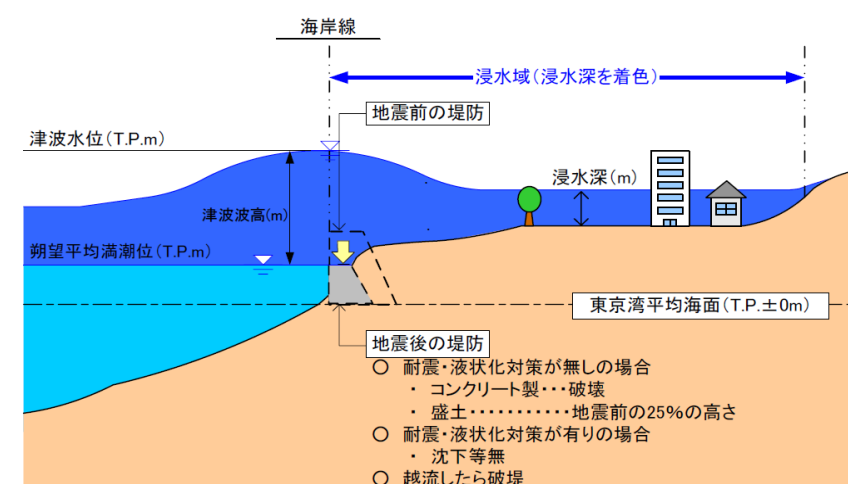


浸水深

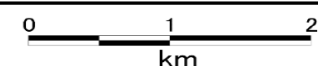
- 5.0m以上 - 10.0m未満
- 2.0m以上 - 5.0m未満
- 1.0m以上 - 2.0m未満
- 0.3m以上 - 1.0m未満
- 0.3m未満

【津波浸水想定用語の解説】

- 浸水域：海岸線から陸域において、津波の遡上が想定される区域
- 浸水深：浸水域の各地点において、水面が最も高くなったときの水面から地面までの深さ



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1413号)。
これらをさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。



【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)をあらわしたものです。
- 最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「ケース5、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」「対馬海峡東の断層」「大村-諫早北西付近断層」「国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した60のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「西山断層及び北方延長部の断層(F60)大すべり左側」を設定しました。この6つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域(浸水の区域)と浸水深(水深)を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、この津波浸水想定は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 今後、最新の知見や精査等により、浸水想定を修正する可能性があります。
- ※ その他の留意事項については、解説を参照して下さい。 ※ 「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製し作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。

9 津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波災害警戒区域」について

平成24年6月13日に「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「津波法」という。）が施行され、津波法第53条第1項の規定により、都道府県は、国が策定した基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に警戒避難体制等を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」に指定することができることされており、県は、平成29年3月31日、「津波災害警戒区域」の指定を行った。

(1) 津波災害警戒区域とは

- ・津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危険が生ずるおそれがある区域で津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である。
- ・基準水位も併せて公表している。
- ・津波災害警戒区域は、津波浸水想定に基づいて作成している。

(2) 津波災害警戒区域指定の目的

- ・区域指定により、区域を含む市町ではハザードマップの作成等が義務付けられるなど、避 警戒態勢の整備が促進される。
- ・基準水位により、津波からの効率的な避難対策が可能となる。津波から避難する上での有な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安となる。

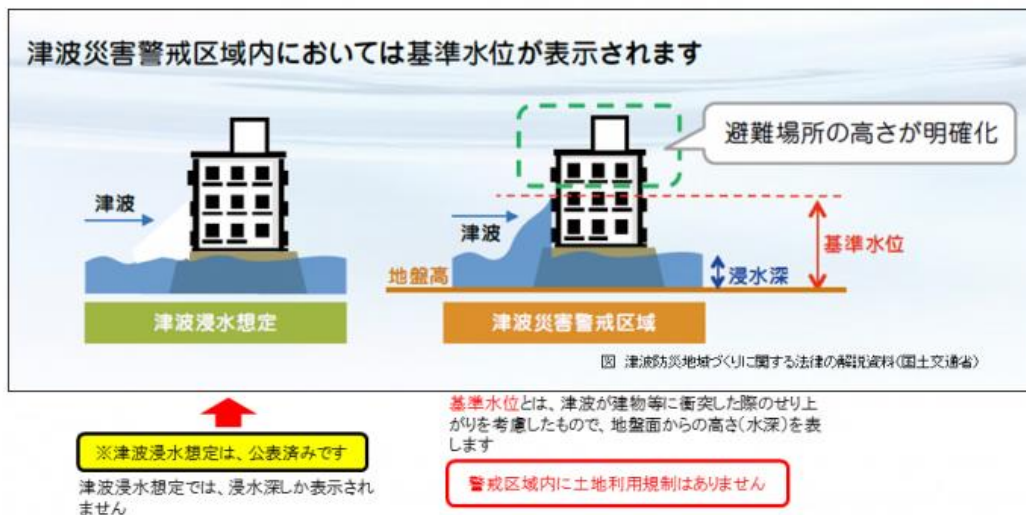


図 2 7 津波災害警戒区域（基準水位）

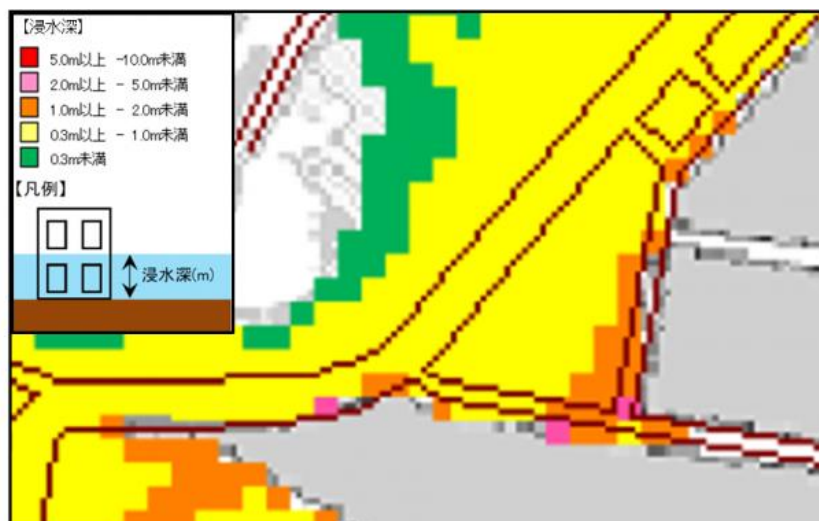


図 2 8 津波浸水想定図（略図）

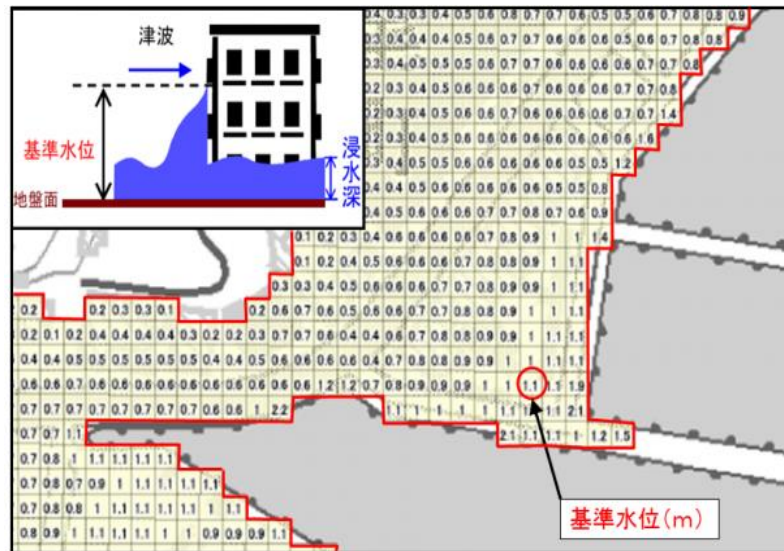


図29 津波災害警戒区域（略図）

- ・ 区域：津波浸水想定での区域（浸水深1cm以上）を基本とし、薄黄色で着色されたメッシュで囲まれた区域が警戒区域となる。
- ・ 表示：12.5mメッシュごとに基準水位（10cm単位）を記載

(3) 留意事項

- ・ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データは、平成21年の地形図の等高線及び平成23年の航空レーザー測量または写真測量の結果をもとにしているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合がある。
- ・ 背景地図は国土地理院の承認を得て、同院発行の電子地図を複製したものである。道路や建物、海岸線等河川の形状等が現況と異なっている場合がある。なお、埋立地において新たに埋め立てられた情報を得たものについては追記しているところがある。

(4) 津波災害警戒区域図

本市の津波災害警戒区域図（全80枚）は、長崎県ホームページで閲覧可能となっている。

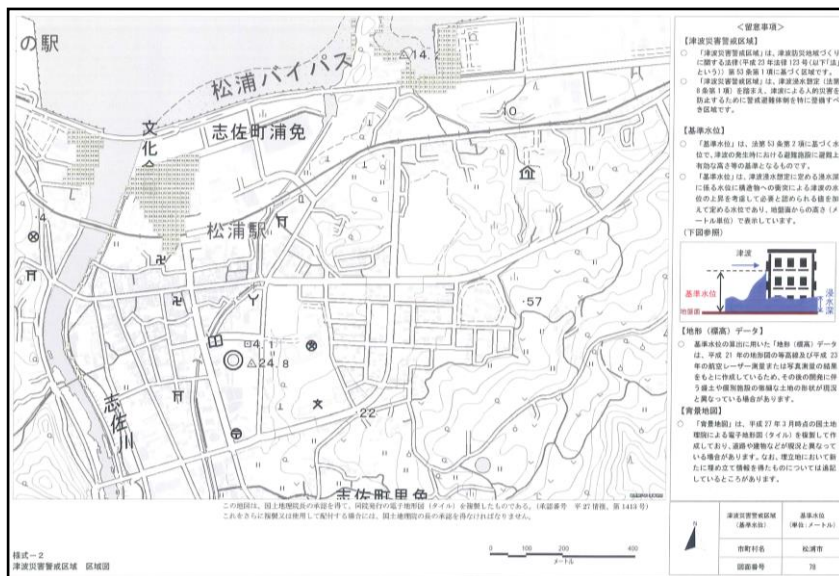


図30 津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書（松浦市-78）

第2章 地震災害予防計画

第1節 計画の方針

本市は、過去に地震歴及び地震の発生要因となる活断層の分布などから、直下型の大地震発生の可能性が著しく低い地域と言われている。

しかし、地震災害は台風や大雨などの一過性の災害に対して、ひとたび発生すると交通、通信、電気、水道など市民生活に不可欠なライフラインが切断し、市民生活や経済活動等が長期にわたって麻痺状態となり、通常の生活を維持することが困難となるおそれがある。

地震はいつ発生するか予測できない突発的な自然現象であるので、地震災害対策は必要である。

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、市民自らが「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、日頃より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

市は、県と協力して、市民及び各組織等を対象に地震・津波に関する知識と防災対応を啓発指導する。

第2節 防災知識普及計画

広報紙(市報)、パンフレット、リーフレット、ポスター、DVD、ビデオテープ、インターネット及び報道機関等の媒体の活用、研修会や専門家の派遣等により、防災関係職員及び市民に対し、以下の重点項目に基づき広く普及を図る。

1 啓発における重点事項

(1) 平常時の心得に関する事項

- ① 家具の転倒防止
- ② 建築物の耐震化・付属する塀等の安全性確保の重要性
- ③ 食料・飲料水の備蓄
- ④ 非常持ち出し品の準備
- ⑤ 災害危険箇所・区域の確認
- ⑥ 避難方法、避難場所、家族間の連絡方法の確認

(2) 地震発生時の心得に関する事項

- ① 様々な条件下におけるとるべき行動
- ② 避難場所での行動

2 市民への教育

市は、地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震・津波についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

- ① 地震・津波に関する基礎知識

- ② 避難に関わる用語（津波警報、避難指示等）の意味と内容
- ③ 各地域の地震・津波の危険性、過去の被災状況と教訓
- ④ 地震発生時の行動指針等の応急対策
- ⑤ 災害危険区域等に関する知識
- ⑥ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識
- ⑦ 住宅の耐震、火災予防、非常持ち出し品の準備等の平常時の準備
- ⑧ 応急手当等看護に関する知識
- ⑨ 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮と支援と体制

3 市職員に対する教育

市職員として、行政を進めるうえで積極的に地震・津波防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどについて研修会等を通じて教育を行うとともに、日頃よりの周知徹底を図る。

- ① 地震・津波に関する基礎知識
- ② 地震が発生した場合に、職員が具体的に取るべき行動（職員の動員体制と任務分担、情報伝達体制）についての周知徹底
- ③ 地震・津波対策の課題その他必要事項

4 教職員及び児童生徒に対する教育

（1）教職員への研修

市教育委員会は、教職員に対し、各種研修会を通じて防災教育に関する指導力の向上を図る。特に、災害時の教職員による避難誘導の重要性を踏まえ、防災知識や学校周辺地域における地震・津波に対する危険性の認識を高め、臨機応変に適切な対応ができる判断力・指導力の向上を図る。

（2）児童生徒に対する教育

教職員は、児童生徒に対し、教科、学級活動、学校行事等教育活動全体を通じて、災害や防災の基礎的な知識、災害発生時の対処方法等の指導を行う。

このため、市教育委員会は、小学校・中学校と発育段階に応じた防災に関する実践的な指導方法の開発・普及を行う。

（3）学校における防災訓練

学校長は、児童生徒が学習した知識をもとに、自ら判断して行動する力をつけるという観点に配慮して、防災訓練の実施に努めるものとする。

第3節 自主防災活動

1 自主防災組織の役割

地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」ためには、地域において住民が広く自主防災組織をつくり、平常時の活動の中から地震発生の際の有効適切な活動が行われるようにしておくことが重要である。

市は、自主防災組織の組織化に積極的に取り組むとともに、既存の組織にあっては、市と協力して防災活動を行うものとする。

(1) 規模

行政区など住民の防災活動推進上最も適正な地域を単位として自主防災組織を結成し、育成を図るものとする。また、その設置においては、下記事項に留意のうえ、住民と協議して実施するものとする。

- ① 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏としての一体性をもっている地域であること。

(2) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、男女共同参画の視点を踏まえつつ、次のような方法により組織づくりをするものとする。

- ① 町内会、自治会等の自主組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- ③ 広報誌の活用や学習会等の開催により自主防災組織の必要性や活動内容等の周知・啓発を図る。

(3) 平常時から実施する事項

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
- ③ 家庭内の防災に関する話し合い
- ④ 各地域における避難地、避難路の確認
- ⑤ 石油ストーブ、ガス器具等の耐震自動消火等火災予防装置の実施
- ⑥ 家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止
- ⑦ 家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策
- ⑧ 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
- ⑨ 最寄りの医療救護施設の確認
- ⑩ 各地域の要配慮者及び避難支援の方法の確認

(4) 地震発生時に実施する事項

- ① 災害情報の正確な把握
- ② 飲料水、食料、燃料他非常持出品の準備
- ③ 火災予防措置及び初期消火の実施
- ④ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護

- ⑤ 初期の救出、救助
 - ⑥ 適切な避難
 - ⑦ 自力による生活手段の確保
 - ⑧ 地域の避難所の開設・運営の支援
- (5) 自主防災組織の事業
- ① 防災知識の普及・啓発に関する事
 - ② 水害等に対する災害予防に関する事
 - ③ 災害時における情報の収集及び伝達、救出、援護、避難誘導等に関する事
 - ④ 火災発生時における初期消火活動に関する事
 - ⑤ 防災訓練に関する事
 - ⑥ 防災資機材の備蓄に関する事
 - ⑦ その他目的達成に必要な事

第4節 要配慮者に対する安全対策の推進

高齢者、障害者、乳幼児、観光客、外国人等の要配慮者に対して、防災知識の普及、地震時の情報提供、避難誘導、救護対策等のため、平常時から地域において要配慮者の安全対策を推進する。

津波浸水のおそれのある地域では、要配慮者の情報入手や移動に係る制約に配慮しつつ、高台や建物の上層階等安全な場所へ迅速に避難するという津波避難の原則に即して避難誘導を行えるよう留意する。

(1) 在宅要介護者等の安全確保

市は、在宅介護を要する障害者、常時単身又は、夫婦等で日常生活を営む高齢者について、日頃から以下の安全確保の対策を講じておく。

- ① 広報等による要配慮者、家族、地域住民に対する啓発活動を実施する。
- ② 地域在住の要配慮者の把握と支援体制を確立する。
- ③ 地域住民の発災時における要配慮者の避難等安全確保の協力を指導する。
- ④ 前記各号の実施に当たっては、特に視聴覚障害のために情報入手が困難な者に配慮して実施するものとする。

大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、あらかじめ消防、警察等関係機関と調整し、避難支援の方法を定めておく。

(2) 観光客・旅行者等の安全確保

市、防災関係機関、観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

- ① 旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導體制等宿泊客の安全確保に努める。
- ② 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

(3) 外国人の安全確保

市は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

第5節 建築物等の耐震性の確保と推進

市内の住宅等の耐震化を推進することにより、市内の既存建築物の耐震性能を確保することで、防災性を高め、地震災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とし、「松浦市建築物の耐震改修促進計画」（平成20年4月策定）に基づき耐震性の確保に努める。

第3章 地震災害応急対策に関する計画

第1節 組織動員計画

地震の発生時には、初期段階の防災機関の立ち上がり、その後の防災対策の成否を左右するため、対策本部が機能するまでの間の空白をなくするための体制を初動体制と位置づけ、次の内容により行動する。

1 初動体制の措置

(1) 勤務時間内の体制

概ね震度4以上の地震が発生した場合は、防災課が県（危機管理課）、松浦市消防本部、松浦警察署、その他の機関との情報連絡を行って情報の収集・分析を行い、防災課長は市長に報告及び配備体制について具申する。

(2) 夜間・休日の体制

概ね震度4以上の地震が発生した場合は、予め指名された本庁初動班は自主参集し、松浦市消防本部、松浦警察署、その他の機関との情報連絡を行って情報の収集・分析を行い、防災課長が市長に報告及び配備体制について具申する。

2 松浦市災害警戒本部の設置

(1) 松浦市災害警戒本部の組織

松浦市災害警戒本部の（以下「警戒本部」という。）組織は、次のとおりとする。

- ① 本部長 防災課長
- ② 副本部長 防災課長補佐
- ③ 本部員 防災課、総務課、建設課、農林課、都市計画課、水産課、上下水道課、その他、本部長が指名するもの
- ④ 現地警戒本部長 福島・鷹島支所長
- ⑤ 現地警戒副本部長 福島・鷹島支所課長
- ⑥ 現地警戒本部員 福島・鷹島支所地域振興課

(2) 警戒本部の設置基準

- ① 震度4以上の地震が発生した場合
- ② 松浦市沿岸に「津波注意報」が発令された場合
情報の収集、被害状況の把握にあたるものとする。

(3) 警戒本部の解散

警戒本部は、次の場合に該当するときに解散する。

- ① 津波注意報等が解除され、災害の危険が解消したと認められるとき
- ② 警戒本部を対策本部に切り替えたとき

(4) 関係機関への報告

警戒本部を設置または解散したときは、県（県北振興局）、松浦市消防本部、松浦警察署、その他関係機関等に対し、通知、公表するものとする。

3 松浦市災害対策本部の設置

市長は、地震により被害が発生し、又は発生するおそれのある場合、地震災害応急対策を実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づき対策本部を設置する。

(1) 対策本部の組織

対策本部の組織は、次のとおりとする。

- ① 対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- ② 対策本部に対策本部付を置き、松浦市消防本部消防長及び松浦市消防団長をもって充てる。
- ③ 対策本部に別表に掲げる班を置き、班長及び副班長は別表に掲げるものをもって充てる。
- ④ 対策本部に対策本部会議を設け、本部長、副本部長、本部付、各班長をもって構成するものとする。このほか、本部長が必要と認めた者を対策本部会議に出席させることができる。
- ⑤ 福島及び鷹島支所に必要に応じ現地対策本部を設け、対策本部との連絡、本部長の命に基づく管内の災害応急対策など、現地対策本部で処理可能な事務を行わせるものとする。

なお、現地対策本部に現地対策本部長及び別表に掲げる現地対策本部班を置き、現地対策本部長は支所長を、現地対策本部班長及び副班長は別表に掲げるものをもって充てる。

(2) 避難所運営本部

- ① 避難所運営本部は、避難所の開設・運営事務を行うものとする。なお、避難所運営本部班長は民生班長（福祉事務所長）をもって充てる。

(3) 対策本部の設置基準

- ① 震度5弱以上の地震が発生した場合
- ② 長崎県内に大津波警報・津波警報が発表されたとき

(4) 対策本部の解散

市長は災害の発生するおそれなくなったと認められるとき、又は地震災害応急対策が完了した時は、対策本部を解散する。

(5) 関係機関への報告

対策本部を設置または解散したときは、県（県北振興局）、松浦市消防本部、松浦警察署、その他関係機関等に対し、通知、公表するものとする。

4 松浦市災害対策本部の掌握事務

(1) 対策本部会議

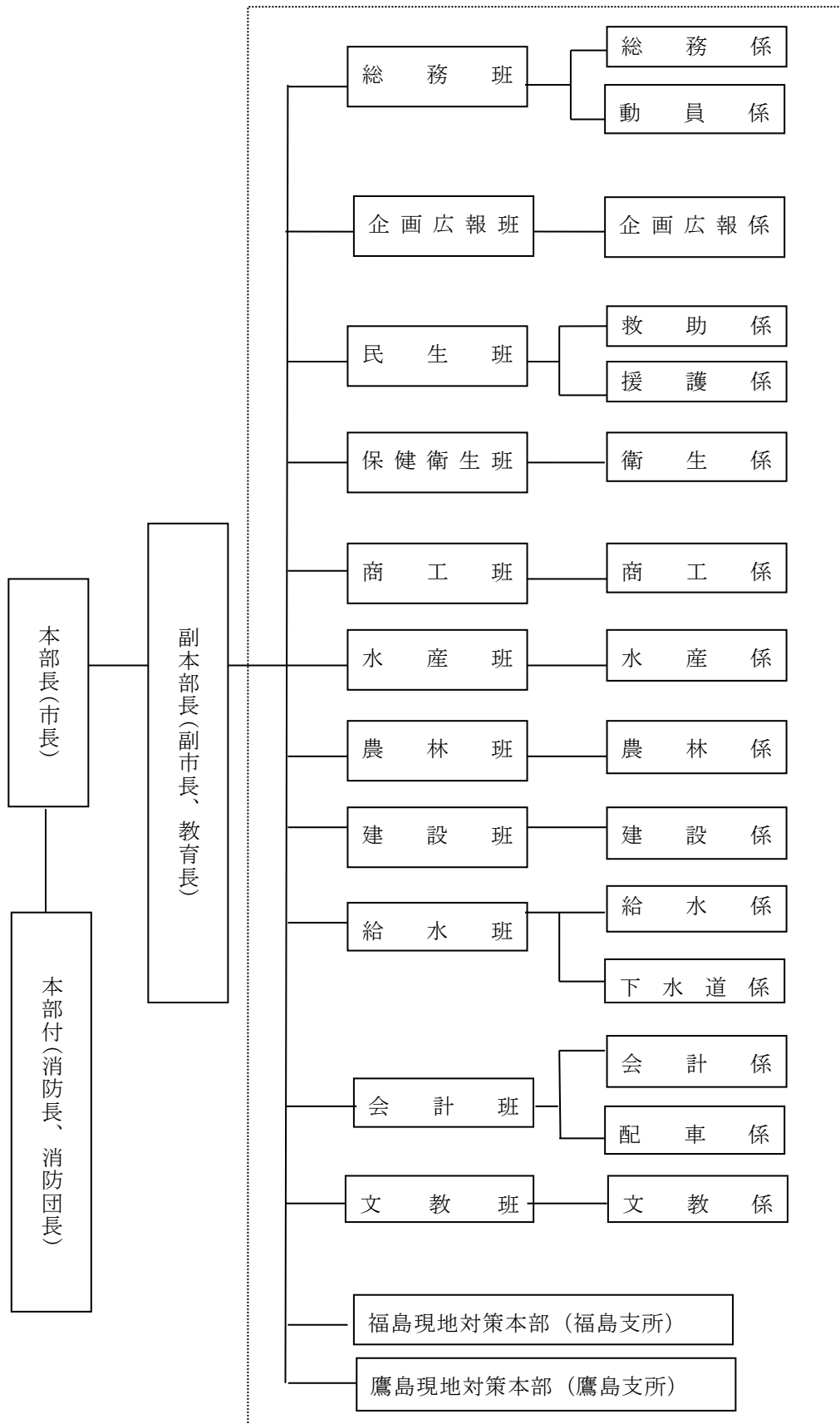
対策本部会議において協議すべき事項は次のとおりとする。

- ① 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
- ② その他本部長が必要と認める事項

(2) 各班及び現地対策本部の掌握事務

各班及び対策本部会議において協議すべき事項は次のとおりとする。

松浦市災害対策本部組織



松浦市災害対策本部の掌握事務

班名	担当係	所属係	事務分掌
(総務班) 班長 防災課長 副班長 総務課長 議会事務局長 防災課長補佐	総務係	(防災課) 全員 (総務課) 行政 財政 (選挙管理委員会事務局) 全員 (議会事務局) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部に関すること ・対策本部会議に関すること ・本部長の命令伝達に関すること ・職員の非常招集に関すること ・非常時における人員の配置並びに調整に関すること ・総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること ・全般の被害状況収集及びその対策に関すること ・防災関係機関との連絡調整に関すること ・自衛隊の出動要請に関すること ・気象情報の授受及び通報に関すること ・消防団に対する出動要請に関すること ・危険物の規制に関すること ・水防に関すること ・防災行政無線及び対策本部の通信施設に関すること ・緊急を要する事項の中央に対する要望書の作成に関すること ・本部長及び副本部長の災害視察に関すること ・災害見舞及び視察者の応接に関すること ・災害記録に関すること ・災害対策に関する予算措置に関すること ・情報機器、伝達手段(サーバー、PC関係、インターネット等)の運用・確保に関すること
	動員係	(総務課) DX戦略室	
(企画広報班) 班長 政策企画課長 副班長 政策企画課長補佐	企画広報係	(政策企画課) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧についての重要事項の中央に対する要望書の作成に関すること ・災害復旧と市勢振興計画の調整に関すること ・災害関係の広報に関すること ・災害写真の撮影、収集、記録の作成に関すること

第3章 地震災害応急対策に関する計画

(民生班) 班長 福祉事務所長 副班長 税務課長 子育て・こども課長 長寿介護課長	救助係	(福祉事務所) 全員 (子育て・こども課) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・民生班所管施設の被害状況収集及び対策に関すること ・職員の被災状況調査及び健康管理に関すること ・人的及び家屋の被害状況の収集及び対策に関すること ・被災証明(り災証明)の発行に関すること ・社会福祉施設、介護保険施設等の被害状況収集及び対策に関すること ・その他災害救助に関すること ・災害救助法の適用に関すること ・避難所の設置運営指導に関すること ・被害者への炊出し、食品の給付に関すること ・被害寝具及び生活必需品並びに学用品の支援に関すること
	援護係	(税務課) 全員 (長寿介護課) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の計画、入居等に関すること ・災害時ボランティアに関すること ・り災児童の保護に関すること ・母子児童施設の災害対策に関すること ・災害弔慰金、災害援護資金に関すること ・生業資金更生資金の貸付に関すること ・義援金品等の受付配分に関すること ・り災母(父)子世帯に対する母(父)子福祉資金の貸付に関すること ・税の減免に関すること
(保健衛生班) 班長 市民生活課長 副班長 健康ほけん課長 市民生活課長補佐	衛生係	(市民生活課) 全員 (健康ほけん課) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生班所管施設の被害状況収集及びその対策に関すること ・医療機関の被害状況の収集及びその対策に関すること ・防疫、保健衛生に関すること ・飲料水、食品の衛生確保に関すること ・医療班の編成及び派遣指導に関すること ・救護所の設置に関すること ・避難住民の健康対策及び心のケアに関すること ・医薬品の調達及び配分輸送に関すること
(商工班) 班長 産業振興課長 副班長 文化観光課長	商工係	(産業振興課) (文化観光課) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・商工班所管施設業の被害状況収集及びその対策に関すること ・観光客の避難誘導に関すること ・避難住民等に対する雇用情報の提供に関すること ・り災商工業者の災害金融に関すること

<p>(水産班) 班長 水産課長 副班長 水産課長補佐</p>	<p>水産係</p>	<p>(水産課) 全員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水産班所管施設の被害状況収集及びその対策に関すること ・港湾並びに漁港の災害調査に関すること ・高潮対策に関すること ・海岸保全に関すること ・水産施設の災害対策に関すること ・り災水産業者の被害金融に関すること
<p>(農林班) 班長 農林課長 副班長 農林課長補佐 農業委員会 事務局長</p>	<p>農林係</p>	<p>(農林課) 全員 (農業委員会 事務局) 全員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林班所管施設の被害状況収集及びその対策に関すること ・農地及び農業用施設の災害対策に関すること ・農作物の災害対策に関すること ・農作物の被害に伴う病害虫の予防及び駆除に関すること ・園芸農作物工芸作物の災害対策に関すること ・家畜、家きんの被害対策に関すること ・家畜飼料の補給に関すること ・家畜伝染病予防及び防疫に関すること ・林野関係の災害対策に関すること ・農林災害金融に関すること ・農林災害補償に関すること
<p>(建設班) 班長 建設課長 副班長 都市計画課長 建設課長補佐</p>	<p>建設係</p>	<p>(建設課) 全員 (都市計画課) 全員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設班所管事項の被害状況収集及びその対策に関すること ・土木復旧事業の総轄に関すること ・道路及び橋梁の災害復旧に関すること ・道路及び橋梁の被害状況の収集及びその対策に関すること ・水防工法に関すること ・河川、堤防、溝きよ、水路及び樋管の災害復旧に関する こと ・地すべり対策に関すること ・建築物の災害防止に関すること ・応急危険度の判定に関すること ・応急仮設住宅の建設・修理に関すること ・応急仮設住宅の設置及び資材に関すること
<p>(給水班) 班長 上下水道課長 副班長 上下水道課長補佐</p>	<p>給水係</p>	<p>(上下水道課) 業務、施設 管理 工業用水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給水班所管の被害調査及び被害状況の収集に関すること ・水道施設の災害対策に関すること ・飲料水の確保及び供給に関すること ・水道の衛生維持に関すること

	下水道係	下水道業務 下水道施設	・下水道施設の災害対策に関すること
(会計班) 班長 会計課長 副班長 会計課長補佐 監査委員事務局長	会計係	(会計課) 出納 (監査委員事務局) 全員	・義援金の保管に関すること ・災害に対する諸支出に関すること
	配車係	(会計課) 管財	・公用車の配車に関すること ・公有財産の被害状況の収集及びその対策に関すること
(文教班) 班長 教育総務課長 副班長 学校教育課長 生涯学習課長 文化財課長	文教係	(教育委員会) 全員	・文教班所管施設の被害状況収集及びその対策に関すること ・児童生徒の避難対策に関すること ・社会教育施設利用者の避難対策に関すること ・学童及び授業の措置に関すること ・学校用教科書のあっせん調達に関すること ・文化財の保護に関すること

現地対策本部（福島・鷹島支所）の掌握事務

班名	所属係	事務分掌
(市民福祉班) 班長 支所長が指名する者 副班長 市民総務係長 診療所事務長	(市民総務係) 全員 (診療所) 全員 (福島保健センター) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地災害対策本部に関すること ・ 支所管内職員の非常招集に関すること ・ 本庁と支所の連絡調整に関すること ・ 災害情報の収集に関すること ・ 防災行政無線に関すること ・ 消防団、その他関係機関との連携に関すること ・ 災害記録に関すること ・ 税の減免に関すること ・ 人的及び家屋の被害状況の収集及び対策に関すること ・ 市民福祉班所管施設の被害状況収集及び対策に関する こと ・ 避難所の設置指導に関すること ・ 被害者への炊出し、食品の給付に関すること ・ 被服寝具及び生活必需品並びに学用品の支給に関する こと ・ 応急仮設住宅の計画、入居等に関すること ・ 医療機関の被害状況の収集及びその対策に関すること ・ 防疫、保健衛生に関すること ・ 飲料水、食品の衛生管理に関すること ・ 医療班の編成及び派遣指導に関すること ・ 救護所の設置に関すること ・ 避難住民の健康対策及び心のケアに関すること ・ 医薬品の調達及び配分輸送に関すること ・ 文教班所管施設の災害状況収集及びその対策に関する こと ・ 児童生徒の避難対策に関すること ・ 学童及び授業の措置に関すること ・ 学校用教科書のあっせん調達に関すること ・ 文化財の保護に関すること
(地域振興班) 班長 支所長が指名する者 副班長 産業建設係長	(産業建設係) 全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興班所管施設の被害状況収集及びその対策に関する こと ・ 観光客の避難誘導に関すること ・ 水産関係の被害状況収集及びその対策に関すること ・ 港湾並びに漁港の災害調査に関すること ・ 高潮対策に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全に関すること ・水産施設の災害対策に関すること ・農業全般の被害状況収集及びその対策に関すること ・農地及び農業用施設の災害対策に関すること ・農作物の災害対策に関すること ・農作物の被害に伴う病害虫の予防及び駆除に関する こと ・園芸農作物工芸作物の災害対策に関すること ・家畜、家きんの被害対策に関すること ・家畜飼料の補給に関すること ・家畜伝染病予防及び防疫に関すること ・林野関係の災害対策に関すること ・土木復旧事業の総轄に関すること ・道路及び橋梁の災害復旧に関すること ・道路及び橋梁の被害状況の収集及びその対策に関する こと ・水防工法に関すること ・河川、堤防、溝きよ、水路及び樋管の災害復旧に関す ること ・地すべり対策に関すること ・建築物の災害防止に関すること ・応急仮設住宅の建設・修理に関すること ・応急仮設住宅の設置及び資材に関すること ・水道施設の被害調査及び応急修理に関すること ・水道施設の災害対策に関すること ・飲料水の確保及び供給に関すること ・水道の衛生維持に関すること
--	--	---

※台風や気象警報が発表され公設避難所を開設する際の避難所運営本部組織は、「松浦市公設避難所運営・開設マニュアル（風水害編）」による。

5 対策本部の配備体制

(1) 対策本部の配備基準

地震災害の規模に応じて配備の段階を第1配備から第3配備までに区分し、配備の指定は、その都度本部長が行うものとする。

配備の基準は、おおむね次の基準による。

配備の基準

配備基準	災害の規模
第1配備	・震度5弱の地震が発生した場合 ・津波警報発表
第2配備	・震度5強以上の地震が発生した場合 ・大津波警報発表
第3配備	・震度6弱以上発生

配備要員

班	係	第1配備	第2配備	第3配備
総務	総務	2 / 3	全員	全員
	動員	1 / 3	全員	全員
企画広報	企画広報	1 / 3	2 / 3	全員
民生	救助	1 / 3	2 / 3	全員
	援護	1 / 3	2 / 3	全員
保健衛生	衛生	1 / 3	2 / 3	全員
商工	商工	1 / 3	2 / 3	全員
水産	水産	2 / 3	全員	全員
農林	農林	2 / 3	全員	全員
建設	建設	2 / 3	全員	全員
給水	給水	1 / 3	2 / 3	全員
会計	会計	1 / 3	2 / 3	全員
	配車	1 / 3	2 / 3	全員
文教	文教	1 / 3	2 / 3	全員
現地対策本部				
(福島支所)	市民福祉	—	2 / 3	全員
(鷹島支所)	地域振興	—	2 / 3	全員

(2) 動員方法

① 災害発生のおそれがある場合の動員

ア 勤務時間外において、宿日直員が気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受けたとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務班長（支所は市民福祉班長）及び総務係に連絡するものとする。

イ アの通報を受けた総務班長（支所は市民福祉班長）は、総務係及び動員係と連携し必要に応じ関係各職員を所定の系統により動員し、警報の伝達、情報収集伝達その他応急対策実施の体制をとるものとする。

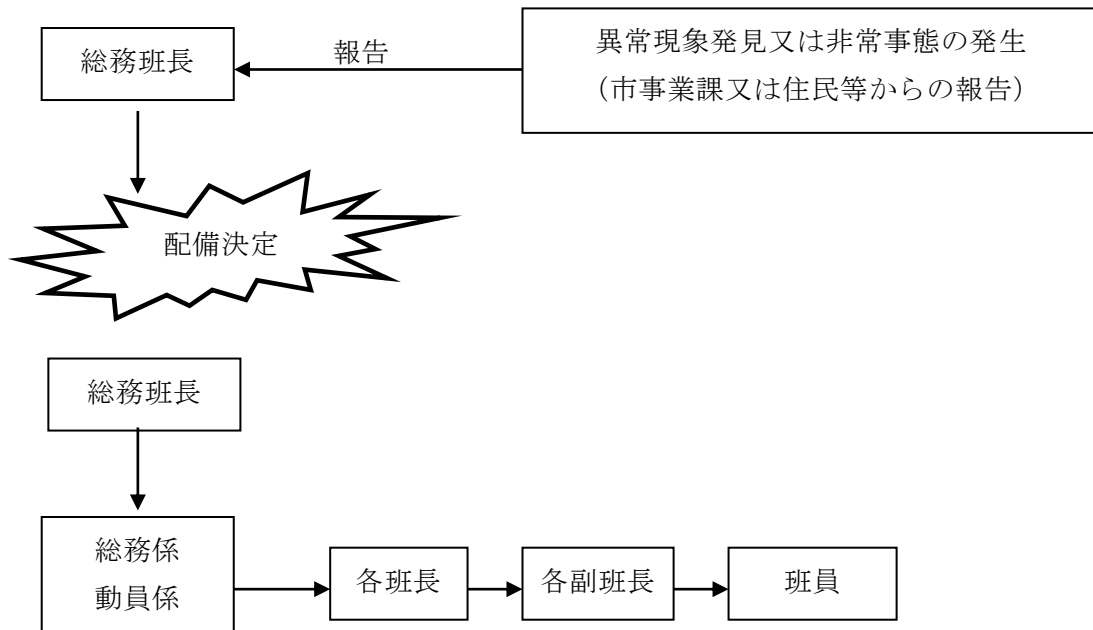
② 対策本部が設置された場合の動員

ア 勤務時間外における配備要員の動員は、次の方法により行うものとする。

なお、職員は勤務時間外・休日等において、震度5弱以上の地震が発生した場合、進んで所属課と連絡を取り、又は自らの判断により登庁するものとする。

イ 職員は、交通機関の不通、通行不能などにより、配備場所に参集できない場合は、最寄りの支所等に参集し、各班長の指示により任務を遂行するものとする。

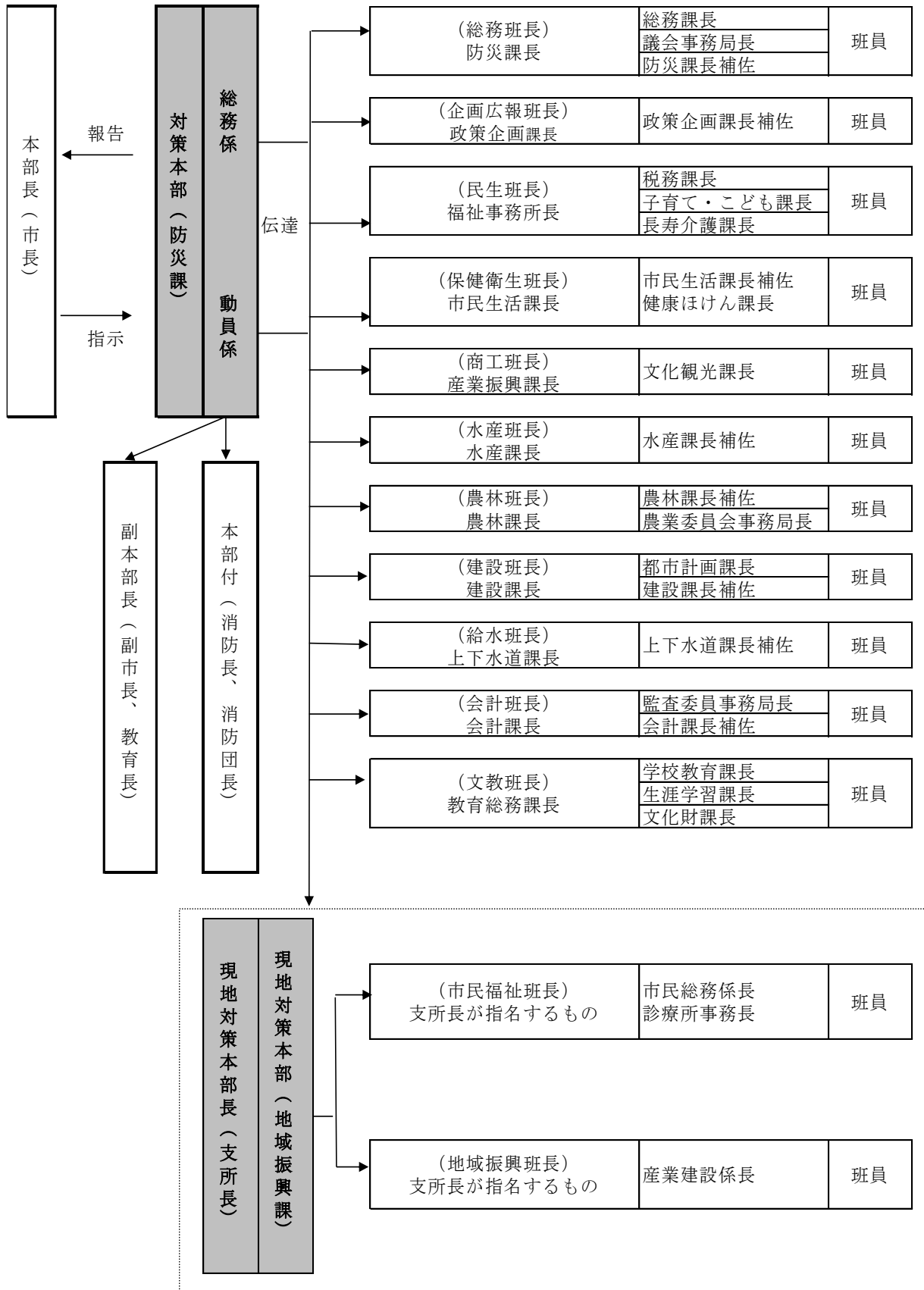
配備要員の動員方法



ウ 初動体制時における職員への伝達方法

勤務時間外に「災害対策本部」が設置された場合、初動体制時における職員への伝達方法は、次のとおりとする。

初動体制時における職員への伝達方法



第2節 情報活動

1 基本方針

地震発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生情報及び関係機関の実施する情報活動等は、応急活動を効果的に実施するためにも重要であり、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努める。

2 情報の受理、伝達、周知

(1) 地震情報等の受理

市災害対策本部は、県災害対策本部から伝達される地震情報等を受理するとともに、市内に設置された震度計による震度情報を受理する。(震度情報ネットワークシステム)

○ 市内設置場所

観測種別	観測場所	所在地	設置者名
震度計	文化会館	志佐町浦免	独立行政法人 防災科学技術研究所
	福島支所	福島町塩浜免	長崎県
	鷹島支所	鷹島町中通免	

資料：河川砂防情報システム、長崎地方気象台

(2) 緊急地震速報

① 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

② 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

③ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。その対応は以下のとおり。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 (注意) ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。

駅やデパート等の 集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 (注意) ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわてて スピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、 急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさける等、できる だけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(3) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する 情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表 した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に に関する情報 (注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に に関する情報 (注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新 した場合や地震が多発した 場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動 に関する観測 情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載。)

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
------------	--	--

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」についてどちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

(4) 津波警報等の種類とその内容

① 大津波警報、津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつて、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m≦予想高さ≦1 m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は海から上がつて、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-------	--	------------------------	-------	---

※大津波警報は特別警報に位置づけている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であつて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準とその内容

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注)「0.2m未満の海面変動が予想された時」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE 41)で発表される。

松浦市が属する津波予報区

津波予報区	区 域	区域に属する県内市町
長崎県 西方	長崎県(諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾、対馬市及び壱岐市を除く。)	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、佐々町、長崎市、諫早市、大村市、長与町、時津町、西海市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、小値賀町

③ 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さの表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や・津波の到達予想時刻を発表

津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さ津波予報区単位で発表 ^(注4)

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で、もっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	すべての場合	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注)）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	すべての場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難

しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(5) 地震情報等の伝達、周知

① 地震・津波等の情報は、次の手段を活用して、周知徹底を図る。

防災行政無線	戸別受信機により住民への情報伝達を行う。
松浦市防災アプリ、防災メール、各SNS	防災アプリ等を活用し、携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン等へ情報を伝達し周知を図る。
その他の無線及び有線電話等	消防無線、災害応急復旧用無線、孤立化防止無線等あらゆる機関の無線通信を活用し、情報の伝達を行う。また有線電話等についても活用を図る。
携帯電話、移動体端末による伝達	携帯電話の一斉同報メールを活用し、緊急地震速報のほか、避難情報等の災害時の緊急情報の伝達を行う。また、ワンセグ（携帯電話・移動体端末向けの1セグメント部分受信サービス）の活用を図る。
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。
自主防災組織を通じての連絡	主として地域内の情報を伝達する場合に活用する。
広報車、有線放送等の活用	特定の地域内の情報を伝達する場合に活用する。

② 地震・津波や避難に係る情報は、次の点に留意して伝達、周知を図る。

- 海岸や海上など、防災行政無線等の音声放送による情報を得にくい場所にいる人へ情報を伝達できるように留意する。
- 市は、地域住民以外の来訪者が多く利用する観光施設、宿泊施設への防災行政無線の戸別受信機の設置を推進し、施設管理者は、利用者への情報伝達の手段・方法をあらかじめ定めておく。

3 情報収集

(1) 被害状況及び災害応急対策に関する情報

市は、収集、伝達すべき情報について、あらかじめ災害発生後の時間経過に沿って整理しておき、迅速かつ適切な情報の収集、伝達を行う。

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおり。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急要請事項 ・ 火災発生状況と延焼拡大状況 ・ 観光客等の状況 ・ 避難状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 災害応急対策実施状況 ・ 生活必需物資の在庫及び供給状況 ・ 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況 ・ 交通規制等道路交通状況 ・ 自衛隊活動状況 ・ 避難の勧告、指示または警戒区域設定状況 ・ 避難生活の状況 ・ 緊急輸送実施状況 ・ 物資の価格、役務の対価動向 ・ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況 ・ 復旧見込み等
--	---

(2) 情報収集手段

市、県及び防災関係機関は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を確保して、迅速かつ適切に情報収集に努める。

① 対策本部

対策本部は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織を通じてなど、情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。

② 防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

(3) 地震発生直後の情報の収集、連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

(4) 応急対策活動情報の収集、連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。また、県からは、県が実施する応急対策の活動状況等の連絡を受ける。

4 災害報告

(1) 災害情報等の収集報告実施責任者

市長は、管内の災害情報及び所管にかかる被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報・報告するものとする。

(2) 災害報告の種類、内容

災害報告は、被害の程度が数的に把握できるものをあらかじめ定められた様式により、概況とともに報告するものとする。

(3) 調査区分

市における被害状況の調査収集は、関係被害ごとに次のとおり各課に分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施するものとする。

被害区分	担当責任者	協力団体等
人・住宅等の被害 社会福祉関係被害	福祉事務所長	行政協力員等、施設の管理者
道路・河川・橋梁等の被害	建設課長	行政協力員等、建設業者
農・林業・畜産関係被害	農林課長	農協、土地改良区、森林組合、農業共済組合、農政協力員
水産関係の被害	水産課長	漁協、関係機関
商工業関係の被害	産業振興課長	商工会議所、商工会

(4) 調査班の編成

被害状況の調査にあたっては、被害の程度により調査班の数を決定するが、実状に応じて編成するものとする。

(5) 被害状況の集計及び報告

① 各担当課は、被害状況の調査結果を速やかに防災課（支所は市民総務係）に報告するものとする。

なお、急を要する場合は、防災課（支所は市民総務係）において適宜報告時間を定めて被害状況を集計するものとする。

② 防災課及び各担当課は、調査結果が判明次第、定められた様式により県及び県出先機関その他関係機関に報告するものとする。

③ 防災課は、被害状況を集計するにあたり、松浦警察署及び松浦市消防本部と緊密な連絡をとり、情報の交換及び調整を図り被害状況集計の正確を期するものとする。

(6) 被害報告の様式

災害関係法令等に基づいて、県関係各課から示される様式（別紙様式1及び2）により報告するものとする。

第3章 地震災害応急対策に関する計画

別紙様式1

災害概況即報

消防庁受信者氏名 _____		報告日時	年	月	日	時	分								
		都道府県													
		市町村 (消防本部名)													
		報告者名													
災害名 _____ (第 報)															
災害の概況	発生場所					発生日時	月	日	時	分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟		
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟	
	119番通報の件数														
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市)								
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況														
	その他、市が講じた応急対策														

別紙様式2

被害状況報告

(市町→地方本部)

市町村名				月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	月 日 時現在	
報告者名				即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	即 速 ・ 確 定	
区分		被 害 被 害		被 害 被 害	被 害 被 害	被 害 被 害	被 害 被 害	被 害 被 害	被 害 被 害	
人的被害	死者	1	人							
	うち災害関連死者		人							
	行方不明者	2	人							
	負傷者	重 傷	3	人						
		軽 傷	4	人						
	住家被害	全壊	5	棟						
			6	世帯						
			7	人						
			8	棟						
			9	世帯						
		半壊	10	人						
			11	棟						
			12	世帯						
			13	人						
			14	棟						
	一部破損	15	世帯							
		16	人							
		17	棟							
	床上浸水	18	世帯							
		19	人							
床下浸水	20	千円								
	計									
非住家	公共建物	21	棟							
	その他	22	棟							
その他	田	流失・埋没	23	ha						
		冠水	24	ha						
	畑	流失・埋没	25	ha						
		冠水	26	ha						
	学 校	27	箇所							
	病 院	28	箇所							
	道 路	29	箇所							
	橋 り ょ う	30	箇所							
	河 川	31	箇所							
	港 湾	32	箇所							
	砂 防	33	箇所							
	清 掃 施 設	34	箇所							
	崖 く ず れ	35	箇所							
	鉄 道 不 通	36	箇所							
	被 害 船 隻	37	隻							
	水 道	38	戸							
	電 話	39	回線							
	電 気	40	戸							
	ガ ス	41	戸							
	ブ ロ ッ ク 塀 等	42	箇所							
り災世帯数	43	世帯								
り災者数	44	人								
火災発生	建 物	45	件							
	危 険 物 質	46	件							
そ の 他	47	件								
公 立 文 教 施 設	48	千円								
農 業 水 産 業 施 設	49	千円								
公 共 土 木 施 設	50	千円								
そ の 他 の 公 共 施 設	51	千円								
小 計	52	千円								
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	53	団体								
その他	農 業 被 害	54	千円							
	林 業 被 害	55	千円							
	畜 産 被 害	56	千円							
	水 産 被 害	57	千円							
	商 工 被 害	58	千円							
そ の 他	59	千円								
被 害 総 額	60	千円								
災害対策本部	設 置	月 日 時 分								
	解 散	月 日 時 分								
災害救助法適用										
消防職員出動延人数		人								
消防団出動延人数		人								

5 市民に対する広報

(1) 広報担当及び他課との連絡

- ① 市における災害情報、被害状況等災害に関する広報は、政策企画課及び防災課で行う。
- ② 各課において広報を必要とする事項はすべて政策企画課及び防災課に連絡するものとする。

(2) 情報等広報事項の収集

政策企画課は、必要に応じて災害現場に出向き、写真その他取材活動を実施するものとする。

(3) 住民に対する広報の方法

市において収集した災害情報及び応急対策等住民に周知すべき広報事項は、広報内容に応じて次の方法により行うものとする。

- ① 防災行政無線（松浦市防災アプリ、松浦市防災メール、各SNS（LINE、Facebook、X）、緊急速報メール）
- ② 広報車
- ③ 写真、ポスター等の展示
- ④ 報道機関を通じて
- ⑤ 松浦市ホームページ等

6 報道機関に対する情報発表の方法

(1) 報道機関に対する情報等の発表は、すべて政策企画課において行うものとする。

(2) 情報等の発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。

(3) 広報の内容

- ① 気象情報及び気象警報の発令又は解除
- ② 災害対策本部の設置又は解散
- ③ 災害防止の事前対策
- ④ 災害応急対策状況
- ⑤ 災害状況

災害の種別、日時、区域、状況、その他必要と認める事項（水道、電気、ガス、交通機関の広報）

第3節 通信連絡計画

本計画は、地震災害等に関する予警報及び災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速確実を期するため、通信施設を適切に利用して、通信連絡体制の万全を期するものである。

1 各種通信施設の利用

各種通信施設の利用は、通信施設の被害状況により異なるが、概ね次の方法のうちから、実情に即した方法によりその利用を図るものとする。

(1) 防災行政無線

① 固定系

固定系（同報系）の防災行政無線施設により、気象情報・地震情報等各種の災害情報を直接住民に知らせることとする。

固定系防災行政無線の整備状況

地区	中継局	屋外 拡声子局	戸別 受信機	メーカー	整備年度
松浦	2 (不老山、志佐長野)	39	5,506	日本電気	令和2年度～ 令和4年度
福島	1 (大山)	13	827	日本電気	令和2年度～ 令和4年度
鷹島	0	14	582	日本電気	令和2年度～ 令和4年度
合計	3	66	6,915		

※令和5年7月末現在

② 可搬型

災害等により市役所（本庁）親局設備が使用できない場合に使用するものとする。

可搬型防災行政無線の整備状況

機器名称	数量	メーカー	付属設備	整備年度	保管場所
可搬型親局	1台	日本電気	アンテナ 発電機	令和2年度～ 令和4年度	松浦市消防本部

③ 移動系

災害現場等において、対策本部等との情報伝達通信に使用するものとする。

移動系防災行政無線の整備状況

	陸上移動局	メーカー	整備年度
市役所（本庁）	14	アイコム	令和2年度～ 令和4年度
福島支所	3	アイコム	令和2年度～ 令和4年度
鷹島支所	3	アイコム	令和2年度～ 令和4年度
合計	20		

(2) 専用通信施設の利用

携帯電話及び公衆電話通信施設の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要がある場合は、次に掲げる専用通信施設を利用するものとする。

- ① 松浦警察署
- ② 九州電力送配電(株)平戸配電事業所、唐津配電事業所

(3) 非常無線通信の利用

災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときで、有線放送、電報が不通となり利用できないとき、通話が遠くではっきりしないとき、又は通信が複そうして長時間かかるため非常通報の目的を達成することができないときは、非常通信連絡会の協力を得て通信の確保を図るものとする。

なお、非常無線通信を使用する場合は、次により最寄りの無線局に依頼するものとする。

- ① 発信文は、カタカナで記入し、1通の字数は200字以内とする。ただし、必要により何通でも発信することができる。
- ② 通信依頼に当たっては、次の事項を明記する。
 - ・受取人の宛名・電話番号
 - ・本文(発信文)
 - ・発信者名(本文の末尾に段落で区分してカタカナで書く。)
 - ・余白に「非常」の表示
 - ・発信人の住所、氏名、電話番号(漢字で書く。)

(4) アマチュア無線局

市内アマチュア無線従事者との連絡を密にして対応する。

非常通報用紙

受取人	電話 内線					
発信人	電話 内線					
	発信番号		発信日時	年	月	日 時 分
非常						

自局の通報取扱記録

取扱区分	受取人	受付局	中継局	着信局	受取人
伝送方法	無線		有線		使送()
	VHF	UHF	SHF	孤立	災害 防災 FAX
取扱機関及び開始終了時刻					
	→	自局	→		
自局名		取扱者			

長崎地区非常通信連絡会

第4節 避難計画

本計画は、地震・津波災害時、災害から住民を保護するため、市長等が行う避難指示等の基準、伝達方法、避難方法等の要領を定めて、危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させ、人的被害の軽減を図るものである。

1 避難指示等の基準

- (1) 気象台から地震、津波等災害に関する警報が発せられ、危険地域の避難を要すると判断される時。
- (2) 知事等関係機関から地震、津波等災害に関する通報があり避難を要するとき。
- (3) 同時多発の火災が延焼拡大するおそれがあり危険が大きいと予想される時。
- (4) ガス、火薬又は危険物の漏えい飛散流出等によって、爆発、火災等大災害の発生するおそれがあり、人命的財産に著しい被害を与えると判断される時。
- (5) 崖崩れ、津波等が発生したとき、余震あるいは降雨等により二次的な水害、土砂災害等の危険が予想される場合
- (6) その他自然的、人為的な災害により生命、身体に被害を受けるおそれのある時。

2 避難の種別及び発令の責任者

種 別	発令責任者	状 況
事前避難	市長	地震・津波等災害が発生し、又は発生することが予想される場合、避難の必要がある地域に対して、県その他の関係機関の意見を聞いて発令する。
緊急避難	市長 市長において立退きの指示ができないとき、又はそのいとまがないと認められるときは、消防長は市長の権限を代行することができる。ただし、この場合、消防長は速やかにその旨を市長に報告しなければならない。	災害発生による危険が切迫して緊急に避難の必要がある地域に対して発令する。
収容避難	市長	事前避難及び緊急避難した避難後に、その避難所が更に危険な状態になったため、他の安全な避難所へ集団で避難させる必要がある場合に発令する。

3 避難指示等の伝達方法

(1) 伝達方法

該当住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち実情に即した方法により周

知徹底を図る。

この場合、情報弱者である視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者等対策として、あらかじめ近隣の通報協力者を定めておく。

- ① 防災行政無線（松浦市防災アプリ、松浦市防災メール、各SNS（LINE、Facebook、X）、緊急速報メール）
- ② 関係者から直接口頭又は拡声器による伝達
- ③ 消防車、広報車の呼びかけによる伝達
- ④ テレビ放送、ラジオ放送による伝達
- ⑤ 松浦市ホームページ等による伝達

(2) 伝達事項

避難指示等は、関係住民に迅速かつ的確に次のとおり伝達するものとする。

- ① 関係地域名
- ② 予想される災害及び避難立退きの理由
- ③ 避難場所及び避難経路
- ④ 避難に当たっての注意事項（家屋の戸締り、携帯品、服装、その他）

(3) 津波による避難指示は次の信号等による

避難種別等	発表及び発令時	解除時
津波注意報	上がりチャイム音 ⇒音声放送（伝達文） ⇒下りチャイム音	上がりチャイム音 ⇒音声放送（伝達文） ⇒下りチャイム音
津波警報	⇒サイレン（5秒）休止（2秒）サイレン（5秒） ⇒音声放送（伝達文） ⇒サイレン（5秒）休止（2秒）サイレン（5秒）	上がりチャイム音 ⇒音声放送（伝達文） ⇒下りチャイム音
大津波警報 （特別警報）	サイレン（3秒）休止（2秒）サイレン（3秒）休止 （2秒）サイレン（3秒） ⇒音声放送（伝達文） ⇒サイレン（3秒）休止（2秒）サイレン（3秒）休止 （2秒）サイレン（3秒）	上がりチャイム音 ⇒音声放送（伝達文） ⇒下りチャイム音

※緊急放送が確実に伝達できるよう、まずサイレン等を吹鳴し、その後、音声放送（2回以上繰り返し）により内容を放送するものとする。

4 避難の方法

(1) 避難の誘導

- ① 避難誘導員は、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織員又は市長が指名する者が行い、以下の点に留意し避難誘導従事者の安全確保を図る。

ア 自らの命を守ることが最も基本であり、その上で避難誘導等を行うという原則を明確にする。

イ 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到着予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深める。また、無線等の情報伝達手段を整備し、避難誘導従事者への情報伝達を確保する。

ウ 避難行動要支援者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保について、避難行動要支援者自らも防災対策を検討するとともに、地域での共通認識を確立する。

② 避難の誘導に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難場所が比較的遠距離の場合、避難のための集合場所を定め、できるだけ集団で避難する。

イ 避難経路中、危険箇所には標識、縄張りをするなどして誘導員を配置する。

ウ 誘導に際しては、ロープ等資機材を利用し安全を図るようにすること。

エ 携帯品や幼児等は、できるだけ背負い、行動の自由を確保するよう避難者を指導する。

③ 観光客等地理的不案内な来訪者に対しては、観光施設、宿泊施設等の管理者は、配慮して避難誘導を行う。

(2) 移送

① 小規模の場合

避難立ち退きに当たっては、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立ち退き不可能な場合においては、車両等により移送及び輸送を行う。

② 大規模な場合

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、市において処置できないときは、県に要請する。

(3) 避難の順位

避難の順位は、高齢者、乳幼児、傷病者、妊産婦、障害者等の要配慮者を優先して行うものとする。

(4) 携帯品の制限

避難誘導員は、避難者の避難立ち退きにあたり、携帯品を必要最小限に制限し、円滑な立ち退きについて適宜指導するものとする。

① 火気及び危険物の始末を完全にすること。

② 会社・工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、劇毒物の始末、電気、ガス等安全措置をとること。

③ 家屋の補強

④ 家財の流失防止

⑤ 携帯品については、必要最小限のものにとどめ、避難秩序を乱すことのないように注意しなければならない。(必要最小限・・・現金、貴重品、食糧2食程度、洗面用具、肌着、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ等)

⑥ 必要に応じて防寒具、雨具を携行すること。

⑦ できるだけ氏名票(住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの)を肌につけておくこと。

5 避難所の設置

(1) 避難場所

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、災害対策基本法で位置付けられた指定緊急避難場所及び指定避難所またはその他の避難所(以下「避難所」という。)を

開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害が差し迫った状況や発災時において住民等が緊急的に避難し、身の安全を確保することができる避難場所であり、人の生命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる場所を基本として災害の種類ごとに指定する。

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、また災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として指定する。

- ① 地域別の避難所は「別表1」とするが、災害の状況により避難所を変更したときは、その都度周知を図るものとする。

なお避難経路は、災害時の状況に応じ適宜、定めるものとする。

- ② 避難所の設置にあたっては、集団的に収容できる既存の建物を利用し、炊出しの施設、その他の条件を考慮し、避難所として適切なものから順次設置する。
- ③ 避難所以外にも、状況に応じてその都度決定するものとする。
- ④ 大規模な災害が発生し、市内の避難所のみでは対応できない場合、市長は知事又は隣接市町長と協議し、避難所の設定又は被害者の収容について所要の措置を講ずる。
- ⑤ 災害が激甚で、避難が長期に及ぶ場合は、市、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、運営体制を整備して避難所の運営を行う。

(2) 避難所の開設及び管理

- ① 避難所の開（閉）設はその管理者が行い、管理運営は福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）が行う。避難所を開設したときは福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）は職員を駐在させて、避難所の管理運営と避難者の保護にあたるものとする。

なお、避難所運営に係る職員の増員については、本部長に報告しその指示を受けるものとする。

- ② 避難所駐在員は、避難状況（車中泊避難者など避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報など）及び避難所内の状況（食事供与の状況、避難者の健康状態や衛生管理状況等）を記録し、適宜、民生班々長に報告するものとする。

(3) 避難所における感染症対策

市は、避難所におけるインフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行時における拡大を防ぐため、以下のような点に留意して感染症対策に努めるものとする。

- ① 発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテル等の活用も検討する。
- ② 避難者の健康状態の確認については、保健福祉所管課等と適切な対応を事前に検討しておくとともに、避難所への到着時実施する。また、避難生活開始後も定期的に健康状態を確認する。
- ③ 避難者や避難所運営スタッフは、こまめに手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- ④ 避難所の物品等の清掃消毒については、定期的に家庭用洗剤等を用いて行うなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
- ⑤ 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保で

きるよう留意する。

- ⑥ 発熱等の症状が出た者に対する専用スペースを確保する。また、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレの確保に努める。その際、専用のスペースやトイレは一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう努める。

(4) 避難所に収容する者の範囲

- ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ② 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者
- ③ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(5) 避難の事前準備と留意事項

○ 事前準備

- ① 火気の取扱いに平素注意し、避難に際しては必ず電気ガス等危険物の始末を完全に行うこと。
- ② 会社、工場等にあつては、平素綿密な防災計画を樹立し、これに基づく万端の準備を行うこと。
- ③ 浸水による油脂類の流失防止、カーバイト・生石灰等発火源の安全管理に努め、電気ガス等の保安措置を講ずること。
- ④ 病院・社会福祉施設等多数の入院患者、高齢者を収容している施設にあつては平素綿密な避難計画を樹立し、これに基づく避難訓練等を実施し、警察消防機関と連絡を密にすること。

○ 避難時の留意事項

- ① 服装は軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾、ヘルメット等をかぶり露出部分を少なくする。
- ② がけ下、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどは出来るだけ避ける。
- ③ 切れた電線や垂れ下がった電線には絶対ふれない。
- ④ 高齢者・幼児・病人・障害者などのいる家庭では早めに避難する。

(6) 福祉避難所の指定

- ① 市長は、一般の避難所とは別に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる福祉避難所の指定を行う。
- ② 市は、福祉避難所の対象者の概数を把握するとともに、福祉避難所として利用可能な施設を把握する。
- ③ 市は、福祉避難所の指定にあつては、施設自体の安全性が確保されていること、バリアフリー化されていること、要配慮者の避難スペースが確保されていること等に留意する。
- ④ 市は、福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難スペースを設置するよう努める。
- ⑤ 市は、一般の避難所に避難した該当する要配慮者を速やかに把握し、必要に応じて福祉避難所に移送するものとする。

(7) 災害救助法による避難所の開設及び内容

災害救助法が適用された場合の避難所の開設及び収容等は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。

第3章 地震災害応急対策に関する計画

(別紙1)

指定緊急避難場所、指定避難所

星鹿町

避難場所	所在地	標高 (m)	電話	避難所 の種類	災害種別(注1)						収容人員	
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大火事	2㎡/人	4㎡/人
星鹿小学校	星鹿町下田免700番地	33	75-0155	☆	○	○	○	○	○	○	240	120
星鹿公民館	星鹿町下田免448番地4	15	75-1630	☆	○	○	○	○	○	○	180	90
大石公民館	星鹿町岳崎免1251番地	35	75-1759	◆	○	○	○	-	○	×	28	14
下田公民館	星鹿町下田免524番地	14	-	△	○	○	○	-	○	×	40	20
北久保公民館	星鹿町北久保免301番地1	10	-	◆	○	○	○	-	○	×	73	36
牟田公民館	星鹿町牟田免841番地	11	75-1864	◆	○	○	○	-	○	×	40	20
青島小中学校	星鹿町青島免701番地	5	75-0580	☆	○	○	○	○	○	○	280	140
青島住民センター	星鹿町青島免765番地2	1	75-0612	☆	○	○	○	×	×	×	250	125
城山公園	星鹿町岳崎免2283番地12	120	-	◎	-	-	○	×	○	×	-	-
星鹿地域運動場	星鹿町下田免476番地	10	75-1630	◎	×	○	○	○	○	○	-	-
旧星鹿老人憩の家	星鹿町岳崎免75番地2	6	72-1111	◆	○	×	×	○	○	×	80	40

御厨町

避難場所	所在地	標高 (m)	電話	避難所 の種類	災害種別(注1)						収容人員	
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大火事	2㎡/人	4㎡/人
御厨中学校	御厨町里免577番地	31	75-0233	☆	○	○	○	○	○	○	250	125
御厨小学校	御厨町前田免10番地	21	75-0232	☆	○	○	○	○	○	○	250	125
大崎体育館	御厨町高野免627番地	43	75-0033	☆	○	×	○	-	○	○	250	125
田代体育館	御厨町田代免601番地	74	75-0033	☆	○	×	○	○	○	○	240	120
御厨公民館	御厨町里免385番地	17	75-0033	☆	○	○	○	-	○	×	300	150
圓福寺	御厨町西木場免193番地2	43	75-0203	△	○	○	○	-	○	×	100	50
中野公民館	御厨町中野免134番地2	50	-	△	○	○	○	-	○	×	55	27
前田公民館	御厨町前田免413番地	40	-	◆	○	○	○	-	○	×	43	21
駅通り公民館	御厨町里免352番地3	17	-	△	○	○	○	-	○	×	42	21
寺ノ尾中公民館	御厨町上登木免404番地4	85	75-0929	△	○	○	○	-	○	×	50	25
寺ノ尾下公民館	御厨町横久保免308番地2	61	-	△	○	○	○	-	○	×	35	17
田代地区営農研修センター	御厨町田代免748番地3	76	-	◆	○	○	○	-	○	×	52	26
木場公民館	御厨町木場免832番地1	91	-	◆	○	○	○	-	○	×	42	21
郭公尾公民館	御厨町郭公尾免518番地1	180	-	◆	○	○	○	-	○	×	27	13
板橋公民館	御厨町板橋免1086番地1	131	-	◆	○	○	○	-	○	×	47	23
小船公民館	御厨町小船免262,263合併第1番地	71	-	◆	○	○	○	-	○	×	40	20
大崎上公民館	御厨町高野免171番地2	29	-	△	○	○	○	-	○	×	60	30
大崎下公民館	御厨町大崎免407番地7	16	75-1369	△	○	○	○	-	○	×	18	9
池田公民館	御厨町池田免303番地	14	-	◆	○	○	○	-	○	×	70	35
池田上公民館	御厨町里免508番地	18	-	◆	○	○	○	-	○	×	48	24
西木場公民館	御厨町西木場免240番地2	25	-	◆	○	○	○	-	○	×	58	29
川内公民館	御厨町川内免368番地4	90	-	◆	○	○	○	-	○	×	50	25
西木場カトリック教会	御厨町米ノ山免219番地	47	-	△	○	○	○	-	○	×	200	100
長嶺街区公園	御厨町里免195番地	20	-	◎	-	○	○	○	○	×	-	-
御厨地域運動場	御厨町前田免677番地1	20	-	◎	-	○	○	○	○	×	-	-
田代ふれあいの館	御厨町田代免674番地1	46	72-1111	◆	○	○	○	○	○	×	30	15

第3章 地震災害応急対策に関する計画

志佐町

避難場所	所在地	標高 (m)	電 話	避難所 の種類	災害種別(注1)						収容人員	
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大火事	2㎡/人	4㎡/人
松浦スポーツセンター	志佐町浦免1692番地1	6	72-1642	☆	×	○	○	-	○	×	700	350
勤労青少年ホーム	志佐町浦免1676番地1	6	72-3193	☆	○	○	○	-	○	×	340	170
志佐中学校	志佐町浦免808番地	20	72-0049	☆	○	○	○	○	○	○	400	200
志佐小学校	志佐町浦免1590番地	5	72-1175	☆	○	○	○	○	○	○	280	140
松浦高等学校	志佐町浦免738番地1	14	72-0141	☆	○	○	○	○	○	○	1,100	550
松浦市文化会館	志佐町浦免1110番地	2	72-5758	☆	×	○	×	○	×	○	2,800	1,400
海のふるさと館漁村体験学習施設	志佐町庄野免226番地30	3	72-0266	△	○	○	○	-	○	×	250	125
生涯学習センター(中央公民館)	志佐町浦免1483番地1	4	73-0711	☆	○	○	○	○	○	×	1,000	500
浦区公民館	志佐町浦免1388番地1	3	-	◆	○	○	○	×	×	×	66	33
西山公民館	志佐町西山免419番地1	125	-	◆	○	○	○	-	○	×	65	32
里公民館	志佐町里免606番地4	16	72-3481	◆	○	○	○	-	○	×	64	32
下庄野公民館	志佐町庄野免290番地	26	-	△	○	×	○	-	○	×	7	3
ながさき西海農協松浦支店	志佐町浦免928番地	4	72-0135	△	○	○	○	-	×	×	200	100
松浦幼稚園	志佐町浦免1567番地1	6	72-3338	△	○	×	○	-	○	×	150	75
志佐保育園	志佐町浦免1459番地1	4	72-0821	△	○	○	○	-	○	×	150	75
たのしかこども園	志佐町栢木免1725番地	20	73-4088	△	○	×	○	-	○	○	150	75
松浦市建設業協同組合	志佐町庄野免1番地2	14	72-0518	△	○	×	○	-	○	○	70	35
松浦警察署武道場	志佐町庄野免131番地	9	72-5110	☆	○	×	○	-	○	×	100	50
円成寺	志佐町浦免1331番地	3	72-0055	△	×	○	○	-	○	×	250	125
松浦商工会館	志佐町浦免1807番地	8	72-2151	△	○	○	○	-	-	×	200	100
白浜団地集会場	志佐町白浜免664番地2	14	-	◆	○	○	○	-	○	×	20	10
白浜公民館	志佐町白浜免611番地1	35	-	◆	○	○	○	-	○	×	50	25
志佐西部地区住民センター	志佐町庄野免227番地11	5	-	△	○	×	○	-	-	×	40	20
高野団地集会所	志佐町高野免60番地1	17	-	◆	○	○	○	-	○	×	46	23
池成公民館	志佐町池成免1074	127	-	◆	○	○	○	-	○	×	36	18
上野公民館	志佐町栢木免2447番地1	92	-	◆	○	○	○	-	○	×	30	15
上志佐小学校	志佐町笛吹免901番地	57	72-0304	☆	×	○	○	○	○	○	240	120
上志佐公民館	志佐町笛吹免920番地1	57	72-0315	☆	○	×	○	○	○	×	160	80
上志佐保育所	志佐町笛吹免212番地9	58	72-0048	△	×	×	○	-	○	×	150	75
稗木場公民館	志佐町稗木場免1108番地1	165	72-3588	△	○	○	○	-	○	×	53	26
田ノ平公民館	志佐町田ノ平免349番地1	148	-	◆	○	○	○	-	○	×	30	15
不老山総合公園	志佐町高野免367番地1	205	-	◎	-	-	○	×	○	×	-	-
松浦市民運動公園	志佐町浦免357番地	6	72-0925	◎	-	-	○	○	○	○	-	-
黒住街区公園	志佐町庄野免69番地	14	-	◎	-	-	○	○	○	○	-	-

第3章 地震災害応急対策に関する計画

調川町

避難場所	所在地	標高 (m)	電 話	避難所 の種類	災害種別(注1)						収容人員	
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大火事	2㎡/人	4㎡/人
調川中学校	調川町下免1009番地	76	72-0184	☆	○	×	○	○	○	○	250	125
調川小学校	調川町下免956番地	84	72-0212	☆	○	×	○	○	○	○	250	125
調川公民館	調川町下免592番地7	8	72-3062	☆	○	○	○	○	○	×	120	60
江口住民センター	調川町下免78番地	3	72-0952	◆	×	○	○	-	○	×	63	31
前浜公民館	調川町平尾免207番地76	4	-	△	○	○	○	-	○	×	30	15
前浜団地集会所	調川町平尾免207番地10	5	-	◆	○	○	×	-	×	×	20	10
白井公民館	調川町白井免又842番地	162	-	△	○	○	○	-	○	×	30	15
上免公民館	調川町上免309番地2	149	-	△	○	○	○	-	○	×	30	15
中免公民館	調川町中免309番地1	130	-	◆	○	○	○	-	○	×	79	39
松山田公民館	調川町松山田免853番地1	122	-	◆	○	○	○	-	○	×	65	32
七区ノ二地区公民館	調川町上免792番地11	19	-	△	×	○	○	-	○	×	24	12
大平公民館	調川町上免632番地	45	-	◆	○	×	○	-	○	×	21	10
調川老人憩の家	調川町下免695番地	4	72-2901	◆	×	×	×	○	×	×	90	45

今福町

避難場所	所在地	標高 (m)	電 話	避難所 の種類	災害種別(注1)						収容人員	
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大火事	2㎡/人	4㎡/人
今福中学校	今福町浦免431番地5	3	74-0044	☆	×	○	×	○	×	○	380	190
今福小学校	今福町東免16番地	15	74-0041	☆	○	○	○	○	○	○	250	125
今福高齢者コミュニテイ センター	今福町浦免375番地	7	74-0883	☆	○	○	○	○	○	×	150	75
東部交流センター(今 福公民館)	今福町浦免382番地2	4	74-1669	☆	×	○	○	○	○	×	500	250
江迎公民館	今福町東免452-1	18	-	◆	○	○	○	-	○	×	45	22
滑栄集会所	今福町滑栄免223番地1	3	-	◆	○	×	×	-	×	×	45	22
寺上公民館	今福町寺上免623番地1	115	-	◆	○	○	○	-	○	×	27	13
木場地区住民集会所	今福町木場免703番地1	202	-	◆	○	○	○	-	○	×	45	22
坂野公民館	今福町坂野免362番地2	157	-	◆	○	○	○	-	○	×	43	21
仏坂公民館	今福町仏坂免874番地1	40	-	◆	○	○	○	-	○	×	51	25
浜ノ脇公民館	今福町北免619番地1	27	-	△	○	○	○	-	○	×	41	20
飛島公民館	今福町飛島免408番地2	2	-	◆	○	×	×	×	×	×	46	23
新松浦漁協松浦支所	今福町浦免444番地5	1	74-0018	△	○	○	×	-	×	×	150	75
漁民集会所	今福町浦免444番地5	1	74-0018	△	○	○	×	-	×	×	150	75
今福保育園	今福町東免2681番地1	8	74-0173	△	○	○	○	○	○	×	200	100
人柱地区公民館	今福町東免33番地4	4	-	◆	○	○	○	-	○	×	37	18
善福寺	今福町仏坂免910番地	16	74-0145	△	○	×	○	-	○	×	25	12
宛陵寺	今福町仏坂免958番地	15	74-0139	△	○	○	○	-	○	×	50	25
今福神社	今福町東免60番地	21	74-0722	△	○	×	○	-	○	×	100	50

第3章 地震災害応急対策に関する計画

福島町

避難場所	所在地	標高 (m)	電 話	避難所 の種類	災害種別(注1)						収容人員	
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大火事	2㎡/人	4㎡/人
福島養源小学校 福島中学校	福島町塩浜免2950番地 福島町塩浜免2953番地1	7	47-2711 47-2024	☆	○	○	○	○	○	○	420	210
養源体育館	福島町原免1051番地	108	47-3111	☆	○	○	○	○	○	×	230	115
福島保健センター	福島町塩浜免2944番地41	3	41-3005	☆	○	○	×	○	○	×	150	75
福島体育館	福島町塩浜免2993番地89	3	47-2578	☆	○	○	×	○	×	○	1,000	500
福島武道館	福島町塩浜免2993番地89	3	—	☆	○	○	×	○	×	○	200	100
福島公民館	福島町塩浜免2993番地3	4	47-2006	☆	○	○	○	—	×	×	100	50
松浦市福島町観光宿泊 施設（ベツリゾートブ レインズ長崎）	福島町喜内瀬免625番地1	12	41-3288	△	○	○	○	○	○	○	260	130
原区集落センター	福島町原免1217番地	60	—	◆	○	○	○	○	○	×	60	30
はりま釜集会所	福島町塩浜免2124番地19	3	—	◆	○	○	×	○	×	×	53	26
浅谷集落センター	福島町浅谷免918番地2	18	47-3720	△	○	○	○	—	○	×	60	30
伊万里釜会館	福島町塩浜免2221番地	3	—	◆	○	×	×	○	×	×	73	36
土谷公民館	福島町土谷免602番地3	93	—	◆	○	○	○	—	○	×	35	17
鍋串公民館	福島町鍋串免102番地74	3	—	△	○	×	—	—	×	×	48	24
里公民館	福島町里免937番地2	28	47-3837	◆	○	○	○	—	○	×	51	25
大山公民館	福島町端免1639番地	52	—	◆	○	×	○	—	○	×	22	11
祝崎公民館	福島町端免463番地2	21	—	◆	○	×	○	—	○	×	22	11
白土公民館	福島町端免1001番地2	3	—	◆	○	○	×	—	○	×	26	13
喜内瀬公民館	福島町喜内瀬免253番地3	78	—	◆	○	○	○	—	○	×	21	10
日の浦公民館	福島町塩浜免2859番地49	4	—	◆	○	×	×	—	×	×	34	17
ふくざき会館	福島町塩浜免635番地1	4	—	△	○	×	×	○	×	×	70	35
尊光寺	福島町塩浜免924番地	9	47-4715	△	○	×	○	—	○	×	40	20
養源保育所	福島町原免1771番地	83	47-2517	△	○	○	○	—	○	×	200	100
ひかりヶ丘保育園	福島町塩浜免2449番地35	4	47-2171	△	○	×	×	—	○	×	250	125
福島消防センター	福島町塩浜免2163番地5	3	47-2145	△	○	○	×	○	×	×	130	65
福島町社会福祉セン ター	福島町塩浜免2993番地50	4	47-2225	◆	○	○	×	—	×	×	45	22
ながさき西海農協福島 支店	福島町塩浜免2944番地	3	47-4111	△	○	○	×	—	×	×	100	50
新松浦漁協福島支所	福島町塩浜免2158番地26	3	47-2023	△	○	×	×	—	×	×	150	75
福島診療所	福島町塩浜免2944番地21	3	47-2003	△	○	○	×	○	×	×	150	75
福島総合運動公園	福島町塩浜免2993番地67	2	47-2225	◎	—	○	×	○	×	○	—	—
蛙鼻公園	福島町里免1669番地1	50	—	◎	—	○	○	×	○	×	—	—
大山公園	福島町端免1517番地1	160	—	◎	—	○	○	×	○	×	—	—

第3章 地震災害応急対策に関する計画

鷹島町

避難場所	所在地	標高 (m)	電 話	避難所 の種類	災害種別(注1)						収容人員	
					洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大火灾	2㎡/人	4㎡/人
鷹島小学校 鷹島中学校	鷹島町中通免1914番地2	82	48-2002 48-2009	☆	○	○	○	○	○	○	250	125
鷹島小学校(体育館)	鷹島町中通免1822番地	80	—	☆	○	○	○	○	○	○	200	100
鷹島体育館	鷹島町中通免1974番地	84	—	☆	○	○	○	○	○	○	250	125
新松浦漁協本所	鷹島町阿翁浦免637番地	3	48-3131	△	○	○	×	—	×	○	100	50
鷹島スポーツ・文化交流 センター	鷹島町里免1102番地1	84	48-3340	☆	○	○	○	○	○	○	1,200	600
黒島地区多目的集会所	鷹島町黒島免274番地2	36	—	△	○	○	○	—	○	×	46	23
阿翁浦地区多目的集会所	鷹島町阿翁浦免688番地6	5	48-2911	◆	○	×	×	—	×	×	63	31
阿翁地区多目的集会所	鷹島町阿翁免737番地1	30	48-2221	◆	○	○	○	—	○	×	70	35
日比漁村センター	鷹島町里免1344番地3	3	—	△	○	×	×	—	×	×	33	16
神崎地区多目的集会所	鷹島町神崎免1006番地1	47	—	◆	○	○	○	—	○	×	36	18
石川地区多目的集会所	鷹島町神崎免102番地5	89	—	◆	○	○	○	—	○	×	23	11
里地区多目的集会所	鷹島町里免349番地2	70	—	△	○	○	○	—	○	×	47	23
中通地区多目的集会所	鷹島町中通免1857番地2	80	48-2939	◆	○	○	○	—	○	×	82	41
殿ノ浦地区多目的集会所	鷹島町中通免230番地23	3	—	△	○	×	×	—	×	×	41	20
原地区多目的集会所	鷹島町原免652番地1	77	—	△	○	○	○	—	○	×	42	21
三里地区多目的集会所	鷹島町三里免519番地2	72	48-3311	△	○	○	○	—	○	×	52	26
船唐津漁民センター	鷹島町船唐津免550番地5	3	—	◆	○	×	×	—	×	×	38	19
鷹島開発総合センター (鷹島公民館)	鷹島町神崎免146番地	102	48-2049	☆	○	○	○	—	○	○	360	180
松浦市高齢者生活福祉 センター(水仙苑)	鷹島町神崎免137番地1	93	48-3505	☆	○	○	○	○	○	×	220	110
鷹島支所町民集会所	鷹島町中通免1718番地2	80	48-3111	◆	○	○	○	○	○	○	162	81
黒島住民センター	鷹島町黒島免244	46	72-1111	☆	○	○	○	○	○	×	65	32
鷹島総合運動公園	鷹島町里免1102-1	87	—	◎	—	○	○	○	○	○	—	—
宮地嶽史跡公園	鷹島町阿翁免1011-2	95	—	◎	—	○	○	×	○	×	—	—
牧の岳史跡公園	鷹島町三里免267	90	—	◎	—	○	○	×	○	×	—	—

- ・避難所の種類の欄の、◎は指定緊急避難場所、◆は指定避難所、△はその他の避難所
 - ・☆は指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる
 - ・災害種別欄の「○」は適、「×」は不適、「—」耐震性不明又は対象施設外等、なお洪水については上層階への避難(垂直避難)が可能な施設は「○」と記載
 - ・学校については、大火灾の場合はグラウンド、津波・洪水の場合は校舎、それ以外の場合(土砂災害・高潮・地震)は体育館として、その適否を記載
 - ・標高(m)は、国土地理院地図(電子国土web)を参照
- (注1) 災害種別は単独を想定

6 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 避難支援計画の策定等

市は、避難行動要支援者（市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導についての避難行動要支援者の避難支援計画等を策定するとともに、作成後は、登録者及び計画の内容について適宜更新する等、実態把握を行う。

① 避難行動要支援者名簿の作成及び管理

ア 市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

(a) 要介護認定を受けている者

(b) 身体障害者手帳（肢体（下肢・体幹）1～3級、視覚（視力）・聴覚1～3級）を所持する身体障害者

(c) 療育手帳Aを所持する知的障害者

(d) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

(e) 市で実施する生活支援サービスを受けている難病患者

(f) 上記以外で市等が支援の必要を認めた者

ウ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(a) 氏名

(b) 生年月日

(c) 性別

(d) 住所又は居所

(e) 電話番号その他の連絡先

(f) 避難支援等を必要とする事由

(g) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

エ 市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、市の関係部局で把握している避難行動要支援者に該当する者の情報を集約するように努める。

その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。また、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県やその他関係機関に対して、情報提供を求めるものとする。

オ 市は、住民異動や身体障害者手帳交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を毎年度又は必要に応じて随時更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

カ 市は、避難行動要支援者名簿について、適正な情報管理を行う。

キ 市は、災害による停電等を考慮し、避難行動要支援者名簿の電子媒体での管理に加え紙媒体でも最新の情報を保管する。

② 個別避難計画の作成及び管理

ア 市は、避難行動要支援者のうち優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。

(ア) 個別避難計画には避難行動要支援者に関する事項に加え、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (a) 緊急時の連絡先
- (b) 避難先及び経路
- (c) 避難支援者情報
- (d) 避難時に配慮を必要とする事項
- (e) 避難支援等の留意事項

(イ) 市は、個別避難計画の管理に関し、避難行動要支援者名簿に規定する前号オからキの各項目を準用する。

③ 避難支援等関係者への事前の名簿情報及び個別避難計画の提供等

ア 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を提供する。

ただし、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。

イ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を提供することができる。この場合においては、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

ウ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- (a) 長崎県警察
- (b) 民生委員法に定める本市の民生委員・児童委員
- (c) 松浦市消防本部
- (d) 本市行政協力員及び行政連絡員
- (e) 松浦市社会福祉協議会
- (f) 松浦市消防団
- (g) 本市内の自主防災組織
- (h) 松浦市居宅介護支援事業者等連絡協議会

エ 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずる。

- ・ 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・ 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報 の適正な管理に関しての確認書を市に提出すること。
- ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分

に説明する。

- ・施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画の保管を行うよう指導する。
- ・受け取った避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画を取り扱う者を限定するよう指導する。

④ 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難行動要支援者から避難行動要支援者名簿情報の避難支援等関係者への提供についての同意を得る際に、避難支援等関係者は可能な範囲での避難支援を行うものであることへの理解を求める。また、避難支援等関係者等の安全確保を含めた避難支援について、地域住民全体で話し合い、ルールを決め計画を作ることが適切であること等の周知を行う。

7 学校、医療施設、社会福祉施設、介護保険施設等における要配慮者の避難対策

児童、生徒等多数の避難は、集団行動をとるものとするが、秩序の乱れによる危険があるため、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、消防その他関係機関との連携のもとに避難訓練を定期的実施するものとする。また、学校、医療施設、社会福祉施設、介護保険施設など多数の者を収容する施設においては、避難命令権者の指示に基づき、避難が速やかに実施できるように、あらかじめ次の事項について定めておくものとする。

(1) 学校

- ① 避難実施責任者
- ② 避難の順位
- ③ 避難先
- ④ 避難誘導

引率者は、校長の指示を的確に把握して、校舎配置または学年を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

⑤ 移送

地区別に班を編成し、担当教職員が引率責任者として安全かつ能率的に移送する。

⑥ 避難の器具

(2) 医療施設、社会福祉施設、介護保険施設等

病院の入院、通院者や社会福祉施設、介護保険施設等の入所、通所者は、自力で避難できない場合が多いため、地域住民のボランティア等の協力が必要である。

① 避難誘導

医療施設・社会福祉施設・介護保険施設等の管理者は、あらかじめ患者及び入所者を担送患者と独歩患者とに区別し、独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に努め、重傷者、避難行動要支援者などを優先して誘導する。

② 移送

医療施設・社会福祉施設・介護保険施設等の管理者は、入院患者及び入所者を避難させ

る必要があると認めるときは、医師、看護師や当該施設職員を引率者として、直ちに患者・入所者の移送を行う。

③ 避難場所等の確保

医療施設・社会福祉施設・介護保険施設等の管理者は、災害時における患者及び入所者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両、手押車等を確保し保管場所を定めておく。

(3) 津波災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設

津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する人々が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）の管理者等は、利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を定めておくものとする。

① 避難確保計画の概要

災害発生時には、職員等の迅速で的確な行動が重要であることから、各施設管理者等は職員の任務分担、動員計画、避難誘導體制、施設の整備や防災教育及び訓練等についてあらかじめ詳細に定めておく。

なお、整備にあつたては、施設利用者の障害の程度や年齢層など様々であるためそれぞれの施設の実情に見合った整備に努めるものとする。

② 対象となる要配慮者利用施設

- ア 高齢者利用施設（特別養護老人ホームなど）
- イ 障害者利用施設（障害者福祉サービス事業所、障害児通所施設など）
- ウ 乳幼児利用施設（許可保育所、幼稚園など）
- エ 児童利用施設（学童保育など）
- オ 子育て支援施設（子育て広場など）
- カ 病院、診療所（有床に限る）
- キ 小学校、中学校

津波災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設

NO	施設名	所在地	施設種別
1	今福中学校	松浦市今福町浦免431番地5	中学校

8 犬・猫等の愛玩動物の保護対策

市は、動物愛護及び管理の観点から、県、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して必要な対策を行う。

- ① 愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。
- ② 管内の被災状況等を把握し、必要な物資等に関する情報の収集に努める。
- ③ 愛玩動物の一時預かり先の確保のため、必要により県を通じ、応援要請を行う。

第5節 食糧供給計画

本計画は、り災者及び災害応急対策等に対する食糧の給付のための計画である。

1 実施責任者

災害時におけるり災者及び災害応急対策要員等に対する食糧の調達供給は市長が行うものとする。

2 主食の調達

(1) 主食の応急供給

- ① 市長は災害時に次の配給を実施しようとするときは、知事（県農林部）に対し農林水産省総合食料局の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき災害救助用米穀の供給数量及び取扱者を申請し、その承認後供給を受け、り災者等に対する供給または給食を実施する。

配給数量の基準

配給を要する事態	配給品目	配給数量
り災者に対し、炊出し等による給食を行う必要がある場合	原則として米穀、 実状により乾パン、 米飯缶詰	1食当たり 精米換算200g以内
り災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合	同上	1食当たり 精米換算400g以内
災害地における救助作業に従事する者に対し給食、又は配給を行う必要がある場合	同上	1食当たり 精米換算300g以内

- ② 市長は、災害救助法により、り災者等に対し、炊出しその他による給食を実施した後は、速やかにその概要を知事に報告し必要な指示を受けるものとする。
- ③ 市長が知事の補助機関として炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿を備え必要な事項について記録するものとする。

- ア 炊出し受給者名簿
- イ 食糧品現品給与簿
- ウ その他関係証拠書類

(2) 応急食糧緊急引渡

交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、通常の応急供給手続きによっては、供給または給食を実施することが不可能な場合には、市長は農林水産省総合食料局の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

3 炊出し及び食糧の給付

(1) 炊出し及び食糧の給付対象者は、おおむね次のとおりとする。

- ① 避難所に避難している者
- ② 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者
- ③ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、列車、船舶等の旅客等でその必要のある者

(2) 炊出しの方法

- ① 炊出しは福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）において必要に応じ、地区長、婦人会、日赤奉仕団体等の協力を得て実施するものとする。
- ② 炊出し材料の確保は、福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）が行うものとする
- ③ 炊出しに必要な施設及び器材は、教育委員会と協議のうえ松浦中央学校給食共同調理場及び学校調理室の施設利用を図るものとする。

4 炊出し等の費用及び期間

炊出し及び食料品の給付のための費用及び期間は、災害救助法の基準に応じ、災害の規模等を参考にその都度定めるものとする。

第6節 給水計画

災害のため、飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の確保及び給水の計画は次によるものとする。

1 実施責任者

災害における被災者に対する飲料水の供給、確保は市長が行うものとする。

2 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者。

3 給水方法

給水は、上下水道課が県北保健所の指示に基づき、消防団等の協力を求めて次の方法により実施するものとする。

- (1) 給水量は1人1日3リットルを所要給水量とする。
- (2) 飲料水の供給に使用する器具類等は、すべて衛生的処理をした後、使用するものとする。
- (3) 被害地の状況を迅速かつ的確に把握し、別表に掲げる地区別の給水量、給水人口をもとに、地区別給水順位などを計画するものとする。

4 給水の費用及び期間

(1) 費用

- ① ろ過水、その他の給水に必要な人夫賃及び輸送費

② ろ過水器、その他の給水に要する機械器具の借上料、修繕費及び燃料費

③ 浄水用の薬品及び資材費

(2) 期間

供給期間は災害発生日から7日間を目途とする。

5 給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧は当該管理者が行うものとし、管理者はあらかじめ応急工事等の施工方法を定めておくものとする。

地区別の給水量及び給水人口一覧表

地区名	種 別	水量 (t/日)	給水計画人口 (人)
御厨・ 星鹿地区	御厨浄水場	2,390	6,280
	青島 (御厨浄水場より分水)	140	450
	田代浄水場	260	720
志佐地区	志佐浄水場	7,410	7,220
	笛吹、赤木浄水場	131	380
	田ノ平、横辺田浄水場	90	350
	志佐川西部浄水場	165	510
	長野、稗木場浄水場	155	500
	柚木川内浄水場	15	44
調川地区	調川浄水場	350	1,100
今福地区	今福浄水場	1,480	3,210
	木場・寺上浄水場	110	400
	飛島 (今福浄水場より分水)	30	140
	坂野浄水場	40	160
福島地区	福島・鍋串浄水場	1,738	2,500
	里浄水場	120	330
	原土谷浄水場	150	520
鷹島地区	中央・三里浄水場	1,390	3,000
	黒島浄水場	75	440

資料：上下水道課

応急給水確保資機材の種類及び能力

種 類	能 力	保有台数等
給水車	2,000リットル	1基
給水容器 (ポリ袋)	6リットル	300個

第7節 医療等の計画

本計画は、災害の混乱時におけるり災者の応急的医療及び助産の円滑な実施を図るものとする。

1 実施責任者

災害のため医療及び助産の途を失った者に対し、各関係機関の協力を得て、市長が行うものとする。

2 医療の対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のためその途を失った者に対して応急的に行う。
- (2) 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の者で災害のため助産の途を失った者。

3 医療、助産の範囲

- (1) 検診
 - ① 診察
 - ② 薬剤又は治療材料の支給
 - ③ 処置、手術、その他治療及び施術
 - ④ 病院等への収容
 - ⑤ 看護
- (2) 助産
 - ① 分娩の介助
 - ② 分娩前後の処置
 - ③ 脱脂綿、ガーゼ等衛生材料の支給

4 医療、助産の実施

- (1) 医療、助産の実施は原則として、医療班により行うものとするが、緊急やむを得ない場合は、もよりの医師等により行うものとする。
- (2) 医療班の編成
市医療班は、福島診療所及び鷹島診療所とし、県の医療班については、県計画による医療機関とする。
- (3) 医療品等の調達
医療等の実施に必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、長崎県県北保健所又は県福祉保健部に調達、斡旋の要請を行うものとする。

5 医療等の期間等

医療等の実施期間、費用等は災害救助法の基準及び災害の規模等を考慮し、その都度定めるものとする。

6 医療機関

医療機関一覧表

(令和5年9月末現在)

町名	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目	病床数
星鹿	松浦市立青島診療所	星鹿町青島免 651 番地	75-0782	内科・外科	0
御厨	押湊医院	御厨町里免 37 番地 1	75-0311	内科・神経内科・疼痛緩和 内科・外科・消化器外科・リ ハビリテーション科・整形外科・麻 酔科	19
	田中病院	御厨町里免 871 番地	75-0211	内科・外科・整形外科・脳 神経外科・皮膚科・リハビリテ ーション科・呼吸器科	79
志佐	菊地病院	志佐町浦免 1765 番地 4	72-0151	内科・外科・呼吸器科・消 化器科・循環器科・整形外 科・眼科・放射線科・皮膚 科・リハビリテーション科	92
	JCHO 松浦中央病院	志佐町浦免 856 番地 1号	72-3300	内科・人工透析内科・循環 器内科・呼吸器内科・外科 ・消化器外科・肛門外科・ 整形外科・皮膚科・放射線 科・リハビリテーション科・耳鼻咽 喉科	67
	坂口こどもクリニック	志佐町浦免 1738 番地 2	72-5900	小児科・小児外科	0
	中山レディースクリニック	志佐町里免 297 番地	72-0050	産婦人科	13
	能塚医院	志佐町高野免 120 番地 1	73-0077	内科・外科・皮膚科・呼吸 器科	0
調川	木村内科循環器科	調川町下免 91 番地	72-1101	内科・循環器科・消化器科	0
今福	白壁外科医院	今福町浦免 423 番地	74-0221	内科・外科	19
福島	松浦市立福島診療所	福島町塩浜免 2944 番地 21	47-2003	内科・外科・小児科・循環 器内科	19
	松浦市立福島診療所原分院	福島町原免 1106 番地	47-2281	内科・小児科	0
鷹島	松浦市立鷹島診療所	鷹島町神崎免 352 番地 1	48-2012	内科・外科・歯科	0

第8節 救出計画

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索、又は救助して、その者の保護を図る。

1 実施責任者

- (1) 救出は原則として、市長、消防機関及び警察機関、海上保安部が実施する。
- (2) 基本法及び他の法令の規定により災害応急処置の実施責任を有する者は、救出を実施し、又は市長等に協力するものとする。
- (3) 災害対策本部内等を実動機関の調整の場を設け、関係機関の責任者は相互の情報交換、捜索の地域分担等を行うことにより、効率的な活動を行うものとする。
- (4) その他救助法を適用した場合は、救助法に基づく救出を実施する。

2 救出対象者

り災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - ① 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - ② 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
 - ③ 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地域等に残されたような場合
 - ④ 山津波により生き埋めになったような場合
 - ⑤ 災害により海上又は沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、生存していると推定される者、又は生存が明らかでない者

3 市の救出活動

- (1) 消防機関を主体とした救出班の編成による救出
- (2) 協力者の動員
- (3) 舟艇、ロープ等器材の借上げ使用

4 警察機関の活動

- (1) 高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊等が、救出救助にあたる。
- (2) ヘリコプター、車両、舟艇等県警察が保有する装備資器材を活用して捜索、救出にあたる。
- (3) 救出活動は、関係機関と連携を密に協同して行う。

5 海上保安部の活動

- (1) 巡視船艇、航空機または海上保安官により保有する救難資器材を使用して海上または沿岸における遭難者等の救出にあたる。
- (2) 巡視船艇、航空機等により、海上における行方不明者等の捜索を実施し救出にあたる。
- (3) 救急活動等は、特定非営利活動法人長崎県水難救済会等の連携を密にして行う。

第9節 消防計画

本計画は、各種災害における被害を軽減するため、次の消防活動対策を図る。

1 消防団の組織

本市における消防団の組織及び定数は、次のとおりである。

松浦市消防団の組織及び定数

団長	副団長	本部分団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	機能別団員	定数
1	2	6	24	25	50	138	452	82	899

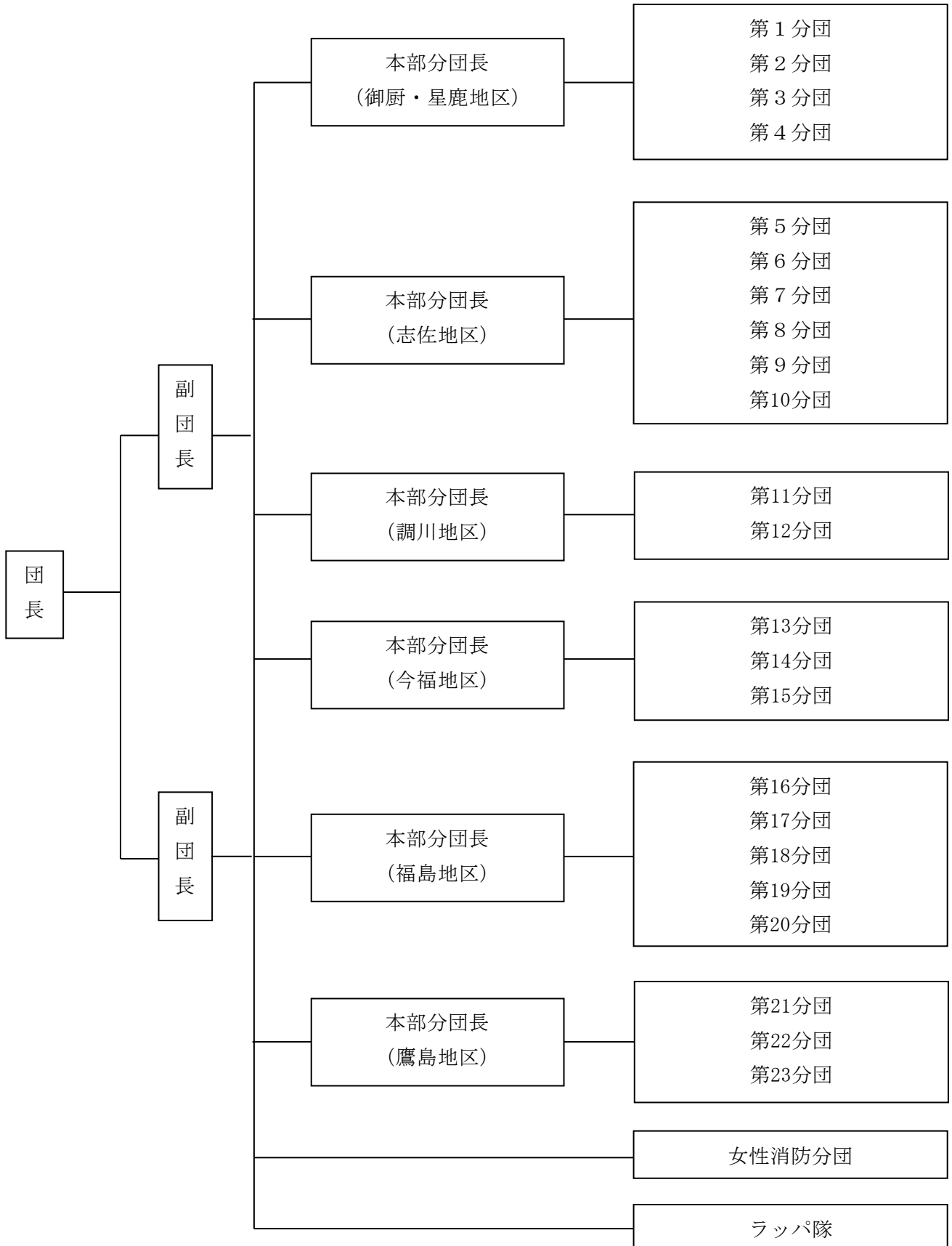
(令和5年4月1日現在)

2 消防団の分団編成

消防団の分団編成は、別表のとおりとする。

松浦市消防団の組織と分団編成

令和5年4月1日現在



3 消防活動に係る対策

(1) 情報伝達体制の充実強化

収集した災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線の整備を図る。

(2) 消防活動拠点の整備

消防活動の拠点となる消防詰所・格納庫について、適正配置・整備を図る。

(3) 消防水利の整備

既存消防水利の機能維持を図るほか、地域の火災危険等を考慮して、消防水利を整備するとともに、他の水利活用など多角的な消防水利の確保を図る。

(4) 消防施設及び資機材の整備

第1編第2章第3節「防災業務施設及び物資の整備計画」を準用する。

4 警防計画

(1) 特別警戒

災害が発生し、大きな被害が予想される場合は、特別警戒体制に入る。また、歳末時、暴風警報、大雨警報等これらに準ずる場合も同様とする。

(2) 出動の種類

- ① 災害の覚知と同時に、当該地域の地区分団を出動させるものとする。
- ② 災害が拡大する場合は、隣接する地区分団を出動させるものとし、更に著しく災害が拡大する場合は、全分団を出動させるものとする。

5 震災、津波時の出動計画

震度5弱以上の地震が発生したときは、団員は所属分団詰所に参集し、消火・救急・救助体制の確立を図る。また、津波警報が発令されたときは、各沿岸地区分団の団員は、各自の安全確保を前提に海面監視と沿岸住民等に対して広報等を行うものとする。

第10節 衣料生活必需品等物資供給計画

本計画はり災者に対する衣料生活必需品等の物資を迅速確実に給付するための物資の調達並びに配給に関する計画である。

1 実施責任者

り災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給付、供与又は調達は、市長が行うものとする（知事からの委任を含む）。なお、物資の調達、供与等は福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）を担当課とする。

2 物資の調達

- (1) 市長は、り災者に物資の給付等を行なうため、必需物資は主に市内の業者から調達する。

- (2) 災害救助法が適用された場合における災害
救助法の基準による衣料寝具の調達は県知事からの給付による。

3 物資の給付等

(1) 対象者

給付又は貸与の対象者は住家の全半壊、全半焼、流失、床上浸水、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず、ただちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 内容

給付又は貸与の内容は、災害救助法が適用された場合における救助物資の給付、又は貸与は関係法の基準によるものとするが、その他の場合は必要に応じて給付又は貸与するものとする。

(3) 方法

- ① 福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画表を作成した上で購入する。
- ② 物資の給付又は貸与は、福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）において物資支給責任者を定め、各地区長等の協力を得て実施する。

4 義援物資、金品の保管及び配分

- (1) 市に送付されてきた義援物資類の保管は、福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）において次のとおり保管場所を定めて保管し、金品については会計課において保管する。物資の保管場所は次のとおりとする。

義援物資、金品類の保管予定場所

地区名	保管予定場所	責任者
御厨地区	御厨支所	御厨支所長
星鹿地区	星鹿公民館	生涯学習課長
志佐地区	文化会館	生涯学習課長
上志佐地区	上志佐出張所	上志佐出張所長
調川地区	調川出張所	調川出張所長
今福地区	今福支所	今福支所長
福島地区	福島支所	福島支所長
鷹島地区	鷹島支所	鷹島支所長

- (2) 物資及び金品等の配分については、災害の程度及び義援物資等の数量等により、その都度配分計画をたてて配分する。

5 災害救助法による物資の給付又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給付又は貸与は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

第11節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理計画

本計画は災害により住宅を失い、又破損したため自力で応急対策を実施できない者に対し、民間賃貸住宅の借上げや応急仮設住宅を建設するなど、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、恒久住宅への円滑の移行に向けた取組や住宅の応急修理を実施する等の応急対策計画とする。

1 実施責任者

り災者に対する民間賃貸住宅の借り上げや応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は市長が行うものとする。また、応急仮設住宅の建設及び応急修理の計画、民間賃貸住宅の借上げ並びに入居は福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）を担当課とし、福祉事務所（災害対策本部設置時は民生班）の要請に基づく建設、修理の実施は、都市計画課（災害対策本部設置時は建設班）で行うものとする。

2 応急仮設住宅などの入居対象者

(1) 入居対象者

応急仮設住宅などに入居または収容するり災者は、災害のため住宅が全焼、全壊又は流失し、自らの資力で復興することが出来ない者とする。

3 住宅の応急修理対象者及び方法

(1) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は災害のため住宅が半焼又は半壊し、自らの資力で復興することが出来ない者とする。

(2) 修理の方法

応急修理は居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、修理方法は応急仮設住宅の建設方法に準ずるものとする。

4 建設用地の決定

応急仮設住宅の建設用地は原則として市運動公園、市地域運動場、市内小中学校グラウンド等の市有地とする。

ただし、り災者の生業等の関係で止むを得ない場合は、その時点において福祉事務所は、都市計画課、建設課、教育委員会及び防災課と協議の上決定する。なお、学校の敷地に応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

5 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な建築資材の調達は市内業者とするが、関係業者からの調達が不可能な場合は、知事に対し斡旋依頼を行うものとする。

6 応急仮設住宅等の戸数、規模等

応急仮設住宅の建設及び応急修理の戸数、規模、費用の限度額、工期、入居者の選考、供与期間については、災害救助法の基準によるものとする。

7 災害救助法の適用の場合

県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

第12節 防疫、清掃計画

本計画は、災害時における被災地の防疫及び清掃に関し、その円滑化を図るものとする。

第1 防疫（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項）

1 実施責任者

市長は、知事の指示に従い、防疫上必要な措置を行うものとする。なお、防疫の担当課は、健康ほけん課及び市民生活課とする。

2 防疫班の編成

防疫実施のための防疫班は、必要に応じその都度編成する。なお、要員が不足する場合には、民生班より配置する。

3 防疫の実施

（1）清潔方法

市長の指示に基づき、被災地域及びその周辺の地域について、臨時の清潔方法を実施する。方法は、道路・溝渠・公園等の公共の場所を中心に、感染症予防のための衛生処理を実施する。なお、被災家屋及びその周辺の清潔方法は、各世帯主において実施するものとする。

（2）消毒方法

実施要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条による。

（3）ねずみ・昆虫等の駆除

実施要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第15条による。

4 患者等に対する措置

感染症患者及び保菌者の隔離収容は、当該関係者を発見した時はすみやかに次の施設に収容するものとする。また、交通途絶のため隔離収容出来ない場合は、付近の適当な場所に施設を設けて収容するものとするが、全く止むを得ない場合は自宅隔離とする。

この場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則を厳守させ、特に、し尿の衛生的処理については十分な指導監督を行うものとする。

隔離施設

隔離施設名	電話番号	病床数
佐世保市総合医療センター 併設隔離病舎	0956- 24-1515	4

5 避難所の防疫措置

避難所は応急仮設住宅であり、多数の避難者を収容するため不衛生になりがちであるので、所轄保健所の指導を得て防疫活動を実施する。ただし、この場合は施設の管理責任者を通じ自治組織を編成させ、協力体制を整えるものとする。

6 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、市民生活課が当該保健所と連絡をとり、調達するものとする。

第2 清掃

1 実施責任者

被災地における汚物の収集、処分等の清掃は、市長がこれを行うものとする。
なお、清掃担当は、市民生活課とする。

2 清掃班の編成

ゴミ処理班、し尿処理班は、防疫班に準じて市担当員が市内関係業者と連絡を行い、編成するものとする。

3 清掃方法

ごみ及びし尿処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則に定める基準並びに松浦市災害廃棄物処理計画に基づいて実施するものとする。

第13節 文教対策計画

本計画は、文教施設の被害及び小・中学校児童生徒のり災に対して、応急的な教育の確保を図るための計画である。

1 実施責任者

- (1) 市立小・中学校及びその他の文教施設の災害後の応急復旧は、市長がこれを行う。
- (2) 市立小・中学校の児童生徒に対する応急教育は、市教育委員会がこれを行う。
- (3) 災害発生時の学校内の応急措置は、各学校長がこれを行う。

2 休校措置と応急教育実施の対策

(1) 休校措置

状 況	休校措置の内容
災害が発生し、又は発生が予想される場合	各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。
休校措置を登校前に決定した場合	直ちにその旨を防災行政無線、その他の方法により児童生徒に周知させるものとする。
休校措置が登校後に決定された場合	児童生徒に帰宅させる時、注意事項を十分に徹底させ、必要に応じて各担当教諭が安全な場所まで誘導して帰宅させるものとする。

(2) 学校施設の確保

被害の程度	応急教育実施の予定場所	教育条件確保の措置
学校の校舎が一部災害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別教室、屋内運動場を利用する ・ 二部授業を実施する 	教職員の事故者が多数で授業の実施が困難な場合は、速やかに対策を講じる
学校の校舎が全部又は大部分災害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館、公共施設等を利用する ・ 隣接学校の校舎を利用する ・ 応急仮設校舎を建設する 	関係校長、施設長と協議し、速やかに対策を講じる
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する ・ 応急仮設校舎を建設する 	関係教育委員会、校長、施設長と協議し、速やかに対策を講じる
広域な範囲で大災害を受けた場合		

(3) 被害の程度に応じ、教育の場が公民館その他の公共施設等に変更され、または逆に学校が避難施設として学校施設の目的外に使用される場合が少なくなくさらに教科書、学用品等の損失も当然生ずるものと思われるので、次の点に留意して応急教育を実施しなければならない。

ア 教科書、学用品等を損失した児童、生徒のみの負担にならないよう応急措置をとるとともに、関係方面に協力を求める。

イ 授業が不可能になる事態が予想される場合は、教育の低下をきたさないよう学習の方法等をあらかじめ通知をする。

ウ 授業不能が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫をする。

3 教科書及び学用品給付

(1) 給付の対象者

住家が全壊、全焼及び流失、半壊、半焼、床上浸水による被害を受けた小・中学校の児童生徒で、教科書等を喪失し又は棄損し、入手することが出来ない者とする。

(2) 調達及び給付の方法

市教育委員会は、各学校長と緊密に連携を保ち、給付の対象となる児童生徒数を調査把握し、かつ給付を必要とする教科書等の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。

(3) 給付品目及び費用等

教科書等の給付品目、費用等については、災害救助法の基準を参考にし、その都度決めるものとする。

(4) 災害救助法による教科書等の給付

災害救助法施行規則の定めるところによる。

4 学校給食対策

市教育委員会は、児童生徒に対し応急的な給食の必要を認めるときは、県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上、実施するものとする。

5 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

- ① 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難実施等措置者に対し、その利用について必要な指示をする。
- ② 学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。
- ③ 避難生活が長期化する場合における避難所としての使用範囲や使用方法等応急教育活動と避難活動との調整について、あらかじめ県と市の間で協議を行う。この場合、災害時に学校施設には救護所、遺体安置所、救援物資集積所等避難所以外の用途への利用が要請されることに配慮する。
- ④ 学校が避難所となった場合における教職員の協力体制の整備に努める。

6 社会教育施設対策

公共施設、公民館等は災害時の避難所等に利用されることが多いため、その施設管理者は、被災状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を実施するものとする。

7 文化財保護

文化財の被害状況を速やかに把握し、その現状を維持するよう努めるとともに、その個々の実状に応じた復旧対策を樹立しておくものとする。

第14節 死体の搜索処理及び埋葬計画

災害により死亡したと推定される者の搜索及び災害により死亡した者の収容、埋葬等は次によるものとする。

1 死体の搜索

(1) 実施責任者

市長が関係機関の協力を得て行う。

(2) 対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者

(3) 搜索の方法

- ① 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により死亡していると判断される者については、ただちに死体捜査に切り替える。
- ② 行方が明らかではないが、生存している可能性のあるものについては第3章第8節「救出計画」により救出を行う。
- ③ 死体の搜索は災害の規模に応じて搜索班を編成し、必要に応じて関係機関、消防団及び地域住民の協力を求めて実施するものとする。

2 死体の処理

(1) 実施責任者

ア 市長

死体の洗浄、縫合、消毒等の処理は、市において、救護班その他関係機関の協力を得て行う。

イ 県、日本赤十字社長崎支部

救助法が適用された場合は、県または日本赤十字社長崎県支部は救助法第16条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して、死体の処理を行うものとする。

ウ 県警察本部（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律平成24年法律第34号）

- ① 警察官は、あきらかに災害によって死亡したと認められる死体を発見したとき、また死体がある旨の届出を受けた場合は、警察等が取り扱う死因又は身元の調査等に関する法律に基づき、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告し、報告を受けた警察署長は、当該死体について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をするものとする。ただし、死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認識できない場合の戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条第1号に規定する報告は、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）第7条に規定する死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付し市長に報告するものとする。

- ② 死体について身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに死体をすみやかに遺族などに引渡すものとする。ただし、災害直後の混乱等のため、遺族などへの引渡しができないときは、死体を死亡地の市長に引渡すものとする。

エ 海上保安部

海上における遭難者、もしくは陸上から海上に及んだ災害の死体は、巡視船艇により収容するとともに、海上保安官により、検視後遺族または市長に対し引継ぎを行う。

また行方不明者は巡視船艇、航空機により捜索するとともに発見した遺体の収容検視引渡しをあわせて行う。

(2) 処理の内容

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

死体の識別等のための処理

イ 死体の一時保存

身元識別のため相当の時間を要し、また、多数の死体を短時日の間に埋葬することが困難な場合に死体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地にバラックを設け、または天幕を張り雨露を凌ぎえる場所）に集めて埋葬が行われるまでの間一時保存する。

ウ 死体調査

死因その他につき医師の立会を求めて必要な調査を行う。

(3) 漂流死体の処理

ア 死体の身元が判明している場合

原則として漂着した死体の身元が判明している場合は、市長は警察官または海上保安官の調査を受けた後ただちにその遺族、親戚、縁者または災害発生地在市町長に連絡して引き取らせるものとする。

ただし、被害地域に救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置するものとする。

イ 死体の身元が判明していない場合

- ① 死体の身元が判明しない場合であっても、救助法を適用されたり災地市町から漂着したものと推定される場合は、前記、アと同様に取扱うものとする。

なお、死体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておくものとする。

- ② 死体が、り災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理するものとする。

3 死体の埋葬等

(1) 実施責任者

ア 市長が実施する。

イ 災害救助法が適用された場合

原則として、知事が行い、市長がこれを補助する。

(2) 埋葬を行う場合

死体の埋葬は、その遺族、親戚、縁者が正規の手続きにより行うことを原則とするが、災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合は、棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給を行い、火葬、納骨等に要する役務の提供を行うものとする。

第15節 水防活動

地震による、津波及び洪水に対する水防活動を行う。

1 水防管理者及び水防管理団体の活動

- ① 地震による津波、洪水が予想され、著しい危険が切迫していると認められる時、水防管理者は、必要とする区域の住民に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。
- ② 水防管理者、水防団長または消防機関の長は水防上危険な箇所を発見したときは直ちに、関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないように努める。
- ③ 河川、ダム、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

2 水防活動の応援要請

- ① 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。
- ② 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、自衛隊の派遣、または警察官の出動を県に要請する。
 - ・ 応援を必要とする理由
 - ・ 応援を必要とする場所
 - ・ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ・ その他応援に関し必要な事項

第16節 自衛隊災害派遣計画

本計画は、災害に際し、人命、財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づき、災害派遣の要請に関する必要事項を定め、本計画の迅速を期するものとする。

1 災害派遣の要請先

- (1) 知事
- (2) 海上保安庁長官、管区海上保安本部長及び空港事務所長

2 災害派遣要請の基準

自衛隊への災害派遣要請は、主として人命救助及び財産の保護のため、消防、水利、救援物資の輸送通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

(1) 派遣要請事項

- ① 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- ② 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助
- ③ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- ④ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- ⑤ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
- ⑥ 道路または水路の啓開措置
- ⑦ 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ⑧ 被災者に対する炊飯及び給水支援
- ⑨ 救援物資の無償貸与または譲与
- ⑩ 危険物の保安及び除去
- ⑪ その他知事が必要と認める事項

3 災害派遣の要請方法

- (1) 市長は、知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に必要事項を明示し、知事あてに提出する。

ただし、緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

- (2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。
- (3) 市長は、上記通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知するものとする。
- (4) 自衛隊への災害派遣要請は防災課が行うものとする。
- (5) 派遣要請先は、県（危機管理課）とする。

年 月 日

長崎県知事

様

松浦市長

自衛隊への災害派遣要請について

下記のとおり派遣を要請いたします。

- 1 災害の状況及び必要とする理由
- 2 派遣を希望する期間
 - (1) 自 年 月 日
 - (2) 至 解除されるまでの間
- 3 派遣区域、活動内容、その他参考となる事項
 - (1) 派遣区域
 - (2) 活動内容
 - (3) その他参考となる事項

4 派遣部隊の受け入れ措置

- (1) 市長は知事から災害派遣の通知を受けたときは、おおむね次の要領により措置をとる。
 - ① 宿泊所、車輛、器材等の保管場所等、その他の受け入れのために必要な措置をとる。
 - ② 派遣部隊及び県との連絡については、あらかじめ職員を指名する。
 - ③ 応援を求める作業の内容等及び資材器具等の計画をあらかじめ策定し、部隊の到着と同時に作業が出来る体制を作ること。
 - ④ ヘリポート等自衛隊の救援作業において使用される施設については、使用に先立ち管理者の了解を得ておくこと。
- (2) 派遣部隊が到着した場合、次のように措置するものとする。
 - ① 派遣部隊を集結地に誘導するとともに、部隊の指揮官と作業計画について協議調整の上、必要な措置をとる。
 - ② 市長は、次の事項を県（危機管理課）へ報告するものとする。
 - ア 派遣部隊の官職氏名

- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 作業の内容及び進捗状況
- オ その他参考となる事項

5 派遣の撤収準備

市長は、要請の目的を達したとき、又は中途においてその必要がなくなったときは、速やかに次の事項を明らかにした文書をもって、知事に対し撤収の要請を行うものとする。

ただし、文書による報告に日時を要する時は、口頭又は電話でもって行い、その後文書を提出するものとする。

- (1) 撤収日時
- (2) 撤収要請の事由
- (3) その他

6 経費負担区分

自衛隊の災害派遣に要する経費は原則として市が負担するものとする。

7 ヘリコプターの離着陸地

ヘリコプターの離着陸地は、以下のとおりである。

名 称	所 在 地
御厨中学校	松浦市御厨町里免577
星鹿小学校	〃 星鹿町下田免700
志佐小学校	〃 志佐町浦免1590
志佐中学校	〃 志佐町浦免808
九州電力ヘリポート	〃 志佐町白浜免2090-2
松浦海のふるさと館広場	〃 志佐町庄野免226-30
今福中学校	〃 今福町浦免431-5
飛島地区場外離着陸場	〃 今福町飛島免
福島総合運動公園	〃 福島町塩浜免2993-89
養源小学校跡地	〃 福島町原免1051
三里ヘリポート	〃 鷹島町三里免479
鷹島スポーツ・文化交流センター駐車場	〃 鷹島町里免1102-1
黒島地区場外離着陸場	〃 鷹島町黒島免

8 自衛隊の自主派遣

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。

- (1) 大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 大規模な災害が発生し、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 大規模な災害が発生し、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (4) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合
- (5) その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第17節 相互応援協力計画

災害が発生した場合において、市長は災害緊急対策又は災害復旧対策を実施するため必要があると認められるときは、各機関に対し応援を要請する。

1 長崎県知事に対する要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、松浦市の災害に係る応急措置に対する支援と、県が行うべき応急措置の実施について要請する。

2 災害時における職員派遣

市長は、市の地域にかかる災害が発生した場合において応急措置を実施するために必要があるときは、災害対策基本法第67条の規定に基づき、他の市町の長に対し職員の派遣を求めものとする。

なお、他の市町長から応援を求められた場合には、特別の理由がない限り、所要の職員を派遣するものとする。

3 災害時における応援協定

- (1) 長崎県県北区域防災相互応援協定（平成23年7月1日締結）

県北振興局管内においては、被災市町独自では十分な応急処置が実施できない場合には、市町が相互の防災力を活用して、災害による被害の防止又は軽減を図るため、市町相互の応援について必要な事項を定めた協定を締結している。

- (2) 災害時における松浦市内郵便局、松浦市間の相互協力に関する覚書
（平成10年9月1日締結）

災害発生時における松浦市と松浦市関係郵便局の協力に関する協定

(平成27年12月21日締結)

松浦市内に発生した地震及び風水害等による災害時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため覚書及び協定を締結している。

(3) ホークス5市町災害相互応援協定(平成7年11月2日締結)

大規模な災害が発生し被災地のみでは十分に応急措置ができないとき、ホークスサミット共同宣言の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、協定を締結している。

(4) 松浦市における大規模な災害時の応援に関する協定(平成23年8月31日締結)

国土交通省九州整備局と松浦市は、市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定めた協定を締結している。

(5) 災害時におけるLPガス供給に関する協定(平成23年10月24日締結)

松浦市と(社)長崎県LPガス協会松浦支部は、市内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、LPガスの円滑な供給を図るための協定を締結している。

(6) 災害時における船舶による輸送等に関する協定(平成26年9月12日締結)

松浦市と鷹島汽船有限会社及び松浦市と有限会社金子廻漕店は、災害時等における船舶による輸送等の災害応急対策に関する内容等を定めた協定を締結している。

(7) レンタル資機材の提供に関する協定(平成26年11月11日締結)

松浦市と株式会社アクティオ九州支店は、災害発生時におけるレンタル資材の供給に関し協定を締結している。

(8) 救助救援等の協力に関する協定(平成26年11月28日締結)

松浦市と特定非営利活動法人伊万里湾小型船安全協会、特定非営利活動法人日本青バイ隊及び九州マリンレジャー株式会社は伊万里湾内や河川などでの水難事故を含めた災害時における水害救援業務について迅速かつ的確に実施するために協定を締結している。

(9) 災害発生時における九州液化瓦斯福島基地内棧橋利用に関する協定(平成27年3月30日締結)

災害発生時における九州液化瓦斯福島基地内棧橋利用に関する協定に関する覚書(平成27年12月17日締結)

松浦市と九州液化瓦斯福島基地株式会社は、災害発生時(原子力災害、地震津波災害、風水害が発生または発生のおそれがある場合)に住民避難を迅速に行うため敷地内棧橋を利用した船舶による住民避難について協定及び覚書を締結している。

(10) 災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定(平成27年3月30日締結)

松浦市と松浦市建設業協同組合は、災害発生時に被災情報提供や保有する資材、機材、技術者等の緊急出動等による組織的な支援活動により、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図るために協定を締結している。

(11) 災害発生時における物資の供給に関する協定(平成24年12月3日締結)

松浦市と株式会社清和及び株式会社松葉屋は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害救助に必要な物資の調達及び供給に関し協定を締結している。

(12) 松浦市地区災害復旧に関する覚書（平成29年7月3日締結）

松浦市と九州電力株式会社平戸配電事業所は、災害発生時における被災情報の共有を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした緊密な連携について覚書を締結している。

(13) 災害時における物資供給に関する協定（平成29年9月27日締結）

松浦市とNPO法人コメリ災害対策センターは、地震、風水害その他災害（原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を迅速かつ円滑に被災地等への供給及び災害対策業務の実施において必要な物資を調達するため協定を締結している。

(14) 災害時における物資提供に関する協定（平成30年10月17日締結）

松浦市と生活協同組合ララコープは、地震、風水害その他災害（原子力災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要な物資を迅速かつ円滑に被災地等（東彼3町含む。）への供給を図るため協定を締結している。

(15) 災害時等の歯科医療救護活動に関する協定（平成31年3月20日締結）

松浦市と北松歯科医師会は、災害発生時において、歯科医師会が歯科医療救護班を救護所等に派遣し、歯科医療救護活動を迅速かつ円滑に行うため協定を締結している。

(16) 防災カメラシステム支援自動販売機及び防災カメラの設置並びに管理に関する協定（令和元年9月20日締結）

松浦市と特定非営利活動法人元気種（だね）っとは、安全・安心なまちづくりを推進するため防災カメラシステム支援自動販売機及び防災カメラの設置並びに管理について協定を締結している。

(17) 災害に係る情報発信等に関する協定（令和2年3月9日締結）

松浦市とヤフー株式会社は災害に備え、市民へ必要な情報を迅速に提供することなど互いに協力して様々な取組みを行うため協定を締結している。

(18) 緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書（令和2年6月1日締結）

松浦市と大塚ウェルネスベンディング株式会社及びネオス株式会社は、緊急時に自動販売機内に在庫された商品の取扱いに関して覚書を締結している。

(19) 緊急時飲料提供バンダーにかかる費用負担覚書（令和2年6月9日締結）

松浦市と西日本かなえペプシコーラ販売株式会社は、緊急時に自動販売機内の清涼飲料に関して覚書を締結している。

(20) 災害時における物資供給に関する協定（令和2年10月1日締結）

松浦市と株式会社ナフコは地震、津波、風水害その他の災害（原子力災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要な物資を調達するため協定を締結している。

(21) 災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定（令和3年3月17日締結）

松浦市とながさき西海農業協同組合は地震、風水害等の大規模災害が発生した場合に災害応急対策に必要な食料品や生活必需品などの救援物資の荷捌き及び輸送業務が迅速かつ円滑に実施できるよう協定を締結している。

(22) 下水道災害支援協定（令和3年3月24日締結）

松浦市と日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所は、災害発生時における下水道施設等の復旧支援協力などについて協定を締結している。

(23) 漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定（令和3年7月6日締結）

松浦市と一般社団法人水産土木建設技術センターは、災害発生時における漁港等施設の復旧支援協力などについて協定を締結している。

(24) 災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定（令和3年7月14日）

松浦市と長崎県環境保全協会及び長崎県環境整備事業協同組合は、災害時における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して協定を締結している。

(25) 地方創生に関する包括連携協定（令和4年3月30日）

松浦市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的に協定を締結している。

(26) 地域活性化包括連携協定（令和4年6月28日）

松浦市と佐川急便株式会社は、密接な相互連携及び協働により、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスの向上を図ることを目的に協定を締結している。

(27) その他の協定

① 避難所に関する協定

避難所施設利用に関する協定（平成26年9月10日締結）

松浦市と長崎県立松浦高等学校長は災害時における避難所としての施設利用に関する内容等を定めた協定を締結している。

② 志佐川水系（志佐川・笛吹川）治水協定（令和2年8月17日締結）

長崎県県北振興局と松浦市はダム下流河川の沿川における洪水被害の防止・軽減を図ることを目的に笛吹ダムに係る事前放流について協定を締結している。

4 消防における応援協定

(1) 消防相互応援協定の締結

消防組織法第39条の規定に基づき、火災又はその他の災害に際して消防活動をより効果的に遂行するため、次のような消防相互応援協定を締結している。

① 佐世保市、平戸市、佐々町（平成22年3月31日締結）

② 佐賀県唐津市（平成22年3月31日締結）

③ 佐賀県伊万里市（平成22年3月31日締結）

(2) 消火活動の応援に関する協定書（昭和58年4月1日締結）

九州液化瓦斯福島基地(株)と福島町との間で、「消火活動の応援に関する協定書」を締結しており、これに基づき基地内において事故や災害が発生した場合の情報連絡体制が設けられている。

5 職員の派遣要請

(1) 指定行政機関、指定地方行政機関の長に対する要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要なときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣要請を行うものとする。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣期間について必要なこと

(2) 職員の派遣の斡旋

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要なときは、災害対策基本法第30条の規定に基づき、次の事項を記載した文書をもって、県知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関若しくは他の地方公共団体の職員の派遣要請を行うものとする。

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

第4章 地震災害復旧計画

第1節 目的

公共施設等の災害復旧にあたっては、ただ単に原形復旧に止まらず、将来の災害の発生を防止するために必要な新設、改良にも充分配慮した復旧計画をたてるものとする。

また、復旧にあたっては、民心の安定及び経済的社会的活動の早急な回復を図るため、迅速に実施するものとする。

1 災害復旧計画の実施責任者

災害復旧は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、市長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

2 災害復旧事業費の決定

国が全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業の決定については、市等が提出する資料及び実施調査の結果等に基づき主務大臣が決定するものである。

前項の規定による災害復旧事業費の決定をするにあたっては、主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設、又は改良に関する事業が円滑に実施されるよう充分配慮しなければならない。

第2節 住宅災害の復旧等に関する計画

1 住宅災害についての情報提出

災害により住宅に被害が発生した場合は、被害状況を的確に把握して住宅の災害対策の万全を期するため、被害程度の如何にかかわらず、直ちに県（住宅課）へ住宅災害報告書（別紙様式）を提出する。

2 住宅災害の復旧対策

次に掲げる規模の災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、県の指導のもとに（県は国と連絡をとり国が公営住宅法第8条の適用、あるいは激甚災害特別援助法適用の判断を行うもの）国庫補助を受けて公営住宅の建設を図る。

（1）災害公営住宅建設の場合

- ① 災害（天然現象によるもの）により滅失した戸数が200戸以上若しくはその区域内住宅の1割以上であるとき。
- ② 火災により滅失した戸数がその区域内の住宅の戸数の1割以上であるとき。
（公営住宅法第8条第1項）
- ③ 激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受ける規模の災害があったとき。（激甚災害特別援助法第22条）

（2）既設公営住宅復旧の場合

災害（火災にあつては地震による火災に限る。）により公営住宅、又は、共同施設が滅失し又は著しく損傷した場合で、事業主体が公営住宅、又は共同施設を建設し、又は補修するとき。（公営住宅法第8条第3項）

別紙

住 宅 災 害 報 告 書

作成年月日 令和 年 月 日

市町村名

作成者名

1 災害の概要

災 害 名	発生年月日	令和 年 月 日
災害の概要と特徴		
住宅以外の災害の概要		
住宅対策として現在までにとった措置		
住宅対策として今後予定している措置		
国に対する要望		

第3節 災害応急融資計画

この計画は、災害により被害を受けた中小企業、農林漁業者及び一般被災者に対し、災害復旧資金の融資を行い、災害の応急復旧を図るものとする。

1 農業者に対する応急融資

災害が「天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）」により、同法の適用災害として指定を受けることにより低利融資の農業経営資金の融資を行い、経営の維持安定を図るものとする。

2 林業者に対する応急融資

被災者に対しては、「天災融資法」を受けることにより低利の経営資金の融資を円滑にして、経営の安定を図るものとする。

3 漁業者に対する応急融資

災害が、「天災融資法」の適用災害としての指定を受けることにより、低利融資の漁業経営資金の融資及び他の漁業金融制度に基づく災害復旧資金の融資が行われることにより、被害漁業者の経営安定を図るものとする。

4 その他の応急措置

中小企業者及び一般被災者に対する応急措置を図るものとする。

第4節 生活確保対策計画

災害時における被災者の生活確保対策は、次によるものとする。

1 生活確保のための資金融資

災害を受けた低所得世帯等に対する資金の貸付等は、次によるものとする。

(1) 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度に基づき、県社会福祉協議会が、民生委員及び松浦市社会福祉協議会の協力を得て被災世帯に対し、自立更生を目的とした必要な資金の貸し付けを行う。

① 貸付対象

災害により住家等に被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯であること。

- ア 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること。
- イ 貸付によって独立自活できる世帯であること。
- ウ 必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯であること。

② 貸付限度額及び償還期限

- ア 貸付限度額 原則 150 万円
- イ 措置期間 半年以内
- ウ 償還期間 7 年以内
- エ 貸付利子 連帯保証人あり 無利子、連帯保証人なし 年 1.5%

③ 貸付条件

- ア 連帯保証人 原則 1 人（※ただし、連帯保証人がいない場合も借入申込可）
- イ 延滞利子 年 3.0%

④ 提出書類（申込先：市社会福祉協議会）

- ア 借入申込書
- イ 世帯全員証明の住民票（3 か月以内のもの）
- ウ 罹災証明書（官公庁が発行するもの）
- エ 所得証明書（世帯で収入のある者全員分）
- オ 復旧工事にかかる見積書等
- カ 連帯保証人の所得証明書
- キ 必要に応じて、上記以外にも追加書類の提出を求める場合がある。

⑤ その他

貸付限度額については、個別の状況により県社協が必要と認める場合には 5,800,000 円とし、償還年数は 15 年以内とする。
この場合、申請の必要性や償還能力を審査する。

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づいて県が貸付を行う。

① 貸付対象

- ・ 母子家庭の母（配偶者と死別又は離婚した女子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる女子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者）
- ・ 父子家庭の父（配偶者と死別又は離婚した男子であって、現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる男子で、現に 20 歳未満の児童を扶養している者）
- ・ 寡婦（かつて、母子家庭の母であった者。ただし、現に子を扶養していない場合、前年度の所得が 203 万 6 千円以内に限る。）
- ・ 母子・父子福祉団体
- ・ 40 歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の者（前年度の所得が 203 万 6 千円以内に限る。）

② 貸付金申込みの受付

窓口は、市子育て・こども課。直接の指導、相談等については、主として子育て・こども課の母子・父子自立支援員があたる。

③ その他

住宅に被害を受けた者について、被災後 1 年以内に貸し付けられる住宅資金、事業開始資金及び事業継続資金の据置期間を、2 年を超えない範囲内において延長することができる。（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 8 条第 6 号）

④ 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表（災害関連分）

資金名	貸付金額の限度	措置期間	償還期間
事業開始資金	個人貸付 3,260,000 円	1 年	7 年以内
	団体貸付 4,890,000 円	1 年	7 年以内
事業継続資金	個人貸付 1,630,000 円	6 か月	7 年以内
	団体貸付 1,630,000 円	6 か月	7 年以内
住宅資金	1,500,000 円	6 か月	6 年以内 (災害 7 年以内)
	(災害 2,000,000 円)		

(注) 1. 償還方法 月賦又は半年賦若しくは年賦による。

2. 利 子 率	事業開始資金	連帯保証人有	無利子
		連帯保証人無	年 1.0%
	事業継続資金	連帯保証人有	無利子
		連帯保証人無	年 1.0%
	住宅資金	連帯保証人有	無利子
		連帯保証人無	年 1.0%

3. 表中の措置期間は一般の場合。

2 被災者生活再建支援金の支給

県において、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土石流、その他異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害は次のとおり。

- ① 災害救助法に該当する被害が発生した市町における自然災害
- ② 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町における自然災害
- ③ 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～②が発生した都道府県内の市町（人口 10 万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③が発生した区域に隣接する市町（人口 10 万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給限度額及び支給の対象となる経費

世帯数	①及び②		①及び②に加算		
			※ 2以上該当する場合は高い方を加算		
			③	④	⑤
複数(2人以上)世帯	全壊	100	200	100	50
	大半壊	50			
	中半壊	—	100	50	25
単数(1人)世帯	全壊	75	150	75	37.5
	大半壊	37.5			
	中半壊	—	75	37.5	18.75

- ① 住宅が全壊した世帯（一律支給）
 ② 住宅が大規模半壊した世帯（一律支給）
 ③ 住宅を建設・購入する世帯（①及び②に加算）
 ④ 住宅を補修する世帯（①及び②に加算）
 ⑤ 住宅を賃貸する世帯（①及び②に加算）

※限度額 300 万円

長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町内に居住する世帯は、法の規定する額に 70 万円を加えた額とする。（但し、その額が 300 万円を超えるときは 300 万円）

(4) 住家の被害認定

市町は、認定基準（「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知））により住家の被害認定を行う。

(5) 支援金支給手続き

支給事務の流れは、各被災者からの申請を各市町で受付を行い、県を經由して財団法人都道府県会館に申請書を提出し、財団法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。

3 児童救済金

公益財団法人長崎県児童救済基金より、当該給付規程に基づき、被災時に児童の保護者が長崎県内に居住する被災児童に対し救済金を支給する。

(1) 給付対象

火災、風水害等による被災児童を対象とする。

(2) 救済金の種類と額

学資金	保護者をなくした被災児童が、小学校～大学等を卒業するまで給付		
	主たる生計者である保護者の死亡	小・中学生	年 66,000 円
		高校生	年 264,000 円
		大学生等	年 371,000 円

	主たる生計者でない保護者の死亡	小・中学生	年	33,000 円
		高校生	年	132,000 円
		大学生等	年	186,000 円
被服文具費	住家を失ったときに給付	小・中・高校生		50,000 円
	3歳～6歳までの幼稚園等に通う未就学児			35,000 円
修学旅行資金	被災児童の修学旅行費用を給付（住家を失ったときは、その翌年度まで）			
		小学生	上限	40,000 円
		中学生	上限	70,000 円
		高校生	上限	110,000 円
就職支度金	中・高校を卒業して就職するとき給付			50,000 円
	（住家を失ったときは、その翌年度まで）			

（3）交付申請

被災証明等を添付し、「救済金交付申請書」を市役所に提出。

4 職業のあっせん

市は、災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の技能、経験、健康、その他の状況から判断して、就職可能なものについては、江迎公共職業安定所と連絡協力して、職業のあっせんに努めるものとする。